

鹿兒島県史料

玉里島津家史料補遺
南部弥八郎報告書二

解 題

本巻には前の巻につづいて、慶応元年五月から同二年までの、南部弥八郎報告書を収載する。ただ若干余白が出るのと、しかもそれを埋めるに極めて貴重な史料が発見された事から、それを掲載して一巻とすることになった。その事情は以下のとおりである。

南部弥八郎報告書は慶応二年までで終わるが、たまたま鹿児島市磯の尚古集成館（島津興業所屬）の書庫から、玉里島津家という名称では始祖ともいべき島津久光の新書簡が発見されたので、同じ玉里島津家史料という意味で、それをここに収録して本史料の最後を飾ることにしたのである。

この久光書簡は従来全く知られていない、文字通りの新史料である。発見の経緯は以下のようなものである。平成十年の末に近いころだったと記憶するが、筆者（芳）が尚古集成館長を勤めている当時、館職員の松尾千歳君が一つの古びた文箱を持ってきて、「こんなものがありました」と言って、筆者の前に差し出した。その文箱は古びてはいるものの、上蓋には蒔絵のある上品なもので、それを開いてみると、中にはたくさんさんの封書がいっぱい詰まっていた。取り出してみると、宛名は多くが修理大夫で、差出人は島津周防・島津和泉・島津三郎などの名である。周防・和泉・三郎といえは久光の通称である。すなわちこれは明らかに久光の出した書簡で、修理大夫は久光の実子で藩主の島津忠義であることは明らかである。もちろんこれ以外のものが入っていたが、約六十数通のうち五十余通が久光書簡であり、月日は入っていない年号はほとんど入っていなかった。しかし久光の通称の変遷年月が分かっているので、ほぼ年代を推定するこ

とも可能であるという見当がついた。私は館内倉庫の文書類は、すでに調査解明済みと思っていたので、この文箱の内容について、これまで誰もみていないのかと松尾君に聞いたところ、ないということであった。正しく新史料であることが分かった。でも島津家史料は周知のように島津家史料として、現在は東京大学史料編纂所の所有となっている。いっぽう久光系統の重富島津家史料は、所有者は玉里島津家の御当主島津忠廣氏で、現物は現在鹿児島県歴史資料センター黎明館に寄託されていて、同館に保管されている。また同じく玉里島津家にあった諸資料、いわゆる玉里文庫は現在国立鹿児島大学の所有に帰し、同大学付属図書館に保管されている。ただ以前から鹿児島市磯の仙巖園内の尚古集成館や園内倉庫にあった諸資料などは、そのまま同地にあり、株式会社島津興業の所有になっている。

そうであるのに、玉里島津家系統の久光書簡が、こういう形で尚古集成館に残ったということは、どういうことであろうか。周知のように、久光は長男斉彬の弟であることから、藩主になる可能性はなかった。だから早く種子島家にはいり、のち同家を出て一門家の重富島津家にはいり、同家の当主となった。その子忠義も重富島津家を継ぐ予定が、藩主斉彬の急死により思いがけず、石高七十余万石、天下第二の大藩の藩主となる事になった。こうして忠義は鹿児島城内で暮らすことになる。ただ周知のように忠義が藩主になった安政末期から、日本国内は対米外交を中心として、天下騒然とした状態になる。ここに今は亡き斉彬の遺志をつぐという形で、薩摩藩活躍の実質的責任者は久光となり、久光はたびたび上京して国事に奔走する。こうして藩主忠義と離れて活動する久光は、大体一ヵ月に二回程度は必ず忠義あてに書面を出して状況を知らせ、また国もとの動きに注意を与えるなどした。しかもそれは必ず誰か使者に持たせて忠義に届けさせた。だから忠義はそれを大切に文箱に保管しておいたのである。普通の藩政関係の事務的なことであれば、久光に付いている誰かが家老その他しかるべき人あてに公文を出す。そういう種類のものは受け取った家老らの判断で、

保存の必要なものは藩の御記録所に回して保存されるのである。そうすれば前述の島津家史料として、現在は東京大学に保存されることになったはずである。といってもこれは確実にそうだったとはいえない面がある。

なぜなら明治四年廃藩置県後、当時の鹿児島県参事大山綱良が旧藩庁文書を焼かせた時に焼き捨てられたか、明治六年十二月七日「旧城内營所火を失し、樓門に至るまで隅の倉を残して尽く焼亡す」(『忠義公年譜』『忠義公史料』第七卷)という時に焼けたか、隅の倉に所蔵されていて残っても同十年の西南戦争で焼けたか、ともかく残らなかった可能性もある。有名な話であるが、今日国の重要文化財に指定された島津家史料は、明治十年西南戦争当時、磯島津家家令東郷重持が岩崎の倉庫に保管されていた文書を、必死の努力で救い出して残ったものである。門番の兵士がどうしても許さず、無理に入れば殺すといったのを、「殺すなら殺せ、命惜しさに文書をそのままにどの面おもて下げて帰れるか」と、門前の石の上につきわり込んでしまった。これには、さすが門番の兵士もこまりはてて、やっと上官に取り次いで、文書の救出に成功したのだという。

だが城内になかったこの久光書簡は、そうはならずに残った。その大きな理由はこの書簡が、久光が忠義にあてた私信であったからである。公文であれば前にも書いたとおり、藩の倉庫に保管されていた筈である。しかし私信であるから忠義は手元においていた。だから残ったものと思われる。

この書簡は久光からの一方通行の書簡ではなかった。相互に使者に持たせて出した書簡に、相手もその返事を書いて使者に持たせて帰す。だから久光の手元にも、忠義からの書簡があったはずであるが、それは現在残っていない。しかもそれには必ず使者の口上が付いていた。文面に表しがたいものや補足については、使者の口上があった。もちろんこれは初めから残っていない。ともかく残っているのは久光の一方交通の書簡だけである。だから我々はそれだけで文面

を解釈しなければならぬので、あるいは見当はずれの理解をすることになる恐れがあり、この点は十分注意しなければならぬ。もちろん多くの史料がこれと同じことであろうし、それは致し方のないことであるけれども、一般的にも史料を読むものとして、十分注意すべきことだと思われる。

ともかく忠義は、父久光からのこの書簡を大切に保管していた。明治になると、逆に忠義が上京して、久光が鹿兒島におられることもある。そしてこれには久光が鹿兒島から出した書簡も含まれているから、忠義はこの文箱を東京にも持参していたのであろう。中に明治二十一年の書簡（忠義あて高崎正風書簡）も入っているから、ずっと手元に保管されてきたことは確実と考えられる。ともかく忠義が藩主になって間もなくの万延年間から、明治八年八月までの久光書簡が含まれている。途中若干抜けているのではないかと思われる時期がある。この間久光がださなかつたはずはないと思われる時期であるからである。だがそれは極一部である。

親子の關係であり私信であるから、久光は遠慮のない言葉で書いている。その点貴重である。そうであるのにこの書簡の存在そのものが、長く知られることなく眠っていた。しかもこの間の久光の活躍は幕末維新史の上に重大な意味を持つものであった。というよりも、その間の久光の活躍がなければ、先ずあの時期にああいう形で維新革命が行なわれたかどうかは分からない。恐らくできなかつたらうと思われる。その間の久光の生の声を伝える史料という意味で、本史料の発見は極めて貴重であるといわなければならぬ。ここで若干史料の内容について紹介しておこう。

ところで忠義は、思いがけず天下第二の大藩の藩主となる。これについて久光がどういう感想を持ったか、明言したものは見当たらないが、喜び半分、心配半分というところであつたらう。一般の大名後継者は、普通江戸で生まれ江戸で育ち、のちに大名になるのだという明確な目標のもとに育てられる。ところが忠義には、全くそういう想定のもとに

育てられる条件はなかった。当然島津一門家の後継者は想定したろうが、その場合家臣団の中では、トップクラスの家柄であり、あまり気を使う必要のない環境にあった。上は藩主だけである。こう見てくると、割に気楽な気分です育てられたということではないか。

それが突然の藩主である。当然本人はとまどったろうが、久光も単に喜んでばかりはおられない気持ちだったろう。そこで当然薩摩藩主としてふさわしい人物に成長するように気をくばり、そういう配慮で今後の忠義教育に力を入れたと思われる。本史料集第一号書簡、万延元年八月八日の短い書簡の中に、そういう久光の気持ちを見る思いがするが、どうであらうか。

忠義は安政五年十二月二十五日江戸につき、二十八日幕府から薩摩藩主となることの許可を得た。翌六年二月七日將軍家茂の諱の一字をさすけられ、茂久と改名、五月十九日鹿兒島に帰った。これが藩主としての初入部である。そして翌万延元年参勤の年に当たっていた忠義は、三月十三日鹿兒島を発って参勤の途にのぼるが、途中二十日桜田門外の變報をうけて、忠義は病氣と称して引き返した。そして江戸に家老川上久美を派遣して、そのことを幕府に届けた。幕府は閏三月九日、忠義の病氣帰国を許し、快復してから参勤するようにと達した。これに対し薩摩藩では、この年の参勤を免除してもらいたいと考えた。先ず途中彦根藩士が薩摩藩兵を襲撃する恐れがある、と考えたためと思われるが、さらに有村次左衛門の兄雄助がその一味であることが分かり、藩役人は雄助を伊勢四日市で捕らえ、三月二十三日鹿兒島に護送した。藩は即日雄助に自刃を命じたのであるが、これらのことから薩摩藩の立場が非常に悪くなったことから、当面若い忠義の参勤は藩の立場を窮地におとしいる危険がある、と恐れたものと思われる。そこで江戸留守居に命じて、七月十三日幕府に今年の参勤を猶予（免除）してもらうことを願ひ出させた。これが許可されたことを知らせる急

飛脚が八月八日ついた。その知らせをうけての久光の忠義あて書状が、第一号書簡だと思われる。

それによると親戚筋の八戸藩主（南部信順のぶのり、島津重豪の十三男で、久光の祖父斉宣の弟に当たる）から久光に直接の書簡が届いて、それに「参府一条御都合よく相成り候趣」という趣旨のことが書いてあった。また江戸に出していた小納戸頭取山田壮右衛門からも、「巨細申し越し」という。山田は前藩主斉彬が信任していた人物で、久光は安政六年十一月山田を前職に再任して、江戸工作に当たらせていた。ところで私が注目するのは、この後につづく久光の文言である。それにはこうある。

自ら明日登城仕り、細事申し上ぐ可く候、其節此御書は御返し下さる可く候、もっとも御小姓の者共へは、先ず御見せ遊ばされ間敷候、

というのである。

これはどういう意味であろうか。久光の意図を推測してみよう。「細かなことは明日登城して直接話す」というが、この点に問題はない。ところが、次にこの書状などはその時返してくれ、しかもこの書状は決して小姓たちには見せな、というのである。この点をどう考えるべきかに、私は大きな関心がある。

それは恐らく新藩主忠義が、細かなことまで一々父久光に相談したり、意見を聞いたりしていることが小姓たちに分かる、藩主としての権威にかかわると考えたのではないか。藩主として毅然たる、すなわちしっかりした態度を疑われることになり兼ねないことを、心配したということではないか。小姓たちから甘くみられると、それが城内、さらに藩内にひろまる。何としても忠義をしっかりとした薩摩藩主に育て上げなければとの、久光の思いを示す言葉ではないか。久光としては何としても、一門家督を予想した甘い環境で育った忠義を、立派な薩摩藩主に育て上げる義務がある。そ

ういう思いが、この書簡にこめられているのではないか、というのが私の見解である。同年十一月九日の第二書簡では公然と、

参府一条御願い達し相成り、誠に以て恐悦の御儀に存じ奉り候、さぞ御安堵遊ばされ候御事と恐察奉り候、私にも屯と安心仕り候、御家老中初め一統別して有り難く安心仕り候次第に御座候、

と書く。ただこの日の書状は福岡藩主黒田斉溥（前述の八戸藩主南部信順の直ぐ上の兄）と、南部信順に、忠義からだす書状（恐らく礼状）の案文を書いた忠義が、父久光に意見を求めたことに対し、「少々書き入れ差し上げ候」とし、それ以外は「因ハ（因幡、使者であろう）」が「委細申し上ぐべく候」とする。案文に対する意見を求めることでは、藩主の尊厳というか権威を傷つける恐れはないと考えたものであろう。ともかく久光は忠義を藩主として育成していくことに大きな責任を感じていたということではなからうか。この短い一号書簡に、私はそういう感じを持ったのである。一通の書簡に長々と紙数を費やしたが、以下忠義に京都・江戸、時に鹿児島 の状況を知らせ、またある時は忠義にその対策を指示する。それが前言のとおり親子の私信であることから包み隠しのない表現であることから、特にその本心を知るといふ点で極めて貴重である。間には文久三年九月出発の上京日録では、これが八・一八政変後であることから、西宮から山崎街道をとり、特に芥川からは夜中十二時頃出発、久光は先番の供侍にまじり、提灯も供侍の紋をつけたものをかかげ、台輪駕籠に乗って微行したといい、忠義あて十月九日書簡に「此の一条極秘故其の御心得これ有りたき事」と口止めしているのなど、むしろユーモラスでさえある。また此の上京時の記録には各藩の家老級たちとの面談によつてえた人物評が面白い。特に近衛家で面会の藤堂某について、「エズイ人」との表現は殿様級でも方言（ずるいの方言）を使っていた事の証しとして興味ぶかい。

久光を知る事だけでなく、当時の朝廷・幕府の動きなど飾らぬ言葉で記していて、非常に参考になる史料であることは疑えまい。

ただ最後にことわっておくが、本資料の内容で今日初めて知り得たという性質のものは余りない。特に口外を禁じたものは、前述のように久光が厳しく口止めしていることだし、そうでないものは忠義が家老その他に見せたり、話したりしていると思われるし、事実忠義としても久光の情報をもとに、国元での処置を講じなければならなかったろうから、いわば公文的な意味も持っていたものでもあった訳である。

(芳 即 正)

例言

一 本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家史料」（昭和四十七年八月十日黎明館寄託史料）のうち慶応元年五月から慶応三年四月までの三年間の「南部弥八郎風説書」二十五点及び「維新前後諸書付」二十一点・既刊『玉里島津家史料』収載分十点の南部弥八郎報告関係史料・尚古集成館所蔵「島津久光書翰」を底本として『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書二』として刊行するものである。

一 史料の配列は、南部の報告年月日に従って編年順に収めた。

一 個々の底本史料の頭には、収載順に通し番号を付し、報告月日・底本の種類を示した。

一 本文中の独立した文書や記事・記録については、個々の底本史料ごとに、各文書等の文首に通しの収載番号を付した。なお関連性の深い複数の内容から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

一 刊行に当たって、本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従った。闕字は一字分あげとした。

ウ 文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

エ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

オ 文書・記事等の本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

カ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は（ ）で囲み原注と区別した。
キ ルビは、底本にあるもののみを付した。

ク 朱書は、頭に（朱書）と注を付して「」で囲んだ。

ケ 頭註は、本文中の行間に移動させ、頭に（頭註）と注を付して「」で囲んだ。

コ 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

サ 文意の通じない箇所や文字には、（ママ）・（衍カ）・（〇〇カ）などと傍注を付した。

シ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み（摩滅）・（破損）・（虫損）と傍注を付した。

ス 合点は右肩に「1」で示した。

セ 文書や記事などの欠落部の本文補充箇所は、「」で囲み（脱アリ）と傍注を付した。

ソ 文書に付属して収めた包紙・封紙の表書きなどは、右肩に（包紙）などと注を付し「」で示した。

タ 「南部弥八郎報告書二」では、底本で使用された用字のうち、次のように統一した。

静穰↓静謐 余議↓余儀 寄兵隊↓奇兵隊 砲↓炮 檀浦↓壇浦

「島津久光公書翰」では、底本で使用された用字のうち、次のように統一した。

鳴津↓島津

一 卷末に、収載順に文書・記事等の目録を掲げた。

一 卷末目録に示した文書・記事等の題名は、当初よりあった原題は原則としてそのまま採ったが、ないものはそれぞれの種類や内容をふまえて題名を付けた。

鹿兒島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書二 目次

慶応元年乙丑 自五月至十二月

◇第一一九号	丑	五月	七日報告〔風説書 丑四月中〕	一
◇第一二〇号	丑	五月	八日報告〔維新前後諸書付46〕	二
◇第一二一号	丑	五月	八日報告〔維新前後諸書付47〕	三
◇第一二二号	丑	五月	八日報告〔維新前後諸書付48〕	四
◇第一二三号	丑	五月	八日報告〔玉里島津家史料四〕一三三三	五
◇第一二四号	丑	五月	十六日報告〔風説書 丑五月中〕	六
◇第一二五号	丑	五月	十六日報告〔維新前後諸書付49〕	七
◇第一二六号	丑	五月	報告〔維新前後諸書付50〕	八
◇第一二七号	丑	五月	報告〔維新前後諸書付51〕	九
◇第一二八号	丑	五月	報告〔維新前後諸書付52〕	一〇
◇第一二九号	丑	五月	報告〔維新前後諸書付53〕	一一
◇第一三〇号	丑	五月	報告〔玉里島津家史料四〕一三三四	一二
◇第一三一号	丑	六月	三日報告〔維新前後諸書付54〕	一三

◇第一三二号	丑	六月十一日報告〔風説書 丑閏五月中〕	二七
◇第一三三号	丑	六月十二日報告〔維新前後諸書付55〕	二六
◇第一三四号	丑	六月十二日報告〔維新前後諸書付56〕	二六
◇第一三五号	丑	六月十二日報告〔維新前後諸書付57〕	二七
◇第一三六号	丑	六月廿七日報告〔維新前後諸書付58〕	二七
◇第一三七号	丑	六月廿七日報告〔風説書 丑六月中〕	二七
◇第一三八号	丑	七月廿七日報告〔維新前後諸書付59〕	二五
◇第一三九号	丑	八月報告〔維新前後諸書付60〕	二九
◇第一四〇号	丑	八月報告〔維新前後諸書付61〕	二九
◇第一四一号	丑	八月報告〔維新前後諸書付62〕	二九
◇第一四二号	丑	八月報告〔維新前後諸書付63〕	二九
◇第一四三号	丑	八月報告〔維新前後諸書付64〕	二九
◇第一四四号	丑	八月報告〔風説書 丑七月中〕	二四
◇第一四五号	丑	八月報告〔玉里島津家史料四〕一三六一	二四
◇第一四六号	丑	十月十五日報告〔風説書 丑九月より同十月まで〕	二四
◇第一四七号	丑	十月十五日報告〔玉里島津家史料四〕一三二二	二六

◇第一四八号	丑十一月 二日報告〔風説書	丑十月中〕	……	三〇三	
◇第一四九号	丑十一月報告	〔風説書	丑十一月中之内〕	……	三〇八
◇第一五〇号	丑十二月報告	〔風説書	丑十二月中〕	……	三〇四
慶応二年丙寅					
	自正月	至十二月			
◇第一五一号	寅 正月 三日報告〔風説書	丑十二月中追加〕	……	三〇五	
◇第一五二号	寅 正月 七日報告〔維新前後諸書付65〕	……	……	三〇五	
◇第一五三号	寅 正月報告	〔風説書	寅正月中〕	……	三〇五
◇第一五四号	寅 三月 四日報告〔風説書	寅二月中〕	……	三〇六	
◇第一五五号	寅 三月廿九日報告〔風説書	寅三月中〕	……	三〇七	
◇第一五六号	(寅 四月末九) 報告〔風説書	寅四月中〕	……	三〇八	
◇第一五七号	寅 五月 七日報告〔玉里島津家史料一	一一五〕	……	三〇九	
◇第一五八号	寅 五月廿五日報告〔風説書	寅五月中〕	……	三〇九	
◇第一五九号	寅 六月 六日報告〔風説書	寅六月中〕	……	三〇九	
◇第一六〇号	寅 六月 七日報告〔玉里島津家史料四	一五〇三〕	……	三〇九	
◇第一六一号	寅 六月廿九日報告〔風説書	寅六月中之内〕	……	三〇九	
◇第一六二号	寅 七月十六日報告〔風説書	寅七月中〕	……	三〇九	

- ◇第一六三号 寅 七月廿一日報告〔維新前後諸書付66〕……………四八八
 - ◇第一六四号 寅 七月報告 〔玉里島津家史料四〕一五三二の二〕……………四九〇
 - ◇第一六五号 寅 七月報告 〔玉里島津家史料四〕一五三二の二〕……………四九五
 - ◇第一六六号 寅 八月 三日報告 〔風説書 寅七月中追加〕……………五〇二
 - ◇第一六七号 寅 八月 三日報告 〔玉里島津家史料四〕一五〇一〕……………五〇五
 - ◇第一六八号 寅 八月廿九日報告 〔風説書 寅八月中〕……………五〇九
 - ◇第一六九号 (寅 八月頃報告力) 〔玉里島津家史料五〕一五一八〕……………五一三
 - ◇第一七〇号 寅 九月十九日報告 〔風説書 寅九月中〕……………五一六
 - ◇第一七一号 寅 十月 三日報告 〔風説書 寅九月中追加〕……………六一〇
 - ◇第一七二号 寅 十月報告 〔風説書 寅十月中〕……………六一六
 - ◇第一七三号 寅十二月 三日報告 〔風説書 寅十一月中〕……………六一八
- 慶応三年丁卯 正月
- ◇第一七四号 卯 正月 三日報告 〔風説書 寅十二月中〕……………六三三

島津久光公書翰 (尚古集成館所蔵) …………… 六九

慶応元年乙丑自十二月

◇第一一九号 丑五月七日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑四月中

南部弥八郎

一 於越前敦賀丑二月四日申渡
(1の1)

元水戸殿書院番頭
武田彦右衛門父、隠居

武田伊賀

右

武田彦右衛門

右武田伊賀次男
大番組

武田魁助

(1の2)

小姓頭取
山国淳一郎父、隠居

山国兵部

其方共儀、元同藩市川三左衛門等申立候趣、主家ニ於て採用相成候而は、右同藩結城寅寿之存意貫き家政取乱るゝ様可相成と存込致愁訴段は、主家之為筋と存込仕成す心得ニあるとも、慎中之身分下総国小金駅等江出張、追々同志之者共多人数集屯、又は鎮靜として出張いたす松平大炊を申欺き随従いたし城内江可立入と敵対、剩主家縁辺江相便り可申と軍装を以所々横行、国々動乱為致農民を悩し候段、御大法を犯し不容易所業ニ及ふ始末、不恐公儀仕方重々不届至極ニ付、敵科ニも可被処処、追而右次第恐入候儀と心付、加州勢江降伏致すニ付、格別之以御宥免斬罪申付る者也、

其方儀、常州筑波国之賊徒共、攘夷を口実ニ設け野州大平山等江致集屯ニ付、鎮靜方申付請候処、却而賊徒共江同意致し、右元同藩市川三左衛門等申立之趣主家

ニ於て採用相成候而は主人為筋ニ相成間敷と心得、其
仮難差置存込折から、松平大炊より頼請る沖隠居慎申
付請る身分付添歩行、武田伊賀等江随従暴行、常州磯
之浜等江集屯、御討手并主家江敵対いたし、其上主家
縁辺江可相便と軍装を以所々横行、国々動乱為致農民
を悩候段、御大法を犯し不容易所業ニ及ふ始末、不恐
公儀仕方重々不届至極ニ付、敵科ニも可被処処、追而
右次第恐入候儀と心付、加州勢江降伏いたすニ付、格
別之御宥免を以斬罪申付るもの也、

(1の3)

右

山国淳一郎

其方儀、故左衛門尉位牌江付添水戸表江相越途中、戦
争中にて市川三左衛門等之軍勢相支城下江難立入段は
無余儀次第ニ有之とも、松平大炊等一同ニ相成、其上
右位牌榊原新左衛門江相渡上は、立戻其段可申立処、
武田伊賀江随従、親兵部俱々御討手并主家江敵対いた
し、其上主家縁辺江可相便、以下同文言、

(1の4)

先手物頭

長谷川道之助

使番代役

村島万次郎

小十人目付
平太郎事

井田因幡

源太郎事

朝倉弾正

表右筆

川瀬専蔵

其方共儀、其筋より申付請、松平大炊江付添、水戸表
江相越上は、最初戦争相成節得と事柄相尋へく処、常々
市川三左衛門等所業主人為筋ニ相成間敷存込居、折か
らに在る迎大炊一同武田伊賀江随従、所々集屯、御討
手并主家江敵対いたし、剩大炊江付従ふ上は、同人降
参いたす節一同可罷出処無其議、猶伊賀一同御敵対い
たし、主家縁辺江可相便と軍装を以所々暴行、国々動

乱為致農民を惱候段、御大法を犯し、以下同文言、

(一の5)

元鷹野同心ニ而
常州藏持村ニ罷在

高野長五郎

其方儀、常々稻之右衛門事田丸左京江依頼いたし、同
人常州筑波山落去、小川便江出張いたす節、重立随従
市川三左衛門等之儀を申立、下総国小金宿其外所々江
集屯、左京一同御討手并水戸殿討手江敵対いたし、其
上同人任申軍装を以所々暴行、国々農民を惱候段、御
大法を犯し、以下同文言、死罪申付る者也、

(一の6)

小普請組

国分新太郎

譜代与力
留次郎俣米川隼人事

八木橋誠之進

常州上戸村百姓

前島徳之助

其方共儀、市川三左衛門其外之者共跋扈いたすならハ

不容易儀と、武田伊賀其外之者共為強訴、下総国小金
駅江集屯致すニ付、国元鎮撫として松平大炊出張之趣
承り、兼々三左衛門等之存意被行を憂苦罷在とて大炊
人数ニ加り、常州那珂湊其外所々江群集御討手并主家
江敵対、其上軍装ニ而所々暴行、国々動乱為致、御大
法を犯す始末、不恐 公儀次第、以下同文言、

(一の7)

稻之右衛門事

田丸左京

其方儀、常州筑波山其外集屯之者共為鎮靜罷越ながら、
却而右徒江加るのミならず、魁首と相成、在々暴行、
農民を惱し、又は元同藩市川三左衛門等之存意被行候
而は主家之為筋不宜と存するは無謂儀ニ無之とも、右
事件ニ付同国那珂湊等江集屯罷在、武田伊賀其外之者
共一同ニ相成、御討手并主家江敵対、其上重立多人数
引纏、軍装ニ而所々暴行、国々動乱為致候段、御大法
を犯し不容易所業ニ及ぶ始末、以下同文言、斬罪申付
るもの也、

(108)

側用人

伴次郎弟藤田小四郎事

小野斌男

大番組六右衛門侍
三橋半六事

山形半六

目付同心
畑弥平事

小栗弥市

常州安養寺村郷土
竹内百太郎事

竹中万次郎

大宮村百姓

内藤昇一郎

新番組頭林之助侍
床机廻須藤敬之助事

伊藤健蔵

小普請組
根本懐平事

岸 信蔵

町同心

川上清太郎

玉里村大宮社神主
多氣平山成事

瀧川平太郎

御大法を犯し、不容易所業ニ及ぶ始末、不恐 公儀仕
方、以下同文言、死罪申付る者也、

一二
丑二月十五日申渡

譜代与力

俊右衛門侍

阿久津小太郎

目付同心

飯田変太郎

金奉行同心

津田雄九郎

同下役

相田健之助

浪人

龜山百助

藤田秀五郎

寺門周吉

中庭力蔵

吟味役
順之助侍

木村園三郎

目付ニ而殺留役

安藤正之助

先手同心

鈴木秀太郎

郡方

高橋辰太郎

具足師

堀口一寿

常州新宿村

諏訪明神主

常盤村縮荷別当

光覚院積善事

楠帶次郎

小普請組
銀藤太厄介伯父

前木光之助

其方共儀、攘夷之素志貫度、於 公刃因循之御所置振
一已之過激より右御廟算相立候様致度、同志之者多人
数常州筑波山其外所々江屯集、在々暴行、又は市川三
左衛門等之存意被行候而は主家又は領主不為と存るは
無謂儀ニ無之と、右事件ニ付、同国那珂湊江群集罷在
る武田伊賀其外之者共一同ニ相成、度々御討手并主家
江敵対いたし、殊ニ軍装ニ而所々横行、国々動乱為致、

目付同心

金奉行同心

平野重三郎

川崎森次郎

浪人

常州大森村鹿島明神
神主

桜川竹四郎

大島新助

松坂村本山修驗
永寛院次男

持同心

羽黒栄之助

寺門左右吉

番頭格村松神社大官司
恒之助弟

常州安養寺村郷土竹内百太郎倅
仙太左衛門事

沢田信之助

小野馨之允

小普請組
虎次郎弟

書院番
清兵衛倅

小泉芳之助

玉造清之允

浪人

若年寄組同心

平山良太郎

庄司与十郎

先手同心
酒造蔵亀之助事

常州玉造村南山修驗
新宝院賢海事

篠原酒造蔵

萩原酒造之祐

奥坊主組頭林濟倅

武田伊賀与力

加藤柳之介

安藤彦之進

武田彦右衛門家来

右同人家来

安島鉄次郎

関雄之助

右同人家来

アケツ(平村カ)
常州下扼村郷士

小川元三郎

高瀬秀之介

羽生村当山修驗
和光院二男

浪人

本多作之助

加藤積次郎

今野勇

磯野春之助

右之外百姓町人等

八拾三人

一三

丑二月十六日申渡

小普請組

野州田野辺村高尾明神神主
大和倅

秋山文三郎

桜井雁之助

幸左衛門倅

小普請組

関口熊五郎

高橋市兵衛

安蔵弟

下野廉三郎

大筒方同心
源右衛門倅

常州茨谷村神主
長門倅

野井熊吉

青山新太郎

馬廻 平十郎倅 渡し場改方 利兵衛倅

白浜伊平太 錦川誠一郎

浪人 郡方

野木久次郎 大津雄太郎

近藤伴藏 上市尾村当山修驗 常宝院栄春事

楠 要人

其方共儀、攘夷を口実ニ多人数党を結び、武田伊賀一同下総国小金宿江押出、又は在々暴行、一同常州那珂湊等江集屯、討手之面々江度々御敵対いたし、其上軍装を以所々横行、農民を悩すのミならず、国々動乱為致、御大法を犯し不容易所業ニ及ぶ段、不恐 公儀仕方、右始末一同不届至極ニ付、以下同文言、

一四 丑二月十五日申渡

表右筆 平三郎倅 小普請組

榎村平太郎 小泉虎五郎

鉄砲師 若太郎三男 目付方支配小道具方

桑名元三郎 松崎熊之助

浪人

多村忠三郎 瀧口六三郎

安藤繁輔

一五 同十六日申渡

小十人組郡方 忠左衛門倅

市尾孝之介

浪人

佐々木十蔵

木村雄吉

沼田良蔵

又右衛門倅

芹沢助次郎

町奉行同心

原 蔵之介

奥右筆 金平弟

岩間久次郎

勘定方 佐五右衛門三男

中村親之助

奥之番 正蔵弟

瀧口六三郎

馬廻 織右衛門叔父

浜野松次郎

小普請組

小野藤五郎

鉄砲師

杉山弥一郎

小普請組

萩谷金次郎

本堂内膳家来 佐谷戸小兵衛二男

佐山覚之進

表右筆 辰之助弟

檜山三之助

運送方

長谷川幾三郎

常州青木村青木明神主 中間組頭
山城次男 弥七郎伴

大和田秀次郎 宮田勝三郎

浪人

常州泉村大神宮神主
兵庫伴

筑井三郎 永田兵馬

渡辺矩之介 青木村青木明神職

渡辺直次郎 大和田外記

上谷外村鹿島明神主 外二百姓無宿等
紀伊伴

藤田仲蔵 廿八人

其方共儀、攘夷之素志貫度杯口突を設、常州筑波山其
外所々江集屯、在々暴行、農民を悩し、其上討手御差
向相成段乍弁同国那珂湊等江群居、討手之面々江度々
御敵対いたし、刺軍装を以所々横行、国々動乱為致、
御大法を犯し、不容易所業ニおよぶ段、以下同文言、

一六
丑二月十五日

元松平大炊家来

横田弥四郎

其方儀、主人大炊降参いたす趣及承なから、俱ニ降参

いたし先途可見届之処、譜代之家臣と申儀ニも無之迎、

田丸左京一同脱走、武田伊賀等江随従、討手江御敵対

いたし、又は軍装ヲ以暴行、農民を悩し、所々動乱為

致、御大法を犯す段、不恐 公儀仕方、右始末不屈至

極ニ付、以下同文言、

七

一 將軍家御進発一件ニ付閣老より諸触達等左之通
(七のし)

大目付江

此度 御進発被 仰出有之候処、 御神忌御法会済、

御発途も可被遊 思召ニ候、尤此度之儀は御軍事之儀

ニ付、御武備之外は先規ニ不拘格別御省略被為在、御

手輕ニ御発途可被遊 思召ニ候間、御供之面々ニも実

備專ニ二相心得、聊ニ而も虚飾ケ間敷儀無之様可致旨

被 仰出候、

右之趣向々江早々可被相触候、

四月十六日

大目付江 四月十三日
御目付江

(七の2)

寛

御旗本御後備

御先手惣督

御旗本御先手

後ニ御免ニ相成申候由

紀伊中納言殿

徳川玄同殿

井伊掃部頭

柳原式部大輔

松平伊賀守

牧野河内守

内藤若狹守

稲垣信濃守

松平丹波守

内藤駿河守

松平彈正忠

内藤志摩守

御供

御旗本御後備

右之通被仰付候、此段為心得相違候事、

一八 四月十五日左之通
(八の1)

「当日侍從被仰付候事
酒井河内守

此度 御進発被遊候ニ付而は、養父雅楽頭儀御供可被
仰付処、御留守中御手薄ニも相成候間、御留守中而
御政事向御委任被 仰付候、依之其方儀御供被仰付、
中軍江被差加可被召連候、

(八の2)

御座間

酒井雅楽頭

此度 御進発之節御供可被 仰付候処、当節不容易折
柄、水戸殿ニは御懐中、紀伊殿ニは御後備、元千代殿
ニは御幼年ニ而深御心配被為在候間、其方儀 御留守
被 仰付候、都而御政事向御委任被成候間、年寄共申
談万端厚相心得精勤可致旨、御直ニ被 仰含之、

一九 右同日

水戸殿家老

伊藤七内

御内意之通、妾腹男子鉄之丞殿、御簾中養ニ被致嫡子

ニ被仰出之、

一〇
四月十九日
(一〇の1)

牧野備前守

名代

牧野遠江守

病氣ニ付、願之通御役御免、前々之通帝鑑間席被仰付、
心永ニ養生致し、気分快節は登城仕、於羽目之間御機
嫌相伺可申旨被 仰出之、

(一〇の2)

諏訪因幡守

名代

酒井右京亮

右同文言、

一一
四月十七日閣老より大目付江相渡

覚

此度 御進発被 仰出候ニ付而は、参勤之面々国邑発
足之儀は暫時見合罷在候様可被致候、

右之趣中国・四国・九州筋之面々江可被相達候事、

四月

一一
京都町奉行より申立之趣
(一一の1)

佐々木六角源氏太夫と申者、浪人ニ而自佩ニ屋形号を
唱へ、悴・娘等は若君・姫君と相呼、諸国無頼之徒を
聚三百余人相語らひ、公边江御吟味方御与力致し候杯
と申居、身分不相応纏・馬印をはしめ武器等何ニ不寄
所持致し、或は家来之役名等種々僭称之儀、其僭差置
候而は御政体ニも差響可申被存、向々探索為致候処、
大坂・兵庫辺ニ而右同類之者共金銀等豪奪いたし、其
余悪事共相聞候間、与頭勤方佐々木只三郎組之者召連、
別紙姓名之者共去ル廿五日・廿六日両日ニ召捕申候、
右ニ付而は職分と乍申、向後之励ニも相成候間、相応
之御賞被成下候様仕度、此段奉願候、以上、

丑正月

(一一の二)

右ニ付別紙名前書

佐々木六角源氏太夫 同龍王丸 和田孫太夫

伊庭玄齋 岸三郎右衛門 端 庄兵衛

東 湊 福岡三郎 河内又六郎

浅田鉦太郎 和田弥平太 畑 清兵衛

三浦兵記 中村治三郎

右、源氏太夫身上探索書面之内、

(一一の三)

家席掟

一 十七家

常平非常共出仕之事、尤老人并多病之輩は、非常之

節は御屋形ニ詰居、御留守中取締惣而行届候様可取

計候事、

江州非常方 城州催同 丹州催同

御側番頭席也、

文武相心得有仁心之輩をゑらミ所々の催被仰付候事、

文武ニ心懸宜輩をゑらミ、家族ニ不拘被 仰付候事、

江州七十余家非常方 城州七十余家同

丹州七十余家同

表御近習席也、尤不義無道之輩は、家筋たり共相除候事、義を立候輩を以非常方加人数候事、

諸士組

書事七十余家同様、但し非常之節御屋形御出門之不

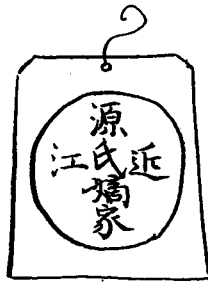
及御供御屋形江詰居候事、

右堅く可相守也、若相背候輩有之候ハ、御屋形江言

上之上御規定之通行ふへき者也、

元治元年十二月

詰所



佐々木六角

御屋形
相鑑

伊庭玄齋

岸三郎右衛門

東 湊

河内又六郎

一三

三月下旬肥後藩人探索書

一四

丑二月白川・宮津之両閣老上京一件風説

芸州様ニ而は、御隠居様・若殿様・御前様御出府之儀、仮令諸家様ニ而御出府ニ相成候共、於芸州は未長防之形勢不穩候付、御断相成度段 公辺江御伺御座候処、願出之趣尤ニは候得共、深思召も有之候付、早々差出候様御付札下り候由、

一 仙台様当年御参府年ニ付、御頃合 公辺江御伺相成候処、当年秋九月中出府いたし候様御付札下り候由、
一 右仙台様・御前様御出府之儀、御帰国後御住居御取崩ニ付、暫御宥免被仰付度旨 公辺江御願相成候処、早々作事ニ取懸り、出来次第差出候様御付札を以下り候由、然処未御作事ニは御取懸り相成不申候由ニ御座候、

一 上杉様御隠居被成候筈ニ而御内慮御伺相成候処、御書付御差戻ニ相成、暫見合候様との御沙汰有之候由、

以上、

宮津侯当月六日、白川侯同八日御上京、其後御参内被

仰出も無之処、同廿二日御参 内被

仰出、朝五時より御参 内之処、夜ニ入候而殿下始云 奏方御列座ニて、

玉座近ニ於て殿下を以被 仰出候ニは、此度両閣老上京之儀御尋相成候処、白川侯ニは、一橋中納言殿江御用向有之上京之由被申上候処、其用向之趣意可申上旨押返し御尋ニ候得共、睨と御答も遅洩之処、重而被仰聞ニは、京地鎮撫之儀は將軍家之職掌素より之筈、昨七月動揺之後豊州上京、其節大樹上洛無之段、御糺被

仰出、其許速ニ御請申上候儀ニ而は無之哉、然ルニ追々因循ニ付

叡慮益不安無余儀

勅書三度被下候得共、事ニ寄品を付上洛遅々違

勅とも可言、此度両閣老上京、全大樹公上洛御断之積、其上夷人に紛敷者共引纏、九門内外徘徊為仕、

尋常之道を失ひ、勢を以て可致取締模様顯然之事ニ候、七月長賊発炮、其頃速ニ大樹公上洛、奉安

^(巻)震襟候而こそ將軍之職掌、君臣之道も照覽可有之処、無其意

勅書被下候而も不奉畏候之儀、將軍之心意不平と日増宸襟不穩、頻ニ大樹汲取違ひも候ハ、閣老辺ニ而申解、奉安

叡慮候而 朝幕御一和

皇國之大事周旋可有之道を失ひ、仮初ニも虚言を以促

君上候段不届至極、於幕府差心得来候条々、速ニ言上可仕と大声ニ而御沙汰御座候由、両閣老聊之御請も無之、暫有之而白川候御申上ニは 御沙汰之趣重々恐入候、全私共不行届より如斯之間違出来候儀重罪無涯、何卒御取成を以廿日計之御暇被仰付度、帰府之上大樹公江夫々申上候而御上洛可有御座様可仕旨、深御断被申上、殿下被仰候ニは、是迄度々上洛之旨被申上、今以因循此上虚言を以私を相構被申候而は

皇國之御大事ニも可及、爰之処急度思慮可有之旨被仰候由、且亦宮津侯江は其許上京候而も

皇國之御所置御尋之辺難被為在候付、此節大坂辺ニ防長賊徒潜伏之趣、達叡聞不安

思食候間、在坂ニ而急度取締可申旨被仰達奉畏候段、御請被申上、寅之刻御退出之趣ニ候事、

二月

一五
丑四月五日

煩 加賀中納言

上杉弾正大弼

佐竹右京大夫

南部遠江守

煩 溝口主膳正

山里御庭拝見有之、右ニ付御成且閣老相越、別段相替儀も無之、御酒・御吸物・肴三種・御菓子・煮染之御杉重被下之、

一六 丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談有之

右ニ付雜説ニは、四月五日頃小倉より急便着、關老江封書差出候処、其趣は防長激徒追々相増、毛利讃岐大將ニ而國中横行、大膳父子は何地江遁れ候哉、吉川は芸州に奔り、余殃殆んと小倉におよはんとすと云々、

一七 四月五日頃尾州より被差出

前大納言殿事、公方様御上坂之儀被

仰出候付、御用有之候間、暫滯京被致候様先達而從

御所 御沙汰之趣御座候付、是迄滯留被有之候、然処

此度御上坂可被遊之旨被仰出、御発途之儀は暫御見合

被遊候と之御達御座候付而は、御上坂迄暫時之内帰國

之御暇被下候様仕度段

朝廷江奉願候処、先般來被差留御用中ニ付歎願之儀難

被及 御沙汰候得共、去秋征長已來永々出国之事ニも

候間、暫時於國許養士氣御上坂已前早々上京可有之、

猶其上御用済ニ而可賜御暇候、何時可被召登哉難計事

ニ付、兼而用意可有之旨被 仰出候段、野宮中納言殿

より達有之候付、先月廿二日京師発途、伊勢路四日振

旅行ニおゐては、同廿九日尾州江被致到着候積御座候、

此段申達候様被申付越候、以上、

四月

一八 二月十八日京都所司代より達

松平土佐守

大坂表為御取締巡邏被仰付候間、得其意一際嚴重行届

候様可被致候、委細之儀は御城代江可被承合候、此段

相達候、

一九 三月九日大坂御城代より達

右 同人

大坂表御警衛之儀、先達而御免被成候処、此度浮浪之

徒入込候哉之風聞も有之候ニ付、是迄之通御警衛相心

得候様可致候、

右之通伯耆守殿被仰聞候間相達候、

二〇 閣老松前豆州京師行之賦

曾在北門守旧勲、不求名利不求聞、獵山釣海多樂事、
每謀致仕避俗紛、豈料台命俄然下、樗櫟散材見拔群、
朝尽鄙言談国是、暮碎肝胆励忠勤、君不見、海陸總軍
都督、重指揮如意動万軍、冬天不辭征途遠、早欲討長
賊報君、

兼吉

久兵衛

五助

権吉

幸助

金之助

長吉

弥左衛門

文吉

二一 四月十日久世侯より閣老江

(二一の1) 先達而御達有之候御目付助御使番長田六左衛門・御使
番永井大之丞、去ル朔日私在所関宿表江到着、同二日
御預之内呼出別紙之通申渡相濟、即日出立、詰城表江
罷越候旨在所表より申越候、此段申上候、以上、

四月

久世謙吉

(二一の2)

右二付

別紙

御預ヶ人之内

其方共儀、御人数之由は不相弁とも、賊徒共一同常州
那珂湊ニ於て度々戦争ニ及ぶ者共ニ加り罷在候段、銘々
被雇主人共之申付に随ふ義ニ有之とも、右始末不届ニ
付敵科ニも可被処処、追而右之者共、田沼玄蕃頭諭之
趣ニ随ひ御人数引入之次第ニ至り候付、御宥免を以銘々
領主又は町役人共江引渡遣ス、

右之通申渡候間得其意、追而一同引取人相越候迄は
是迄之通預置候事、

八藏

右之者儀、存命ニ候ハ、前同様可申渡処、当正月七日
病死之儀ニ付、追而請取人罷出候は此旨可申渡、

二三
一 保科侯より閣老江

(二三の1)
野州表屯集之賊徒降人罷成候は、兼而弾正忠在所家来
共江御預被仰付置候処、宮本織衣と申者江去ル四月井
戸大内蔵様・小出助四郎様御出役ニ而別紙之通被仰渡
候付、別間江差置、猶厳重警固仕候段、在所家来共よ
り申越候、弾正忠大坂御定番中ニ付、此段御届申上候、
以上、

四月六日
——家来
山田鑄左衛門

(二三の2)

——家来江預
宮本織衣

其方儀、御人数之由は不相弁候とも、賊徒共一同常州
那珂湊におゐて度々戦争ニ及ぶ者共ニ加り罷在候段、
難遁場合無余儀次第ニ有之とも、右次第不届ニ付厳科
ニも可被処処、追而右之者田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ御

人数引入候次第ニ至り候付、御有免ヲ以水戸殿家来江
引渡、

右之通可申渡候、尤引取人罷越候迄は、是迄之通弾
正忠家来江預置候様可被致候、

右之通被仰渡候、

二三
一 阿部駿州侯より閣老江届

(二三の1)
駿河守家来江御預降人之内切腹且死刑之者有之候間、
介錯人并斬人差出候様、井戸大内蔵様・小出助四郎様
より去ル三日御達有之、介錯人二人・斬人二人差出候
処、別紙之通切腹・斬首仕候段在所表より申越候、此
段御届申上候、以上、

四月七日
——家来
石田鉄之助

(二三の2)

右ニ付
別紙

切腹
同
新井源八郎
村田理助

斬首

木村三穂之助

同

黒沢寛助

右之通御座候、以上、

大岡兵庫頭家来江御預
下野隼次郎
田尻新助

二四

一 板倉内膳侯より閣老江

(二四の1)

私領分上総国山辺郡東金表江去暮より御預被仰付置候

元水戸殿家来三十人之内奥野助九郎儀、今度御目付代

村越三十郎・杉浦兵部相越候上、去ル四日死罪申渡候

ニ付、打首仕候段、出張家来共より申越候、此段御届

申上候、以上、

四月七日

板倉内膳正

(二四の2)

本文助九郎辞世

ひとりゆく死出の旅路の露気さをあはれといはん人た

にもなし

二五

一 四月五日大岡兵庫侯より届書相略別紙左之通

申渡

其方共儀、水戸殿領内不穩難被捨置、御人数并諸家人
数をも被差向候処、常州那珂湊江賊徒共一同楯籠、度々
戦争におよぶ段、公辺御印は勿論、諸家旗指物ニも不
心付、御敵対可致之心底無之と之申分難立、右始末不
届ニ付敵科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ随
ひ同志之もの共申含、御人数引入候ニ付、出格之御沙
汰ニも可被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申
付之、

二六

一 松平右京侯より四月七日届書相略別紙左之通

覚

死刑

物頭

鈴木庄蔵中間

庄十

常州茨城郡

小泉村郷士

萩原平八

武州埼玉郡加須村
看屋勇太郎仲

領主地頭
家来江引渡

尼子庸之助中間

文吉

由之助

右之通御座候、

二七

三月筑前より之来書中五卿付屬之姓名

一 三条殿付屬

森寺大和守 三宅左近 戸田雅楽 太田司馬

杉山拙藏 山岡栄之進 島村左伝次 山本忠亮

森岡延太郎 式部陳尾 安芸盛兵衛 小藤又兵衛

谷 晋 芳木春次郎 小松泉次郎 土方楠右衛門

水野溪雲齋 此者久留米水天宮之別当三而極惡物と申事 丸茂文與

乾 熊太郎 高橋久之助 安田祭藏 松山政吉

小谷三吉 安部助之進

鶴吉 新四郎 吉藏 喜兵衛 曾藏 鹿吉 力藏

源藏 松次郎 清吉 直吉 安次郎 馬六疋

一 西三条殿同

安井三代国 宮原主税 藤岡彦八郎 大山彦太郎

長谷川与吉 木村喜助 大沢虎吉 同 勝藏

一 東久世殿付屬

渡辺左衛門 伊藤忠雄 今井左司馬 境 吾助

福島三郎 萩野元七 中村竹藏 高津定吉

高津喜代藏

壬生殿同

長村縫殿 藤田主水 安芸直樹 平川和三郎

奥田彦太郎 田中重衛 大谷栄藏

一 四条殿同

小西直江 田村豊前 三浦主税 櫛田達男

木村琢磨 坂本祝次郎 福頼三代吉 早川己之助

上野直次郎 新藏

右之外出奔いたし候者不知数由御座候、

二八

三月廿五日五島侯より

(二八の1) 当月十三日、大坂町奉行松平駿河守様より彼地差置候

家来之者江、今度常野州所々屯集脱走之賊徒共、飛驒

守領内江も流罪被仰付候旨申渡御座候段、大坂表より

申越候、此段御届申上候、以上、

三月廿五日

——家来

日比野新作

拾両ツ、定例御手当之外増として被下候段、松平越前
守江相達候事、

(二八の2)

今度、大坂町奉行所より、常野州賊徒之者三拾五人五

島江流罪被仰付候旨、越前敦賀湊より御渡被成候付、

同所江早々迎船差越可申旨御達有之承知仕候、然処北

海不案内之地、水主共通船仕候儀無之、殊ニ小身之儀、

大船無御座、北前は大船ニ無御座候而は乗船難相成趣、

旁以前々之通流刑之者大坂表ニ而御渡相成候様仕度、

何分敦賀湊江差越候儀難行届奉存候、此段御聞濟被成

下候様偏ニ奉願候、以上、

——家来

三月廿五日

日比野新作

二九

一 丑三月十一日京都所司代江

当四月、御神忌ニ付参向之公家衆、物価高直之折から

ニも候間、御手当相増候様相願候段、京都表より申越

候ニ付、御勘定奉行江勘弁為仕候上、大納言・中納言

江金四百両、参議江金三百五拾両、殿上人江金貳百五

三〇

一 丑三月廿日閣老より最初御馳走人内達有之向江

当春年頭之

勅使 親王使 准后使御馳走人可被仰付候間、兼而内

意相達置候処、年頭之

勅使等、此節参向は無之候間、最早御馳走向之御用ニ

不及候間、相達候事、

三一

一 同日掛之面々江

今度 御神忌ニ付、九条大納言殿参向可有之処、依所

勞理被 聞食候、就而は替人体可被 仰出処、撰家方

当時御用多、且所勞ニ而御無人無抛替人体不被 仰出、

且参向之面々帰路当地江立寄登城之仕来ニ候得共、此

度は右登城之義被停止候趣、尤国事御用有之ニ付、伝

奏之内飛鳥井中納言計参向被 仰出、当地江立寄登城

いたし候趣、其余公卿・殿上人以下共登城無之、当地

通行、帰路東海道旅行之旨伝 奏衆被申聞候段、松平
越中守より申越候間可被得其意候、

三三
一 三月廿五日駒場野大調練上覧ニ付定書左之通

一番貝

号炮 一発

二番貝

号炮 一発

三番貝

号炮 三発

右号炮之儀は一番隊陸軍方ニ而為打可申事、

一 御中軍ニ御目付御使番之内一人相詰、諸手江之御下
知相司可申候事、

一 豊列之場所ニ而、各隊調練相濟次第腰兵糧相用可申
事、

一 当朝御目付方江着到名前帳并人数しめ高諸番無遅滞
可差遣候事、

一 三番貝ニ而屯所より豊列之場所江相通し、又は縦隊

ニ而繰出、道筋各隊順次を守り混雜不致様相互ニ申
合へく候事、

一 都而御中軍、貝之合図を諸手ニ而、無遅滞請継為吹
可申事、

一 方陣之節、御中軍之隊列は方陣内江豊列之仮立定い
たし、炮発等致間敷候事、

一 方陣早打之節、打方止之鉦を御中軍ニ而為打候を相
図ニ、諸手ニ而も止メ鉦為打可申候事、

一 方陣ニ而打方相止め、揚貝いたし、相図一番より順
次上守り、御立場南之方を相守り、各隊屯所江帰陣
候事、

一 還御相濟、御中軍ニ而送貝為吹候を相図ニ一統退散
可致候事、

一 退散之節も各隊順序を以途中混雜不致候様可為退散
候事、

右之通豊後守殿江伺相濟申候、依之申達候、以上、
神保山城守

三月廿二日

山口駿河守

三三
駒場野大調練大略覚

一 西丸下屯所 二大隊歩兵

一 大手前同 二大隊歩兵

一 三番町同 一大隊歩兵

合五大隊一小隊四十人ツ、

一 騎兵隊組 二小隊

此人数五十人但一組二十五人ツ、

一 大炮 二バツテレ

但野戦ポトホーウィッスル 十六挺

一 御持小筒組 一大隊半

右陸軍奉行指揮

外二

歩兵業一大隊

講武所 大炮業一バツテレ

劍鎗組人数不知

此組ニ而野仕合可有之処、
天氣合ニ付、見合相成

大炮隊之司令櫛原鏡次郎

外三

三番頭

御旗奉行白之御旗十二流立之

御持組

惣而組共

御先手

御徒頭

小十人頭

御番方御組方和流調練も有之、何分多人數之儀ニ而巨

細ニしれ兼申候、見及び候分荒増申上候、

三四

一 丑二月尾張老卿江再度被仰出候趣意

毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、大久保紀伊

守・山口駿河守を以被仰出候趣被成御承知候処、右一

条ニ付而は段々御熟考之上御見込之次第等委細稻葉民

部大輔・永井主水正・戸川鉾三郎を以被仰上、猶御家

来を以老中迄被仰達候儀ニ而、只今ニおゐて右之外何

共難能御勘弁、兎ニ角前頭之趣ヲ以、此上之御所置有

之候様被成度旨、委細御請被仰上候趣達 御聽候処、

右は御趣意も被為在候付、いつれニも江戸表江被召寄
候旨被仰出候、依之大膳父子為御警衛御人数御差出可
被成候、右御人数警衛方其外差図として大目付駒井甲
斐守・御目付御手洗幹一郎被差遣候間、御人数之儀は
大坂表江揃罷在、右両人之指揮ニ随ひ候様御申付可被
成候、右ニ付大膳父子江申渡之儀は甲斐守・幹一郎よ
り申渡候筈ニ候、且又三条已下之者共は、松平美濃守
初御預之面々家来警衛いたし、江戸表江差越候様夫々
被仰付候事、

別段ニ

毛利大膳父子并三条以下之者共江戸表江被召寄候ニ付
而は、御用も有之候間、早々御参府被成候様被仰出候
事、

三五

駒井甲斐守

御手洗幹一郎

毛利大膳父子服罪ニ付、当地江被召寄候途中警衛之
儀は、尾張前大納言殿より人数差出之筈ニ候、右ニ

付警衛指揮其外御用として其方共被差遣候事ニ候条、
得其意右之通可被心得候、

一 尾張前大納言殿人数大坂表江揃罷在候様相達候間、

其方共も先大坂表江罷越、今度服罪ニ付大膳父子江

戸表江被召寄候旨、吉川監物又は家老之内江申渡、

前大納言殿人数嚴重警衛為致、当地江召連可申事、

一 右ニ付、大膳父子家来共付添罷出度段歎願可申出、

其節は側向之者極少人数付随候儀は、格別之思召を

以御許容被成下候間、右之趣ニ而可取計事、

一 大膳家来重役之者、^(マツ)人江戸表江罷出候様申渡、尤人

数引連候儀は不相成段申渡、是又嚴重警衛いたし可

召連事、

一 大膳父子家来共急度為相慎置御下知相待候様、吉川

監物并家来共江可申渡候事、

一 吉川監物并末家共も謹慎御下知相待候様、是又可申

渡事、

一 長防両国鎮静方之儀は、吉川監物・末家申合敵重申

付、御下知相待候様、是又可申渡候事、

以上、

三六
一 子八月一橋卿より御母堂水戸老君御簾中へ京師騷擾之
徳信院

一条御書翰

朝夕冷氣相成候処、先以益御機嫌能為渡恐悅至極奉
存候、然は当地之形勢追々御承知被遊候半、実以奉忍
入候次第ニ御座候、遠路之儀、御地ニ而は実事耽と御
聞込被遊間敷奉存候間、此度之始末左ニ申上候、

長州家老福原越後と申者、六月廿二日大膳大夫父子よ
り歎願之趣有之、関東江罷出候旨ニ而伏見江致一泊候
処、右越後ニ付添罷出候者共、天龍寺・山崎江追々集
り候ニ付、越後より申出候は、両所之者共此上如何様
之儀仕出候も難計候間、私事暫時伏見江滞在仕、其上
ニ而関東江罷出候旨申立候、然処右屯集之者共より

朝廷・幕府江歎願書差出候ニ付、一覽候処、父子入京
御免、七卿之輩帰京被 仰付候様仕度と之書面ニ御座
候、越後江承り候得は、誠ニ同意之儀ニ御座候間、何
卒御聞濟相成候様致度、当所ニ而御下知奉待候旨申出

候、彼是往復之内、両所江集り候者も追々多人數ニ相
成候間、夫々評議仕、越後ニ於ては鎮定可致旨申居候
へ共、其色無之のミならず、却而謀主ニ相成、不容易
企も有之哉ニ付探索仕候処、全く会津を取除、昨年十
八日已前ニ復し度との心底に相聞候得共、耽といたし
たる証拠も無之ニ付、夫々評議致居候処、六月廿七日
昼後、俄ニ白旗押立越後入京と申来候ニ付、私はしめ
御固之面々も皆々参 内仕候様いたし候処、越後は為
取鎮天龍寺江相越候趣ニ而、先別条無之ニ付、翌朝旅
館江引取申候、一体出京之儀は兼々御差留相成居候を
伺も無之、私ニ入京仕候は甚以不埒至極、殊ニ兵器を
携大炮等を備へ入京いたし候段、对

朝廷恐入候次第御座候間、其廉を以速ニ討取可申旨、
会津始申合、既ニ六月廿八日両所江集り候者共江引取
候様申渡、承引無之候ハ、直ニ征伐可致旨、内々評議
決候処、私密ニ勘考仕候は、彼之心底可惡儀は勿論ニ
候得とも、説得一応不仕候而直戰爭ニ及候而は、人事
を不尽ニ相当り可申哉、殊ニ二百余年之太平も今日よ

り乱世と相変可申、且は

禁闕之下ニおゐて兵端相開候も奉恐入候間、一ト先説得仕、如何様ニも承知仕らす候ハ、討取可申旨、衆議を尽して其趣 奏聞仕候処、

朝廷ニも御同意ニ被 思召候由ニ而、則右之趣御治定ニ相成、於

朝廷も兵器を携入京いたし候段、甚御不審ニ被

思召、早々両所共引払帰国可致、歎願之筋も有之候ハ、

越後儀少人数ニ而伏見江滞留御下知待居候様被

仰出、幕府よりも大小御目付御差遣、越後迄段々申聞

候処、越後ニおゐては奉畏恐入候得共、何分ニも若者共之儀、此上説得行届候見据も無之候へ共、御趣意之

趣能々説得可仕旨御答申出候、最早両所江集候者共より

朝廷・幕府江建白致候付、右歎願之趣御聞濟相成候様、諸藩ニ而も周旋頼入旨廻文致候付、諸藩よりも説得為致候方可然旨ニ而、説得之儀、幕府より各藩江被仰渡候処、人々心々ニ而、速ニ討取可申旨申も有之、又は

長州同意之輩も有之、或は説得は六ヶ敷御断申上候輩

も有之、何分一定不仕、彼是尽力仕候内、既ニ七月七日ニ相成候処、両所は弥増多人数ニ相成、今にも討出さんとの気色ニ有之、国司信濃・益田右衛門介等追々

上京、国司は山崎に陣を取、益田は八幡二陣を取、引払候模様少も無之、長門守ニも上京之趣風聞相きこへ、

同人上京いたし諸手一同討出候へハ、実ニ国家之一大事ニ可相成と、又々速ニ討取可申との評議ニ相成候得

とも、私愚考ニ、是迄人事を尽し候儀ニ候得は、今一

応致尽力候上ニ而弥承伏不致時は、曲彼に在り、名義

正敷可有之旨申聞、越前ニは近親之事ニも有之、因州は兼々周旋致度旨申居候間、右両所之家来呼寄、譬長州歎願之趣尤之儀ニ候とも、素々御差免無之ニ入京い

たし、殊ニ兵器相携大炮等を備候段、

朝廷江対し恐入候事ニ候得は、兼而被 仰出候通引払、追而穩ニ歎願可致、左候時は此方ニおゐても公辺江対し何と欵周旋いたし方も可有之旨申聞候処、いづれも奉畏趣ニ而引取候、尚又長州留守居乃美織江と申者呼

出し、直ニ段々相論候処、深く恐入候段申聞候、夫より四五日見合様子探索仕候処、戦争之覚悟は必至ニ候得共承伏之体少も無之ニ付、

天朝江も其趣申上早々評議有之候、一体堂上向長州江荷担いたし候者纏り兼候、長門守ニは国許出立之趣追々相聞、両所之者弥勢を得候様子故、意を決し而討取可申旨、会津始申合、七月十五日大小御目付伏見江差遣、翌朝面会いたし、越後江申渡候ニは、過日以来

朝廷・幕府より段々御説得も有之候得共、更ニ承伏之体無之候、此上は明日中ニ引取候様可致、左も無之候ハ、其御所置可有之旨相達、

朝廷よりも同様御達有之候、私事右等之御用ニ而十七日昼より参 内致居、十八日朝四時頃退出、旅館江引取休息可致存候得共、非常之用意等ニ而休息も不相成候、十八日五半時頃休候処、九時過俄ニ伝 奏より文通ニ而、不容易儀相聞候間、早々参 内可致旨申参候処、右等之儀とはいまた存不申候故、昨日之御評議亦々変る事と存、乍恐

主上ニ而さへ御変動無之候得は、夫迄之事ニ有之、私儀は不快ゆえ恐入候得共御断申上候旨申遣候処、御目付走来り、是非共面会いたし度旨申聞候間面会仕候処、只今長州之者共会津を討取可申迎山崎より追々人数くり出し、篝火数多相見候故、如何可仕哉と申聞候間、既に今日中引取候様相達候上は、右様之儀可有之と兼々存寄討手之面々江は、今朝夫々申渡置候得は、速ニ出張可為致、直ニ馬馳討手之面々江も相達可申、此方は直ニ参 内可致候、兼而承知之通、

朝廷ニは肥後守を悪ミ候者多く、且は堂上方威恐れ、且肥後守守護御免杯と被 仰出候而は如何致方無之、朝廷之議論心配致候間、乗切ニ而参 内可致と申聞、則衣冠を着し、四五騎ニ而乗切、竹屋町江参り候処、向より白鉢巻ニ而甲冑を着し候者二人参り、拔身之鐘相携探索之体ニ相見候付、私感心仕、最早会津より探索差出候哉と乍存一丁程乗切候処、同様之体ニ而又兩人向より参り候、跡ニ而承候得は、長州人より探索之者ニ御座候、行々馬をはやめ、中立売御門外ニ而下馬、

口取間ニ合不申候間、御門前柱ニ馬をつなき、家来四人供召連参 内仕、天機相伺、直ニ殿下御初御逢相願候処、長州人より

朝廷江建白之書面有之、一覽仕候処、肥後守儀天誅を加え度候間、洛外江御追払ニ而快く天誅御請させ可被下候、又諸藩ニ於も右之趣周旋尽力いたし呉候様認有之候ニ付、私申上候ニは、已ニ反叛之体相頭れ候上は、御誅伐より外は有之間敷、速ニ誅伐之義被

仰出候様奉願候、右様ニ申上候上は、最早唯今ニも押寄可申旨申上候処、委細御承知被遊、右之趣可申上旨被仰聞候、然処伏見より早走り来り、只今戸田采女正先勢長勢と合戦相始候趣申来候、成程南之方ニ当り大小炮声相聞、則其趣伝 奏迄申達候処、

御所江罷出候様御沙汰ニ付罷出候処、玉座近く被 召出、速ニ誅討可致旨

御直ニ御沙汰有之、奉畏候旨申上引取候処、伏見之注進度々参り候得共、火急之事ニ而、肥後守始所司代もいまた参 内不致、諸藩諸役人一人も居合不申、兼而

相達置候御固之面々も更に集り不申候、如何共致方無之、乍併九門之締は肝要ニ付、其筋江可相達と存候得共、可達者も無御座、伏見之炮声は追々相聞候間、側之者江申付、九門不残為相廻、御門を閉、誰ニ而も一向入申間敷旨申渡候処、速ニ可致征伐旨、

御所より之御沙汰書伝 奏より御渡相成候ニ付、夫々諸藩江相達申候、肥後守・所司代も追々参 内、諸家人数も追々集り候ニ付、私儀は菊亭家江引取、小具足着用可致と、其趣伝 奏江相断退出いたし候、供之者も甲冑着込等ニ而追々相揃候ニ付、則菊亭家江参り小具足着用仕居候処、同所御門前ニ而炮声敵數相聞候ニ付、人を遣し見候処、中立売御門江敵二三百人押寄候由申聞候付、兼々相達置候御固之面々行届候哉、無心許存、直ニ為見分出張仕候処、中立売ニは無之、蛤御門ニ而会津との取合ニ御座候、敵は堂上方屋敷内ニ隠れ、或は門之透間、又は堀之上間等より鉄炮打出し候事故、最初は会津之方敗北いたし懸、後詰之ため取返し申候、私儀も合戦は初而之儀、後学之ため、且は会

藩働之程は如何と、公家御門より蛤御門内迄参り見物仕候処、盛ニ鉄炮せり合ニ而、急ニは片も付兼候模様ニ相見得候間、南門前より有栖川御屋敷前・近衛家御屋敷前より御台所御門前迄参候処、公家御門向ひ堂上屋敷より四五人程打出、俄に鉄炮打懸候、右前は薩州之固、御台所前は所司代之固ニ有之、敵不意ニ出候付、会藩一時ニ鉄炮打懸、四五人速ニ打留候得共、混雜ニ而敵味方不相分、薩・会互ニ打合、双方怪我人も有之候、其節之混雜筆紙ニ難尽御座候、所司代之人数御台所江入込んと俄ニ崩懸候付、不得止御台所御門江入込、主上ニは如何被為、在候哉と御車寄より駈込候得共、いつれニ被為、入候哉、更ニ分り不申、御殿内は拔身之鍔刀ニ而数十人、何之弁も無之、唯騒立、制候りも中々届不申、漸々常、御殿迄参り候処、堂上方衣冠之上ニたすきを懸、殿下

御前江御詰被成候、肥後守・越中守兩人共病中漸々参殿致候事故、差図も出来兼候模様故、兩人は

御前江留置、私儀は尚亦御門前江出張仕らんと存候処、

中立壳御門より烏丸通ニ而薩州取合相成、是亦炮声盛相聞候付、後詰之者も夫々相廻し候、然処堺町御門・鷹司殿御屋敷内より鉄炮を打出し、三方盛ニ相成候故、兼而長人江同意之者も多候間、万一如何之変可相成哉も難計と、堺町御門通り江出張仕候処、中立壳之方は退散いたし候由ニ而炮声も相止候、堺御門戦烈敷、後詰之人数差越候様度々申越候間、諸藩両三輩江相達候得とも、彼是意味合有之延引仕候間、私大炮方之者堺町江相廻り候様申付出張為仕候処、俄ニ御同所裏門より敵打出候付、大炮方之者不取敢打留申候、此方ニも怪我人有之、然処急御用有之候間、急キ参、内可致旨申参候間、人数をハ同所ニ残置、一両輩召連急参、内仕候処、堂上口々ニ勝敗如何と相尋候付、必勝無疑と申候処、負ニ而和するは恥辱なれとも勝て和するは無子細、先刻より御庭江数玉飛来、所々之炮声盛ニ而実ニ奉恐入候間、和睦して長州父子上京被、仰付候方可然哉と、堂上向より相談ニ付、私大ニ憤り、

禁闕江炮発之賊徒御和睦杯とは思ひもよらすと申候得

共、何分ニも不承知之者も有之、然は其方出張して速ニ片付候様可致、左も無之候而は職掌不相立と申聞候間、委細致承知候旨相答置、私考ニは此儀ニ而戰爭長引候節は堂上之おそれ方甚敷候故、長州父子上京可致旨我々ニ相談無之、外方より密々被仰出候節は、天下之事は今日ニ留り、徳川家之存亡も又今日ニ在り、然上は急速ニ片付候方上策也と存し、蛤御門・堺町御門之両所裏手より討手之者を相廻し置、火を懸急速ニ焼払候様可致旨申付候処、則両所より敵不残逃出、固之者夫々討取、既ニ炮声も相止候付參 内仕候処、大ニ御安心被遊候旨ニ而、猶隠れ居候者打取候様被仰付候付、夫々江申達、諸家より人数差出探索為致候処、いつれに隠居候哉不相知候間、怪敷所江は悉く焼玉打懸候付、火事盛ニ相成候ニ付、是より速ニ天龍寺を焼払候様相達、薩州人数出張為仕候処、長人一人残居候を召捕、火を懸、分捕之品も有之、山崎江は会津之人數差向候処、敵二十人程残居候を皆打取、分捕之品も有之、其内此度之策略相認候書面有之、中立壳御門外

ニ而、長州父子墨印之軍令条、薩州之分捕ニ相成候、八時過先ツ静謐ニ相成申候故、私は承明門を陣所と仕、肥後守は小御門之御庭を陣所といたし、所司代は日之御門を陣所と相定、何れも敵重ニ相守申候、私儀數日休ミ不申余り草臥候付、以後之為も有之候間休息仕候、其夜誠ニ静ニ而相替候儀無之、翌廿日夕刻ニ至り、今夜十津川郷士俄ニ御鳳輦を奉奪と之儀承之、大ニ驚き、其趣御所江申上居候内、夜五時頃何者共不知三百人程常御殿御庭内江參り候故、右之者共引払候様相達可申、不承知之節は不残打取可申、御庭内江人数繰込、若討取候節ニ至り 御側近く玉体江対し不慮之事あらんも難計候間、紫宸殿迄被為入、其跡ニ而様子次第討取可申手配仕候処、右之者共亦いつれ江引取候哉、一人も居不申候付、其後被遊 御帰殿候、右奇怪成事ニ而実事今に分り不申、此夜は奇怪成事品々有之候、扱御殿後御庭内御門等改候処、御門之錠ねち切有之、御

門も開居候、何様

御鳳輦奉奪候策略ニ無相違と存候、其以来は格別怪事も無之、一体静謐ニ御座候、此度之儀は

御逆鱗甚敷、速ニ防長追討可仕旨被 仰出候付、討手之面々二十一一家江相達申候、不日発向之儀と奉存候、

私儀、廿四日夜に至り旅館江引取、隔日宿番ニ相成、

其後泊ニは不及趣ニ而日々参 内、此節は隔日参 内

相成、実ニ御用多少しも寸暇無之、且は不行届之儀も

御座候半と心配此事ニ御座候、其外申上度儀山々御座

御座候得共、何分筆ニ尽し兼、大略奉申上候、目出度

嘉祝、

八月

一橋中納言

徳信院様しん上

尚々時候折かく御いとひ可被遊候様奉存候、私儀

無異に罷在候へハ、御安心被遊候様奉願候、以上、

三七

日本貿易新聞第九十八号

西曆一千八百六十五年三月廿二日
我元治二年乙丑二月廿五日

神奈川開版

項日箱館に於て英国并に魯西亞コンシユル館焼失之新

報ありしに、尚亦去ル十九日我二月廿二日箱館在留帝国魯西

亞官吏の乗船コルフエツト船号ボケネール、此港に来

着せしに依て、確然たる巨細の始末を聞くことを得た

り、

此火災ハ、我正月廿八日午後四五時の間我申、英

国人在留館コンシユル部屋の近傍に在る厨舎の内より

起れり、折節コンシユルは不在なり、扱彼地の奉行并

に訳司インスリー等共に穿鑿を遂しに、火災の源は、

火を取扱ふ廝備の疎漏にして心を用ひさりに起れる

由をしれり、かくて火は忽ち蔓延し、終に凡五六十ヤ

ルト我二十五間、高まりたる地所にある英国コンシユル

全館を焼亡し、只馬廐のミを余せり、夫より不幸にし

て隘路の側に在る魯西亞コンシユル館に移り、其居留

地の家屋悉く烏有二帰せしは、嗟歎にたえずといふへ

し、幸にして贍礼堂・病院及び一二の小家其災を脱せ

り、

此家屋の焼亡ハ、一時火勢劇甚にして脱する事を得ざ

りしなり、此建物は棟柱牆壁尽く漆灰シツカイを用ひて塗飾したる物なり、其頃地面皆凍冴して、火を救ふへき水は、いたつらに火焰ふれ近付へからざる屋内の井底に在しのみ、二邦の官吏殆ど其貯蓄の物を悉く灰燼となせしは実におしむへきの至なり、且火勢迅速にして、英国コンシュル館に在る許多緊要の書類も亦此災を免るゝと能ハす、

○米利幹南党の景況

左の文は去年十二月十六日我去年十一月十八日リチモント新聞の抜萃なり、

我もし既に力尽き勢窮り、復た抗戦すへからざるにいたらば、黒奴廝役の法を廢し、我無事と民生とを保全すへし、然れども我いままた此廢議を行ふの危急に至らされは、此計議と紹介との助を歐龍巴オウロンパに与ふ事無用なるへし、兵部を支領しおよひ軍賦省の頭目に任する所の兵政を掌れる諸有司は、一千八百六十三年我文久三癸亥年二邦の兵相央に対峙せし時のことく、南方の人民よく敵に抗抵すへき力、尚儼然として保存せりといふ、然

れハ我今黒奴を兵備に充て、或は助を歐龍巴オウロンパに乞ふを要せず、しかれともし此諸有司の言のことくならざる時は、則ち黒奴廝役の旧制を廢し、黒奴を兵備に充て、以て使役の方を改るの時至れりといふへし、然るに人々尚四年戦争の見込ミあり、もし我唯防守のミを務とせば、其間敵兵我を委棄することなく陸続として我に寇すへし、若し我国依然として利運に趣くことなく、彼亦防守を専務とするならば、兩國相持して決せず、仮令彼此の兵互に鋒を交へて勝敗することなしといえとも、禍乱実に何れの日か止ん、然らば干戈を止めて黒奴の廢議を成ん乎、黒奴廝役の法を守りて我赤子を兵禍に殄滅せしめん欵、我忌諱不快の事を忍びて速に治平を求んか為め方法を試んよりは、むしろ國を以て之に殉せん乎、将我折衝禦侮の人をうしなひ我制律を頽廢せしめん欵、諸の論議者及び有司等黒奴のよく我為に用ひ成すへき兵卒たらんやを決すること能ハす、元帥リー氏此計策の行はるゝを希望せり、然れとも我敵を疾惡卑賤するの情、遙に黒奴を廝役とする

を愛するに過く、しかれども只此厮役を廃するのミに依て無事治平を得へくは、勉て廢議を講し、我邦人をして其議に和同せしむへし、若し黒奴厮役の法を存し交際に故なく共和に帰り、以て無事なるを得ハ、是れヒルソニア人の素志なり、黒奴を兵備に充るの議に就ては疑團いまた決せずといへとも、畢竟此策を行ハさることを得ず、終には之を兵卒となすに決すへしとおもはる、

石腦油の効用

英國版タイムズと名くる新聞紙より抄出す

此油は一種天造の山物にして其効用明ならず、只之を焚して灯に代るの議論あれども、其説も尚或は之を弁駁するあり、或は左袒するありて一定せざりに、近日の發明に抛れハ、此油最もよく人身の寄居体たとへの樹幹に在るとき寄居体たといふ、按ずるに蠶虱の類を駆逐す、加之此油よりアニリネを製し出すへきの理を發明せり、元来アニリネは、世上に知れる如く藍靛中の一成分にして、甚た鮮美なる薔薇色の画料なり、之を製する常方は、上好の藍靛

をポットアスの濃き溶液に和すれば褐色にして油のことき物と成る、之を蒸餾すれハ、透瑩無色の液を得る、此液即ちアニリネにして、香氣酒のことく、味甚苛烈侵蝕す、此アニリネを以て製したる塩類は、すへて無色なれとも、空氣にふれて速に薔薇色を帯ひたる黄色に変ず、或ハ白色の木片をアニリネ塩の溶水中に投すれハ、輒ち深黄色に変ず、塩酸は能く此塩を種々の色に変せしむ、但し其稀稠に隨て、或ハ綠色、あるひは藍色、或は黒色となる、然るにアニリネの価廉ならざるを患とせしに、近來の試験に賤価を以て石腦油を化してアニリネを製し出すへきを徴し、此試法必ず効を奏すへしといえり、又此油を以て揮発芳香の亞的兒を得へく、并に此油を石炭あるひハコーケ燃きて、ガス分油分を除きに代えて蒸氣にもちゆへし、

右開成所四月五日訳成、

三八

○

横浜翻訳外国新聞紙

元治二乙丑年四月十二日イギリス国の飛脚船此港に入りしに依て左の新聞を得たり、

二月十七日日本正月廿二日の朝、北部將軍シャリマンといふ人コロンビヤ南地南を攻取りし、同夜チャリントン同上の

軍卒も残らず引払たり、依てまた其地も奪取り、大に兵器・輜重を得たり、其内に大砲二百挺有しが、火門には残らず釘を打込て復ひ用ること能はざる様を為し置けり、其外玉葉および大砲に付属の器若干ありし、

○南の兵引払のとき、或は綿藏・焰硝藏・食料藏、或は蒸氣車往還の橋々、あるひハ鉄船但し二艘、其他造船場に在る所の船、のこらすみつから焼払て立去りし

按るに是は戦の習として敵、有るに是は戦の習として敵、○或一艘の船ナけたしフランに有用の所を渡さぬ為也

より来り、密にチャリントン南地の湊にいりし船北部に兼てチャリントンは船止に為置けり、有り、北部にて之を奪取り然るに密に商売なさんと来りし船

たり、○南兵チャリントンを退きしと云文通ありて、ワシントン評定所の諸役人をはしめ大に喜ひあへり、

○陸軍奉行より命ありて、國中陸軍の陣營或は砲台、其外諸役人の詰所にて祝砲二十発放せり、是は北部の

国旗再びサンピールの砲台に堅つことを得たるに依て

なり此台場はチャリントンの辺に在り、元北部の有なり、然れ四年前に南北始て戦に及しとき、番兵少くして防難く、遂に南部に渡り、○時務宰相シーラルといふ人より命ありて、今

月廿二日日本正月廿七日はワシントンの誕生日に當れり、依てワシントン中に在る所の役所は残らず盛に灯火を点

してチャリントンの再度手に入りしを祝ひし、○ニューヨークのヘルドルといふ新聞に載すには、レヂメント南の軍勢もチャリントン地名軍勢に引続て退くならん、曾て南部の重役の人よりきゝしに、南にてレヂメントを引払と云事は、最早以前より決定なし居れり、

依て其地に在りし製鉄所・器械等も残らず引取れり、○按するに、南の大將軍リキーなる者はレンケホーク

といふ処へ引込様子也、然るに軍卒ハ猶処々巡警し居、是は全く北軍の虚を窺て不意に攻懸り一戦為んと欲するならん、○評定所に於て陸軍の給金と其外の入用高を定む但し一年分、此金五兆八百万ドルラルなり、○上の

評定所にて陸軍の給金を増んと云議論ありしに、オリソンと云ふ人云に、一兆三千八百万ドルラルの金不足

にて、猶陸軍より借に成り居れり、○下の評定所の議論に、国内而已にて商売為す者之税の取方模様替に為すといふ論を云出せしか、今全く模様替に為すことを

決断に及ひたり、○石炭油の税は少しく増して、一ギヤ

ラン但二升につき六分の税なり、○ダイヤモンドギヤマンを五合位につき六分の税なり、

イマレット是は石にして物の飾に用及ひ此二品の賈物共、税は高くな

せし、乍併此外の小細工金物但人の身に帯る種々の細工物也は税を軽く

為し、五分に為す、○ビヤ酒の名也の税を重く為すことを

停止せしむ、○大統領レンコロンより評定所に常に無

き如くなる敵敷命あり、其故は、来る三月四日に評定

所詰之者悉く会合すへし、然して我より如何様成書面

を出すとも、各々違背なく評議におよひ給れとなり、

○北部の軍艦ミリミキと名けたる蒸気船沈没せり

按ずるに、南の海、然れとも其乗組の軍卒等は其辺を巡警なし

居たる軍艦是はチャリストン港船にて援けたり、其時此船

にて白旗を揚て南部の海に乗り込て救たり、○サバナ

南アメリカの綿船二十船ニューヨークに着したり、其内にある綿

の数は一万二千箇なり、○サンフランシスコより支

那へ月通ひの蒸気船を出さんことを評定所に願出しに、
是も免許ありし、

オランダ国の部

三月八日、太后年七十才にて逝去せられたり、之に依

て國中の者慎ミ居れり、其病氣はアスマールと云ふ病

の由、抑此后プリンスウワン是は先代の国王なりに入興ありしは

千八百十六年の二月廿一日なり、其初ナボレワン此后

を迎んと請しか、是は相談調すして此人と配偶せられ

たり、本月十七日に葬送の儀式を執り行るゝ様子なり、

○評定所の重役登城なして悔を申せしに、国王の挨拶

はなかりき、是ハ病氣にて有之故也、○茶、入札場に

て支那のカンダといふ茶千六百六十九箇と二百九十

半箇の二口入札に出せしに、買手か付さりき、夫に応

じて価も下りたり、○煙草ジャバ、此品は前の新聞紙

に戴せしと同一ことにて、価も上らず、売買も少なし、

○綿、此品は売買絶てなし、然れとも価少しく上りた

り、其故はイギリス國のレバポール地名に於て綿を持し者、猶高価をとなへ居ればなり、

フランス国の部

三月九日日本二月十二日に当、プロキスの或新聞に、此国の国王自筆の書面をコンシュルに命じてサヤム印度の内の一ヶ国なりの国王に贈りし始末は左のことに記せり、扱右の書面を金の花入れ按ずるに、此金瓶と云はの贈り物に為すものならんの中にいれ、サヤムより来りたる結構を尽して飾り立たる迎船にのせ、其外四十艘の警衛船従て彼国に趣きたり、既に城に着したる時は二十一発の祝炮を放ち、然して後又右の書面を美麗にかざりし輦輿に入替、千人余の歩兵警衛なし、音楽を奏して城内に昇入、然して客院に諸大名及び王の親類の人々、其他諸役人詰居、真中に国王みづから出てコンシュルより書面を受取し、其時王の装束は甚美を尽したり、○按ずるに、此国に於て陸軍を減少するといふことを前之新聞紙にのせしに、是は出来難きならん、其故はメキシコより来る書面の文言に穩ならざることあれハなり、マージシロバセイン是は、仏国の役人にて此節メキシコにといふ役人より書面を以て申来しに、今メキシコ国に在留の軍卒を引取る時は、是迄此国の為に金銀

を費し、且丹精を尽したるものも空敷ならん、是に依て猶少しく増すことを欲するなり、右のことに為さるときは再び兵端を開くことあらん、○此国とヘンズタウンズといふ国と貿易条約を結ひたり、貿易は六月一日日本五日八日より始るといふ風説なり、

シラスホイギホレストタン国の部

此国は昨年プロイス及びオーストリーの兩國を相手とり戦争なしたる国なり

プロイス国より書面を以て此国に懸合に及びしこと左のとし、第一にはプロイス国にて水主入用なる時は、此国より水主を出して其用を弁するなり、第二にはプロイスにて入用丈ヶの地を遣ス、右入用の地といふはキネラー是は大なる溝を掘りて荷物運送船の往来する処を云ふを造りてシヨメン海とハルテキ海と水脈をつなぎ、然してキネラー船をすへる場所なり両端の入口には大なる台場を築き、ドック場を造り、プロイス国軍艦の爲になす、第三には此国のテレガラフ又は飛脚等はプロイスにて支配す、第四には此国陸軍の役人とプロイス陸軍の役人とは互に懇意に交るへし、右四ヶ条也、○フランス国ハリスの風聞には、プロイ

スにて右のことく懸合に及びしことは、オーストレーの方にてハ同意せざりし、○プロイスにてはフランスの意を用ひしなり、○デイーニスの地面のシラスボイクス丈はデマーケに返して、其余のシラスホキキ・ホレストランド・ルーデンホイクとはプロイスにてデヌマーケと諸事相談なして共々に支配すへし、○アストレーは右の相談には加らず、然れとも彼是と不承知の事はいはざりき、

スイデン国の部

国王よりフレンス 政府或は大名の公子或は女帝の夫杯をいふ ・ライラス 但英国女帝の嫡男 ・ナボレラン フランスなその人々へ 申贈りしには、八九月頃には陸軍の大調練なすに依て、願くは見物として来り給はれと、○デマーケ国王の若公も多分は行て見物為すよし、

オロシヤ国の部

三月一日 日本二月四日 の文通には、中のアジャの外と国より海岸の方まで、氷海のヤスコルといふ処迄は此国の領分となりたる故に、其処に新に地名を附てオロシヤ

トルコスタンと呼ぶ、○ヨーロッパ国の数多の新聞にハ、フランス国のミニストル交代なし、新規の人来りしにより、此国とフランス国との間陸敷なる様のことを成したりと云へり、然るにケ様のことは見へず、其故はフランスにてホーレスに肩を持つよし、○去年冬より正月廿一日迄は寒気も格別之事は無ししか、廿二日よりは近年になき寒さにて、二月はしめに寒暖計は猶氷点より十四度下りて居れり、其頃は西北の風厳敷吹けり、然しなから此寒さは長き間ならず、僅に十二日の間なりき、夫よりしては好き気候となりたり、

○正月の遊びに、アメリカ国のヘーニといふ人、氷の上を走るの妙を得たる者其技を為せしかは、諸人は申に及はず国王の後迄も出て見物なしたり、甚面白き事の由也、○国中にてハ処によりて少しの違ひハあれ共、極々寒き処にては雪及び氷夥敷ことにて渡海等も出来兼、故に穀物の直段も大ひに上り、人民甚た困りし、如斯事は六十年以来になき事の由、

アストリヤ国の部

政府にてハ、商人の願によつて遠き東の国但日本支那と条約を結び国旗を建度との事にて、大なるフレゲット一艘を仕立たり、

イタリヤ国の部

ネーフルスと云城下の新聞に、二月十九日日本正月廿四日の

晩より、ビシジといふ山、急にしろき色に變りて時々火を吹出し、夜なぞハ誠に見事なり、○前の新聞に記せしイタナー山はいまたに硫黄を吹き居れり、夫を見たる人語りしに、思ひしよりも畏敷有様にて、其辺に近付く時は其ひゞき恰も雷の轟く如くにて、吹出ス硫黄の熱湯ハ一里も二里も流れわたり、是迄平地なるものも俄に山となり、林あるひは田畑なぞハ黒き荒地となれり、憶ふに今より百年も歴されハ穀物等の植付の様には成間敷ならん、右之模様は如何なる者も一度見たる時は忘れかたき程の畏敷有様なり、

スペイン国但日本にて云習ふ之部と云ころのイスパニア也

三月二日、マーシロナーベーズ人名より評定所へ、ピ南アメリルーカ国の内と闘論の事を治めて条約を結ひし書面を

差出したたり、然るにエホケーといふ新聞に在るには、軍艦奉行バレンジャーと云人は猶ビルー国に在留せり、是故は、ビルーにて条約を全く守ると云事明白に見えされハ引取らすとなり、○サニタードと云処のリノーセーと云町にて、蒸気車の道を造る為に二百人計の職人仕事為し居れり、或時其職人を遣ふもの金の払方悪きとて、其職人等大に怒り、道具を打破り仕事を罷め、遂には其者に打掛らんとせし故、已むことを得ず金を払ひたり、

イギリス国の部

三月十日のことなりしか、女帝馬に騎りて遊びに出て林の辺を通りしところ、折悪しく路の傍なる古き大木不図おれかゝりたり、別当ハ遙に後れたりしか、之を見て声を掛しにより、帝急に馬をとゞめし所、其大木六尺計りも前に倒れたり、誠に不思議の難を免れし、○軍艦奉行より令ありて、鉄張にして内車の蒸気船五艘程商人江詔へたり、此船は印度江遣ス軍卒をのせて往来なす為のよし、船の長さ凡三百廿六尺、幅四丈九

尺、深さ廿二尺四寸、積荷の噸但一トンニ付数は四千百

七十三トン、蒸氣の力七百噸なり、しかし十分に為す

時は四千二百トンにもならん総て蒸氣の力をいふには馬力を以ていふ者なり、然るに此

トンを以て數ふるは、按ずるに此トンを動す、を以ていふ者なり、然るに此船足ハ一時日本

時二につき十五里英國一里ハ日本

主を除きて千二百人を乗せらるゝ也、此船は動揺なし

ても人の体に障らず、平安に乗り居らるゝ様ニ工夫な

せし、○今月三日はロシア國王位に即きし日なるに

よつて、此國に在留のミニストル寺へ參詣為したり

西洋にては、日本と違ひ祝儀のことにても寺參り、其外在留の

諸役人下々に至る迄残らず祝礼を為せし、其晩に至り

てミニストルと妻のパロネスプロナラの兩人にて重役

の人々を饗應なせし、○是迄用ひ来りし焰硝と異なる

薬を以て製する火薬を新たに發明なしたり、其薬品は

タネキギヤレッツキアセツト是は木の、キロライテー

是はナイツレポツ此一品を交合せする時は宜敷火薬とな

る、此火薬は常の火薬と異り弾力も強ふして、且入用

も半にて出来、其上発したる跡に滓ニ残らず、平生貯

へ置ニも右二品を分け置時は火の憂ひもなし、入用の

時は二品を合せて用ゆ、右の火薬試し上にて右にいへ

る効能の半は有とも、実に古今の良火薬なり、是はエ

ンフヒールライフルおよびアームストロング大砲等に

用ひて最も宜しからん、○或日大なる商船マンフレト

ウ名船去年九月以前に上海を志さし出帆なせしに、其後

久しく音信絶てなき故、多分破船なせしとおもひ、其

乗り組の人々の家内にてハ大に愁傷なし居れり、然と

ころ今度支那より文通ありて此舟別条なく着したる趣

申来りし故、今迄愁傷なせし者は死したる人の再ひ蘇

生なしたる如き思ひ、大に喜ひあへり、○此度アメリ

カ國と此國との文通弁利の為に、海底にテレグラフを

入れ置んとて海の深淺を測量なしたり、昔より言伝る

に、海の深さは山の高さ程有ると云しか、未た其実験

を得ざりしか、今量りて見るに一番深き処にては二万

五千尺日本三十六丁一里にして凡二里計りなり、富士山、

○女帝の輿但四ツ車ありて凡百年來の古き物にて、先代

ジョージといふし帝の造られしものにて、其価二万七

千バウン但バウンは掛りしとそ、洋銀四枚也、○属国キヤナダー北アメリカに在るにては、是迄の通りイギリスの属国に成居らん欵、

又は手をはなれて独立なさんかといふ言を評定所にて入札ありして、是ハ元よりイギリスの方にてキヤナダーの手を切り、世話なき様になんと云ひ居りしに依てなり

然りし所属国を離るゝ方よろしからんといふ札に落札なしたり、依て其故を女帝へ申出すと云風聞なり、

○昨年迄支那江来り居りしミニストルしはらくの暇を請て此国江帰りて、又再度支那江ゆかんとせしに、合

衆国在留のミニストル病氣なるによつて、此ミニストル支那行をやめになし、一等高き位を受けて合衆国へ

交代にゆくことに定まりし、○日本に來りしアルコール漸帰国なしたり、按ずるに支那のミニストル此節あ

き居れハ、此人支那へ行ならん、○此国の両替屋にては金利五厘程下りし此故は按ずるに金の出、入すくなきによる也、○茶、此品は

不景氣にして下直になれり、其故は支那より際限もなく積込によりて、此国全国へ売捌くことは勿論、外カ

国江積出しても猶沢山残り居ればなり、○生糸、此品は支那のサタリーと云宜敷品は變りしことなけれども、

下物は向きあしきよし、此頃着きたる糸は下物多し、

日本前橋の糸は少しく売買ありしか価を引下げ、一斤につき元と直よりもドロ二分五厘程下げし、此節は宜

敷品は入荷なし、故に悉く尽し、○後月一月に入荷ありし糸は支那二千三百十二箇、日本八百八十九箇なり、

此頃飛脚船より申來りしに、日本と支那との荷を合して支那より積出せしもの三万三百箇也とそ、○綿、此

品は或るロンドンの商人より書出す相場には、此一七曜日一周をいふ程過ぎたれハ又々引下けて、綿足短きもの一斤につき

ドロ二厘ツ、下り、日本の極上のも一斤につきドロ二分八厘より三分位下りし、○今月三日にロンドンに

在る綿、支那と日本とのを合して一万九千七百八十五箇也、○日本白蠟、此品は替りし事なし、二百箱入札

ありしかとも売れざりし、

チュレー国の部南アメリカの西部に在り

政府にてヨーロッパ人を衆く招く企を為し居れり、按ずるに國中に人を多く成し国の蕃昌する為、且此国に

は金山・銀山・水銀山多き故之を開き、且は田畑等をも開発なさん為なり、○或城下のバラバライソといふ町の真中には、水銀の在ることを見出したり、察するに、此処には水銀多く有らん、

○

右は、紀州之漂民にて外国人別ニ相成、百四十一番之商館に罷居候彦藏と申者、当年より連月兩度ツ、外国新聞紙より抄出仕候積之由御座候ニ付、定式何程之代銀相渡候而引続買取可申約束仕、第三号之翻訳ニ御座候、

三九

一松平下総侯より、御預降人之内床下庄(床井挂三)三郎・園部俊雄・

五十嵐宗四郎三人死罪被仰渡候段、在所役人共より申越候旨、同家来を以閣老江四月五日届有之、

一稻葉備後侯より、御預降人之内木村円次郎死罪被仰渡候段、在所家来共より申越候旨、四月八日届有之、

一佐倉侯より御預降人之内中田新之允・荒井豊吉・浅川吉藏・野本幸三郎・増卯兵衛・今井久吉并宅藏・竹吉・

新之助・常吉・利八儀、御宥免を以銘々領主又は地頭江引渡遣ス之旨被仰渡、残之者共は追而御沙汰可有之由、御使番兩人相達候段、四月七日届有之、

一四〇

一 丑四月津輕侯より閣老江内意

去ル六日、野宮中納言様より於京地家来之者被召呼、同八日、越中守御暇之参 内被 仰出候旨御達有之、且亦少将之口

宣頂戴被 仰付候間、家来差出候様御達御座候旨、去ル六日付飛脚を以申来候、然処旧臘少将可被 仰付御内慮御座候旨、于今表向被仰付無之、右様口

宣於彼地頂戴仕候儀ニ至候而は、不輕儀恐多申上候様も無御座候得共、御内慮被仰渡相成候儀ニ付、名代ニ而右表向被仰付被下置候儀は相成申間敷哉、御暇参内相濟夫々交代濟之上は、当月下旬帰府之積申来候間、何卒右等之程御汲取、格別之

御沙汰被成下候様、此段御内慮偏ニ奉願候、以上、

四月十三日

津輕越中守家来

伴 清助

右内意無程少將被 仰出候旨御沙汰有之、

一四一 四月御沙汰書之内

松山侯世子

松平式部大輔

右御進発御供被仰付候事、

一四二 乙丑孟夏風聞書

三月廿九日、会津藩井深宅右衛門と申者、水野閣老より御呼出ニ相成仰ニは、同列之中も彼是異論有之、且嫌疑之筋も有之、旁以とかく因循壅蔽之事ニ相成、昨年已来肥後守様より御進発御催促有之、一々御家来御下ニ相成候得共、右之次第ニ而は御逢も不申、然処此節ニ相成、

將軍様始此方迄是迄之弊風大ニ悔悟いたし、肥後守様初御臣下一統之御誠忠、実ニ感服致し、弥御進発と申事ニ今日内決致し候、此段早速肥後守様江申上御安心被下候様頼入候、尤此方は近日日光江罷越候間、委細酒井大老より承候様ニとのよし、夫より井深宅右衛門

直様酒井大老江罷出候処、早速御逢ニ相成、仰之儀水

閣老と同様ニ而、長防今以全鎮靜ニは相成不申、且長

州は亜米利加と深く取むすひ居候由、旁以其低ニは難

闕弥御進発被遊候事ニ今日内決いたし、尤塚原但馬守・

御手洗幹一郎兩人先達而御用之筋を以罷越候間、其模

様次第ニ而御進発被遊候、併右兩人持参本ノマ、十カ十ナから

不分明、相違無之と見込罷在候、御進発之儀ニおゐては、

中ニは異論之者有之候得共、此方泉州・豆州同腹同議

論ニ御座候間、天地鬼神ニ誓て相違無之候、全体御上

洛之上御進発被遊度思召ニは候得共、昨年以來之御因

循被対

天朝御面目も不被為在次第ゆえ、御進発御成功之上御

奏聞旁段々之御詫被仰上度思召ニ而、今直ニは御上洛

不被遊候、京師より不分明は定而御上洛御催促として

勅使或は 勅命被下候ニは相違無之候、左様御座候而

は重々奉恐入候間、其辺之処肥後守様御周旋御尽力之

程偏ニ奉願候、且京師之事情承合不申候而は不都合故、

野村左兵衛殿はしめ其外重役之御方ニ而折々早打ニ而

御下り、京師之模様為御聞被下度、其節は何事も差置御逢可申と之由、井深宅右衛門当月朔日、松前閣老も御同様之由ニ而、井深宅右衛門上京云々、

四三
一 京師來飛之内

水仕所高橋、御取次高辻・渡辺、三人共差扣被仰付候、阿部豊後守本家相続已前、御旗本之節

禁裏附ニ而相詰罷在候時分、右高橋馴染ニ而、今度同人を以大奥江夥敷賄路被致候処、不残表ニ而御返しニ相成、兩閣老共当惑、然処

去ル廿二日兩閣老共參 内被

仰出、八半時頃より 大奥江被 召、翠簾三重被為隔出御まし、関白殿下をはしめ国事掛堂上方残らす出座、殿下御沙汰ニは、近頃老衰耳遠ニ付大声ニ而応対可致旨被仰聞、夫より今般兩人上京之主意は如何之訳ニ候哉、

御請

今度上京之儀、全京都之儀ニは無之、幕府甚手薄

故、一橋中納言江御暇給り帰府政務為救度、大概松前伊豆守申述主意ニ御座候、

殿下仰

昨年大樹上洛之節滞京之儀を被 仰付候節、一旦帰府之上ならては中々不行届ニ付速ニ御暇賜り、跡々之儀は一橋中納言御守衛差置、小事之儀は同所より御即答可申上筈、再三依頼殘置候、一橋当地御手薄之儀顯然之処、右願出候儀は如何様之訳ニ候哉、

御請

兩人共新敷者故、其儀不弁旨、

殿下仰

仮令其方共は不存共、既ニ酒井雅楽頭・水野和泉守は願筋取扱候、兩人共いまた在勤中、其根元は大樹之出願ニ付、大樹不存と之儀は無之筈、夫等之儀不相糺はる、兩人上京は、大樹之使ニ不都合之儀ニ候、於其儀は更ニ不相成旨被仰出、兩人閉口、

御請

右之儀、一橋中納言と相談之上申上度、一応御下
ケ被下度旨、

仰

毎度参 内無用ニ候、依之今日一橋を可被為 召、
御前に於て相談可致旨、

御請

右様ならば右相談蒙 御免度旨、

仰

今度其方何故多人數召連候哉、

御請

撰海等江異船乗込候哉之風聞有之候ニ付、若万一
之節之ため召連候旨、

仰

左候ハ、当地ニ而は無用之人数、早速伯耆守召連
撰海江相越、右守衛可致、且今度長州父子召連御
用済之上尾張前大納言参府可致旨被申付候由、右
前大納言江一同御用之儀有之候間、早速大樹上坂

被 仰出有之候処、右体被申付候は、畢竟

勅諭を蔑いたし候次第、既に連

勅ニ而、其上今般大樹発途可致と被 仰出有之、

其後私に進発延引之旨触渡候は如何様之儀ニ候哉、

不埒至極、且長州父子之儀は惣督之所置之義有之

候ニ付、更ニ召寄之儀は不相成、先般以来近々上

坂被

仰出候義ニ付、豊後守ニは最早御用之儀無之ニ付、

速ニ歸府、大樹上坂有之候様可申入、仍而夫々御

暇被下置候間、早々出立可致候、

御請

右御進発御延引之義は大樹ニは不知事、是は私共
之罪ニ候、最早長州鎮静之注進有之、且追々之上

洛ニ付関東ニは殊之外疲弊ニ付、ケ様触渡候次第

奉恐入候旨、

一四四

丑二月京師ニ而 御沙汰

昨秋以来大樹進発之儀、御沙汰之上豊後守再度上京、
41

時勢心得居尽力いたし候儀ニは無之哉、尤於関東無

余儀事実ニ候共、海内安危ニ拘り候機会、

宸憂之儀故厚き

〔朝命之所、追々延引之段不都合之次第ニ候事、

一防長之儀、此上何様之取計候哉、定而見込可有之、

品ニ寄後害難測者欤、今般屹度被安

叡慮候様所置方巨細可被申上候事、

一摂海外患之儀、御委任之節詎而御沙汰之趣有之候処、

其後一応之言上無之、実備之儀は急速難整事ニ可有

之候得共、於支度は模様柄篤と可被申上候事、

一国家之大儀相伺

朝議候御請有之、諸藩之所置ニ付而は以

(處) 震翰 御沙汰被成候処、復古之触渡有之候由、右次

第柄情実具に可被申上候事、

一御神事其外 御再興筋御崇奉御約束之条々如何可取

計哉、此上之次第可被申上候事、

一常野之浪徒多人数近畿ニ迫り候儀、右様之形勢ニ関

東取締如何之事ニ候哉被 思召、其上諸侯於入京は

可伺

天機之処、無其儀及退去等之儀、旁も不都合之次第、

不少後來之製度見込、

一前条之外、総而

朝廷之 御趣意徹底於不致は、次序不相立、時々転

変ニ随ひ、詰り幕府始諸藩困弊、万民艱難、

御国体之放基被惱

叡慮之儀ニ付、実地之基本関東之見込可有之言上事、

四五

日本貿易第九十九号

四月廿五日訳成

千八百六十五年三月廿九日
我元治二年三月三日

米利堅戦争

千八百六十四年の戦争には、北部はく利を得、南部屢々利を失ふと雖も、いまた其戦争平定する程の大勝敗なし、北部にては戦士は勿論、諸武備等ニ至る迄南部にまさり、常に攻方となりて必勝を期し、南方は受方となりて負ざらん事を欲す、其志いづれも優劣な

し、南部にて奴隸を軍卒となして使役する事なきも、尚數ヶ年の間は北部に敵し持ち堪る事の手段あるへし、今南部の為に計るに、奴隸を使役して兵となせるは甚上策といはん乎、夫れ奴隸を諭して之を使役すれば、善く其兵を強くし攻方となるの利あり、もし奴隸を用ひずして只常に防拒を事とするも、尚持重して久きに堪ゆへし、然れとも千八百六十四年よりの戦争の跡を考ふるに、一定して論しかたし、抑千八百六十四年の春中は、戦争の地大に広く、波多麦、密西細比二水と海及びハルベルの渡口よりメンヒスにいたる迄の地に在り、典尼西は兵患なく、モビルの港は開港常のことし、惹阿日亞は山の手より攻撃せられたれとも、海岸には其患なし、南加羅連に於ては查耳敦海浜の群島より北兵の突出せんとする謀策を拒き、南部の大將レーの兵はラピタン河辺の要地に屯し、北部の將メード敢て之に向て手を下す事能はざりし、千八百六十四年の諸合戦にて其形勢大に変し、北部の兵勢跋扈し、セオルシアを攻靡け、今其海岸の大都を取て、之に拠り、

オーギュスタ及び查耳敦を劫したり、是時南部の兵はコリントに屯したれとも、不利の戦争より引退きたる軍勢なれハ、戦士糧穀大に減し、北部の彼大都に拠れるとは雲泥の相違あり、これより先、レーの兵はラビダンを去りアボマクスとセームスの間に至り、北部の將ホントルの虚に乘しマリーランドを襲ふ事を得たりと雖も、又セマンドア谷の數ヶ度の合戦にて利を失ひたり、北兵は屢々諸方より南部の地を攻撃し、ハルベルの渡口よりカタスীগに至る迄の山谷を越へ渡り、いまたノキスウィルレの東北ニ当て一城をぬかすと雖も、日を逐て其勢盛んなれば、遂に西典尼亞と墨哥西湾の間には恐らくは之に敵する者寡なきに至らん、之に由てこれを觀るに、千八百六十五年の戦争はオコネー及び下波麦多の間に在ん事必せり、南部の利は、いまた破れざる鉄道、いまた尽ざる武備、未だ挫折せざるの銳志、いまた取返されざる侵地多きと、奴隸を兵に使用する事とに在り、而して其戰場に出張する兵十五万余人あり、北部の兵は、野外に出張

する者とワシントン但此数は南北ミッシンの衛卒を合せて二十ツビ両岸に數月前より戦へる此を以て之を觀るに、南部にても必ず敵抗の者を除く手段あるへし、南部の志互に屈せずんば、此後尚四ヶ年は戦争終る事なかるへし、

四六

一 丑四月十八日肥後藩より關老江

此度 御進発被 仰出候付而は、右之趣於國許越中守承知仕候ハ、不取敢御先鋒相勤申度段奉願ニ而可有御座候、尤 御進発之上は御沙汰之筋も可被為在奉恐考候得共、國許之儀は遠境掛隔候事故、往復手間取候而軍期を失ひ候様成行候而は、甚に残念之次第ニ奉存候、依之此節も最前之通御先鋒被仰付候様有御座度、左候ハ、於越中守も面目無此上難有仕合可奉存候、右は越中守承知不仕儀ニ御座候得共、前文之次第ニ付此許限奉伺、御差図急速國許江申遣候ハ、時宜次第何時ニ而も出張差支無之様、兼而覚悟仕居可申奉存候、

此段可然様被成御沙汰可被下候、以上、

四月十八日

細川越中守内
青地源右衛門

四七 一 細川越中守家来江口達之寛四月廿日達

此度 御進発被 仰出候ニ付而は、越中守承知已前之事ニは候得共、格別之存意を以申立之趣各及言上候処、厚心入之段 御沙汰有之候、依之別紙之通被 仰出候、此段相達置候事、

細川越中守

此度毛利大膳父子始為御征伐五月十六日 御進発被遊候旨被 仰出候ニ付而は、申立之趣も有之候間、其方儀御先手之先鋒被仰付候間、可被 抽忠勤候、

四八

一 丑四月廿日關老より

(四八の1)

松平陸奥守

御進発御日限五月十六日と被 仰出候ニ付、兼而相達候趣も有之候間、此節參府候様可被致候、

四月

一（四八の二）

南部美濃守

御進発御日限五月十六日と被仰出候間、此節参府候

様可被致候、

四月

一四九
右同日銘々江相達

伊達遠江守

加藤遠江守

脇坂淡路守

毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最

前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊旨被

仰出候ニ付而は、取扱之儀先不及其儀候事、

一五〇
四月廿日芸州侯江

毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最

前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊旨被

仰出候付而は、取扱之儀先不及其儀旨、脇坂淡路守・伊達遠江守・加藤遠江守江相達候間、得其意、先達而相達置候警固人数等之儀も相心得候ニ不及候段、松平安芸守家来呼可達候事、

一五一
朝廷江因・備等之侯伯より建白書

臣等再拜稽首、謹而奉歎願候、今般常野浮浪之徒南越今庄江屯集仕、差出候歎願書則遂披見候所、間々触忌諱候趣も相見得候へとも、積年確乎たる攘夷之

詔命廢格、醜夷猖獗之暴慢を忠憤慨歎之余、終に動干戈擅ニ為私闘之所業ニ及候得共、臣等実父斉昭存生中致口実居候尊攘大義遺訓地ニ墜落仕、列藩離叛、天下解体、慷慨激烈之徒所々蜂起、彼是以痛哭流涕之至不得止事、此度兵拳不恐鉄鉞之敵罪之誠意可恤之次第ニ付、去五月彼より差出候歎願書、尚亦臣茂政差添候建白、其節御採用不被為在候得共、方今外寇渡来より内乱相生し、長州脱藩士之覆轍も有之、須臾も難差置、臣等蒙昧之身是非得失も不相弁、遮而愚衷奉歎願候は

恐縮之至御座候得共、何卒彼等志願之通洋夷掃攘之台命幕府江御沙汰被成下候上、彼か被任仰願先鋒之寸備を被為免候得は、一同感激奮発同心合力して夷虜陣營江突入、

神州之勇威を輝し候は、

叡慮透徹之一端と敢而雷霆之威を犯し奉懇願候、時勢之危急、天下人心之渴望此事ニ御座候間、広海寛大之御所置、彼等之微忠 御哀憐被為在候は、

天恩之程深奉感戴候事ニ御座候、此段奉歎願候、宜敷御取成御執 奏奉願候、恐々謹言、

三月

因州 慶徳

備前 茂政

浜田 氏総

喜連川 綱氏

島原 忠和

一五二
四月十六日

佐竹右京大夫

相馬大膳大夫

織田筑前守

右当年御暇順年之処、御進発ニ付御暇不被下旨、

一五三
三月十四日関老松平伯州参 内之節御達書

水戸中納言家政向不締ニ付慎申付候哉ニ相聞、至当之儀と思食候得共、猶

叡慮之次第も可有之候間、水戸家之儀は經

奏聞所置可有之様 御沙汰之事、

一五四
丑四月関老本多美濃侯江届

松平阿波守

松平三河守

松平相模守

細川越中守

松平越前守

松平兵部大輔

立花飛驒守

松平右近将監

中川修理大夫

細川豊前守

池田信濃守

織田摂津守

戸川主馬助

右病氣又は海上不順等ニ而参勤延引之旨、

五五

一 四月廿日閣老より大目付江

今般御進発被遊候付、中国・四国・九州筋之面々何れ

も国邑江人数備置候様可被致候、

右之趣、早々可被相触候、

四月

五六

一 外国形勢之儀、前書新聞紙ニ相見得候外、横港在留之

者共平穩ニ罷在候由、尤貿易之儀は諸品出入共至而少

く御座候由、承申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑五月七日

南部弥八郎

◇第一二〇号 丑五月八日報告〔維新前後諸書付46〕

(付巻)「第二百六十六号」

一

丑四月二日因州侯より御届

去子年参勤御割合前々之通被 仰出候処、拙者儀当年

参勤順年ニ付、参府頃合之儀当春相伺候処、四月中致

参府候様被 仰出候ニ付而は、此節国許出立可致候、

近来兼而持病之足痛差起、其上痲症相発、折々痲痺甚

敷難儀候而、逆も此様子ニ而は長途之旅行難相成候付、

療治相加へ少も快方ニ趣候得は早速出府可致候得共、

無拠参府時刻延引相成候ニ付、此段御届申達候、以上、

三月廿二日在所日付

松平相模守

一二

丑四月十四日津侯より同断

和泉守領分大和国内ニ山陵御座候間、何卒領内ニ御座候分は和泉守一手ニ而御修復仕度段、先達而奉願候処、願之通被仰付難有仕合奉存候、依之山陵御奉行戸田大和守様江打合之上、大和国添上郡日置村ニ被為 在候光仁帝 御陵御修復、此節皆出来ニ相成申候、然処右御入用金御下ケ渡之趣、兼而御達御座候処、当節柄於公辺も諸事御物入多之儀和泉守奉恐察、乍少分御入用為冥加此度限献金仕度旨申越候間、何卒御下ケ金不被下候様仕度、此段奉願候、以上、

四月十四日 藤堂和泉守内 鈴木文左衛門

一三
丑四月

大目付江

此度 御進発 御発途御当日并大坂 御着城、且廉立候御行列之節、御供之面々陣羽織着用之事、

但戴付或は伊賀袴・小袴着用不苦候事、

一道中着服之儀は最前相達候通可相心得候、尤毛織筒袖

衣服・葦山形戴付等輕便之品ニ而不苦候、併ボタンカケ等ニ而洋習ニ不泥様可致候、

右之通相心得、此外之儀は都而最前相達置候通可相心得旨、向々江可被達候事、

一四
丑四月

此度 御進発ニ付道中着服之儀、最前相達候廉々之内一甲冑持越候儀は銘々之見込次第ニ而、持越候とも不持越候而も不苦候事、

但六具之内沓品ニ而も二品ニ而も何れとも勝手次第之事、

一衣服之儀、陣羽織毛織筒袖戴付、如何ニも輕便之品取交相用可申候、併ボタンカケ等ニ而洋製ニ紛敷品は見合候様可致候、尤道中は割羽織取交着用不苦候、鍔直衣垂等之品は、自ラ過美ニ流レ候間、無用たるへき事、但平常相用候稽古着様之品相用候共不苦候事、

一陣笠之儀は銘々勝手次第之品相用可申事、但兼而被 仰出候御印付可申事、

右之通可被心得候、此外之義は最前相触候通可心得旨
向々江可被達候事、

四月

一五
丑四月

席以下之者悴・二男・三男、厄介之者、御中間、御小人黒嶽之者御雇可被 仰付候間、心願之者共御目付江名前取調可差出候、御宛行之儀は夫々相当之御手当扶持被下ニ而可有之候、

右之通組支配有之面々江不洩様可達候事、

一六
丑四月

御進発御中軍御供ニ而出立之面々は、分限高二不拘場所高御軍役半減^(減カ)之人数召連御供可仕、尤分限ニ寄人数多召連候者は、残り人数引纏置、江戸表惣御供立払後出立候様可致候、日割之儀は追而可相達候、

四月廿日

一七
丑年三月伝 奏衆より被差越候御書付写

^(七の1)別紙 御沙汰書差進候、以急使関東江可被達候、且酒

井雅菜頭・諏訪因幡守預国事之趣候間、右兩人被 召寄候、此段御心得迄ニ申進候事、

三月

^(七の2)過日阿部豊後守帰府之上京師之事情巨細申述候付、上坂治定ニ相成候趣、先々重畳之義ト被 思召候、然ニ早速進発ニも難運由、左候得は大樹ニは最早神忌差向候事故、

勅会相濟候迄発途御猶予可有之、就而は方今難差延内外切迫之事実も有之、且兼発途隙取候は先以老中可為上京 御沙汰之末ニも有之旁、酒井雅菜頭・諏訪因幡守早々被召登候事、

三月

一八
丑四月廿一日

御目付

御手洗幹一郎

今日晝帰着、京師去ル十六日出立ニ而、道中五日ニ而着、是は長州様子悪敷故伺ニ来候由也、塚原但馬守ニは大坂表ニ滞居いたし居候由、

一九
丑四月十四日御達

酒井左衛門尉

其方儀、御府内昼夜廻り被 仰付置候処、常々家来共格別骨折候段達 御聴居候儀ニ付、此度昼夜廻り一手ニ引請被 仰付候間、市中御取締筋行届候様可被致候、
尤 御進発

御留守中は猶更嚴重ニ可被心得候、

四月

外昼夜廻り之諸侯方は都而御免相成候事、

一〇
丑四月
(1001)

上杉弾正大弼

此度 御進発被 仰出候ニ付而は、御人少之折柄ニも

有之候間、御暇は難被下候得共、当秋京都御警衛被

仰付置候儀ニも有之、別段之訳ヲ以御暇被下候事ニ付

御留守中御手薄ニも候間、嫡子式部大輔儀御留守中御

警衛被 仰付、其方名代之心得ヲ以相勤候様可被致候、

(1002)

南部遠江守

同文言、先達而領分大火ニ而武器其外焼失之趣ニ相聞、御暇年之儀ニも候間、領分手当向等之為御暇被 仰出候事ニ付可被得其意候、

(1003)

上杉弾正大弼

年来精勤、其上領内政事向格別行届、一段之事ニ被

思召、先達而隠居之儀も被差留遊候事ニ而、当今不容

易御時勢ニも有之候間、猶此上精勤可被致候、依之出

羽国御預所御收納上り高を以、其方一生之内被下之、

本文御預所御收納高三万石程上り候由ニは候得共、

現御收納高五千石位之由、

一一一 丑四月廿三日尾張殿より

元千代殿痲瘡後痲氣差引有之、長途之旅行難渋被致候付、快和之上參府被致度段被相達候処、御聞置被成下候旨、書付ヲ以被相達候との事、

一一二 丑四月十七日閣老松平伯州侯江差出

鳥居甲斐事、弘化二乙巳年より養父長門守江御預被置、当丑年ニ而二拾一年ニ相成、年齢七十才ニ候、御達之趣も有之格別嚴重ニ致置候処、長キ年月ニ聊怠慢之形色も無之、日々神妙ニ相慎ミ罷在、家来共感入候程ニ付、老体ニも候得は少々は優体ニ致遣度可相伺哉と奉存候之処、今度日光 御宮二百五十回御神忌御相当ニ候、文化十二乙亥年二百回御神忌之節は、小堀和泉始メ断家之者子孫被 召出家名相立候哉も承及候、天保十四癸卯年 慎徳院様 御宮 御參詣之節も御取立、新家之者迄夫々御救家名相立候哉之由、甲斐儀は新家ニ無之、先祖は武功も御座候得共、前文之通御先例も

有之、旁御願申上度、何卒此度は 御神忌出格之御憐愍ヲ以御赦被 仰付候欵、又は同人悴一旦は被 召出御奉公も致居候者ニ承居候得は、尚又被 召出候共家名相立候丈ケ之義、於私も奉願度、此段御含厚御評儀被成下有之候様仕度奉歎願候、以上、

四月十七日

京極佐渡守

一一三 丑四月

此度長崎表出入口之日見・西山・浦上・茂木四ヶ所江新関御取建、御取締筋嚴重被 仰付候付而は、隣境樓ノマ、壞之儀ニ付双方見合之為、御料境要衝之地江柵門・番所等取建、通行之旅人荷物等相改、無頼之徒長崎表江不立入様嚴重取締方可致、尤長崎奉行江可相談旨御書付之趣奉畏、領内呼津・長与・老岐力三ヶ所江柵門・番所取建、番士差置嚴重相守申候、此段御届申上候、以上、

二月十八日在所日付

大村丹後守

一四 丑四月加州候より御届

(一四の1) 拙者儀、当夏中為御警衛上京之儀相伺候処、追而

御沙汰有之候迄上京之儀は先見合候様被 仰渡候、然

処今般 御進発就被 仰出、

禁闕之御守衛弥大切奉守護專要之儀ニ付、予而被 仰

付置候拙者儀致上京、嚴重守衛可仕心得ニ御座候、

御進発御日取も被 仰出候儀、因茲此節御暇被下候様

奉願候、御聞濟之上は早々発途国元江相越、人数配既

且自国之取締向等夫々所置申付、迅速発京仕ニ而可有

御座候、以上、

四月

加賀中納言

(一四の2)

同月十九日御付札済

御進発御日限も被 仰出候義ニ付、当地より早々上京

御警衛嚴重可被相勤候、尤參勤之義ニ付御暇不被 仰

出候、国許江立寄候儀は難被及 御沙汰候、

一五 四月廿日同候より差出

(一五の1) 今般 御進発御日限就被 仰出候、中納言儀京都為御

警衛上京可仕心得ニ付、御暇被下候様奉願候処、御

進発御日限も被 仰出候儀ニ付、御当地より早々上京

御警衛嚴重可相勤、尤參勤年之儀ニ付御暇不被 仰出

国許江立寄候儀は難被及

御沙汰之旨、以御付札被 仰出候、依之早々出立仕ニ

而可有御座候、然処今度御守衛之儀は、取分手厚ニ人

数引連上京御守衛可仕心得ニ罷在、国許より急速人数

呼寄候とも、遠路時日後れ、殊ニ御当地より申遣候而

は人数差配方不行届之儀も可有御座と、深心配仕候間、

順路ニは無之候得共国許江相越人数取調、且は自国取

締向も申付迅速登京仕度次第柄、其上東海・中山両道

之内相越候而は入費も過分相嵩、從來難渋之勝手向、

近年別而物入差湊、殊之外疲弊仕、家中扶助も不任心

底族、夫是之次第柄ニ而無抛奉願候儀ニ御座候、御差

図濟之上、猶又申上候儀は自由ケ間敷奉恐入候得共、

前頭之趣何分厚御汲取、願之通北陸道より相越候儀御聞濟被下候様、幾重ニも奉願度存候底ニ御座候、此段重而奉得御内慮候様申付候、以上、

四月
加賀中納言内
加次屋十左衛門

(一五の2)
口上書

今度上京之節、順路ニは無御座候得共、国許江立寄罷登申度、委曲書面認申上候通幾重ニも御聞濟被成下候様仕度、誠自由ケ間敷御聞取も如何ト恐入心痛仕候得共、何分上京之節手厚ニ人数召連申度、御差図濟之上は早々発途可仕義之処、国元より人数呼寄候而は、遠境手間取申儀、国元江立寄相登候得は人数調度等、万端都合等はか取申付も行届、加之東海道等順路相越候と、北陸道江懸ケ相越候ト引競候得は、入費三ヶ一も相連仕候儀、其上差向之発途ニ付途中手当も北陸道旅行いたし候得は、先国元迄之用意ニ而手輕ニ相弁、夫より出京迄之手当は猶国許ニ而相整候得は、余程運方

弁利宜敷、当節柄ケ様之儀迄も及御内話候は恐縮之次第ニ御座候得共、何分勝手向頃日必至ト差迫居、無拠御時節柄ヲも不願拜借金も奉願置候程之儀ニ而、財用取扱候役向之者も殆当惑罷在、彼是以不得止奉内願候族ニ御座候、何様ニも別紙書面之趣厚御沙汰被成下候様、只管奉歎願候、是等之趣は全く御手前様迄得御内意候事ニ御座候、宜御含不苦儀ニも候ハ、御汲取可然御聴ニも被入被下候様仕度、此段御内々及御物語候、

四月

(一五の3)
四月廿二日左之覚書御渡有之

覚

再応申立之趣無拠筋ニ付、願之通一ト先国許江罷越、御警衛人数配等急速相整出京仕、御警衛可仕候事、

一六
丑四月廿三日同候より

今般 御進発御日限も就被 仰出候中納言儀、京師為御警衛早々上京可仕、且其節召連之人数等為取調国許

江相越、迅速登京仕度段相願候処、夫々御聞濟被下候、依之来ル廿七日御当地発途、北陸道通り相越申候、此段御届申上候様申付候、以上、

四月廿三日
加賀中納言内
加次屋十左衛門

一一七
丑四月廿一日高松侯より御内意伺

此度 御進発被 仰出候処、讃岐守儀当年参府順年ニ付心得方之儀、本多美濃守様江此程御内慮奉伺候儀ニ御座候処、在所表発足暫時見合候様委細御書取ヲ以被仰聞候ニ付、其段は早速申越候間、右御趣意之儀は素より厚可被相心得、猶時宜ニ寄り其節之御用筋被 仰付次第、速ニ被相勤候手配ニ而被罷在候儀は勿論之事ニ候得共、此度 御進発之御儀ニ付而は不外成席柄之儀ニも御座候間、 御進発之御用向被相心得度、可相成は供奉被 仰付候ハ、本懐之至可被有之候ニ付、表立被相願可然筋ニ候得共、急便ヲ以在所表へ申越度次第ニ御座候得共、最早来月十六日 御發途之御日限被

仰出ニも相成、只今より遠路往復仕承知之上被相願候日間も無之ニ付、大坂表迄罷出御待請被仕、同所より御供被相願候心得ニ而出坂被致居、不苦儀ニも御座候哉、指掛り候間是等之趣御模様相伺、否在所表江急速申遣度、此段御内慮奉伺候、以上、

四月
松平讃岐守家来
児玉三郎兵衛

一一八
丑四月廿六日越前侯藩より内意

去ル朔日 御進発之儀被 仰出候趣、早急国許江申越候処、越前守承知被致、此上弥御進発御日限御治定之上は、御先ニ大坂迄出陣御待請致度心得ニ御座候間、兼而伺置候様今便被申付越候、然処今般御日限御治定被 仰出候儀ニ御座候得は、早々御沙汰相伺国許江申越度候間、此段御内慮奉伺候、以上、

四月廿二日
松平越前守内
草尾精一郎

一一九
丑四月廿三日銘々家来呼御達

(一九の1)

松平越前守

此度毛利大膳父子始為御征伐、五月十六日

御進発被遊候旨被 仰出候ニ付而之申立趣、達

御聴候処、一段之事ニ被 思召候、依之大坂表へ出陣

御待請可致旨被 仰出候、

(一九の2)

松平讃岐守

同文言被 仰出候ニ付而は申立之趣も有之候ニ付、願

之通御供被 仰付候間、出坂御待請可被致候、

110

一 丑四月廿四日銘々家来呼御達し

(110の1)

井伊兵部少輔

御進発之節井伊掃部頭人数ニ加り御供被 仰付候処、

掃部頭儀御旗本御先手被成御免候ニ付、其方儀も御供

被成 御免候、

(110の2)

柳原式部大輔

御進発之節、御旗本御先手井伊掃部頭其方江被 仰付

置候処、 思召之御旨も有之候ニ付、掃部頭儀は御旗

本御先手被成御免候旨被 仰出候条、可被得其意候、

二 丑四月廿四日会津侯より

肥後守当職被 仰付候以来、数年詰切遠境多人數召呼

置、兼而貧窮之困柄ニ取統方無御座候ニ付、月々老万

金御手当被成下度旨奉歎願候処、難被為及 御沙汰旨

被 仰聞奉畏候、然ル処是迄も度々歎願仕候通、本ノ

取統兼候ニ付、又々奉願候趣奉恐入候得共、不得止京

都并爰元ニおゐて幾重ニも歎願仕候様申付越候得共、

未タ 御沙汰不被成下、幸ひ当二月中御老中様方御登

京ニ付歎願申上候処、御沙汰無御座、此期ニ至り候而

は最早進迫相迫り、何様之急変触来候而も可相応手当

無之、曠職同然ニ相至り、実々奉恐入候次第ト、重臣

共拳而心痛仕、兼而願之通難被 仰付候儀ニも候而ハ、

京坂御蔵米之内ニ而成とも御手当被成下度旨、猶又御

所可代様江奉願候処、御手限ニ而御差凶難被成下、併

事情難黙止儀ニ付御書ヲ以御当地へ可被 仰付旨、依
 而は家来之内罷下り内外之事実緩急之次第審ニ可申上
 旨被仰聞候儀も有之、委許先願ニ申上置候通ニ御座候
 間、改而可申上様も無御座候得共、京師詰合頃日已来
 人数共交代為致候儀も全不相成、畢竟軍費欠乏故之儀
 ニ有之、数年之間此仮罷在候而は弥ヶ上相迫り、大切
 ニ臨ミ軍機ヲ誤候程も氣遣敷、且此度 御進発被仰出
 候ニ付一際嚴重ニ御警衛向被相心得候半而は不相成儀、
 右ニ付而は多分之入費は差見候儀ニ御座候処、前頭之
 困乏何共可取賄手術無御座、重々当惑之次第ニ有之、
 公辺ニ於ても莫太御物入多く、此節御手当筋奉願候も深々
 恐入候得共、申上候迄も無御座自用勝手に散財仕候儀
 ニ敢而無御座、皆以
 公務ニ付取賄候儀ニ候得は、矢張官費同様之儀ニ奉存
 候間、肥後守微心を 御憐察被成下置、何卒願之通月々
 壹万兩御手当被成下候ハ、前段之諸弊相補、屹度勉
 勵候様可申付道も相立可申候間、幾重にも御賢察被成
 下置、急々御沙汰之程偏ニ奉歎願候、以上、

四月廿四日
 松平肥後守内
 石沢民衛

右之通承得申候間、此段申上候、尤遅方ニ相成、御
 用部屋江は別段申上不申候、以上、

丑五月八日
 南部弥八郎

◇第一二二一號 丑五月八日報告〔維新前後諸書付47〕

(付巻)「第二百九十七号」

一

四月八日土井大炊侯より閣老江届書等相略御預降
 人之内切腹并死刑左之通

榊原新左衛門	谷 鉄 藏	富田三保之助
中山民部	谷 弥次郎	渡辺宮内右衛門
門奈三右衛門	里見四郎左衛門	福地政太郎
松本平左衛門	小池弾右衛門	三木孫太夫
鈴木庄藏	三好衛門八	小田部幸吉

真木彦之進 栗田八郎兵衛

其方共儀、水戸殿領内不穩難被捨置、御人数并諸家人数共被差向候処、常州那珂湊江引退、賊徒共一同所江楯籠、度々戦争ニおよひ候段、公辺御印は勿論諸家簞指物ニも不心付、御敵対可致心底無之との申分は難相立、水戸殿家来重き役筋相動候身分別而不届ニ付、敵科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ随ひ、同志之者とも申合御人数引入候付、御宥免を以切腹被仰付之、

一 沼田久次郎 照沼平三郎 薄井十兵衛

森 三四郎 林 了藏 大胡常藏

梶清次右衛門 綿川宗八郎 原 熊之助

宮本辰之助 岡部藤助 姓名不知一人

右同文言、右始末不届ニ付、敵科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ随ひ同志之者共申合、御人数引入ニ付、出格之御沙汰ニも可被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

一一 水野日州侯より閣老江届

雨宮鉄之助

右之者去ル三日死罪御裁許相済申候段従在所家来之者申越候間、此段御届申上候、以上、

四月五日

水野日向守

一三 阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌

守る人の情ありてやふる郷へ通ふ夢路はとかめさりけり

枯果ん草木こゝろも白露のかゝる情に春を待るゝ

ゆめ路さへ通はぬ里に冬籠世になき身にも春は待るゝ

かく迄にあつき恵ミの嬉しさを袖につゝミて家つとに

せん

おくりし歌のかへしに頓てそ来なんもへ出るといゝ

おこせしに

けふよりは春ならぬともへ出ん君か言葉のあつきこゝろに

梅の花いと愛たきをおくり給りけるを見て

ひとやまて君か恵ミし梅枝に賤かこゝろもひらき初け

り

春来ぬと目には見へねと梅の花梢に留てひらきそめけ

り

歌書余多かし給へるにつけてうれしきまゝにおもひ

つゝけ侍りける

うは玉のくらし心も迷はしな我敷島の道をしるへに

一四 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等左之通

(四の1)

町同心 鉄炮付火籠

先手同心五十人

武田伊賀 首台

町同心

幟 捨札 山国兵部 首台 幟 捨札 田丸左京 首台 幟

捨札 小野斌男 伊賀妻 同三男桃丸 首台 捨札 首俵入 捨札 首俵入

捨札 同末子益吉 町方勤 若党 合羽籠 首俵入 杉山七次郎 若党 箱

(四の2)

紙幟

武田伊賀

此武田伊賀と申者、諸方重職之身柄犯国禁候儀不少、蟄居中窃ニ派党を結ひ悪行増長致し、山国兵部・稻之右衛門事田丸左京・藤田小四郎事小野斌男等申合、攘夷鎖港を口実ニいたし、数百人をかたらい国々所々ニ於て放火、金策争戦之指揮を司り、数度敵対城郭江発炮いたし、人道を取失ふのミならず、脱走先ニ於ても同様之及始末、農民を悩し候段、累代之主意を令忘却旁之所行不恐、公儀、積悪天罪逆賊之張本無比類、言語同断ニ付、為誠後日存命ニ候ハ、磔可申付之処、首級ニ付上下御町引渡、於所々晒之上梟首ニ行ふもの也、

(四の3)

捨札

此武田伊賀と申者、年来窃ニ私党をむすぶ山国兵部・田丸稻之右衛門等申合、攘夷鎖港を唱数百人をかたらひ蟄居之身柄、所々横行放火、金策争戦之指揮を相司

り、官軍主家之人數江敷度致敵對、城郭江発炮いたし、
脱走先國々におゐて同様所行、農民を為惱候旁始末、
依重科如斯行ふ者也、

（四の4）

山 国 兵 部

田丸稻之右衛門

藤 田 小 四 郎

右紙のほり捨札共似寄之文体ニ而、梟首も同断、廿五
日七軒町札場ニ而晒、廿六日上野泉町、廿七日吉田境
橋、廿八日湊晒野捨相成候、何方も見物人夥敷出候事、

一五
三月廿四日入獄

武田伊賀妻

かねて実はなきと思へと山吹の
とき

花も匂はてちるそかなしき
四十八才

武田彦右衛門妻

引つれてかへらぬ旅をゆく身にも
いく

日本こゝろの道は迷はし
四十三才

田丸稻之右衛門娘

数ならぬ身をもおくれし死出の旅
まつ
十九才

同人次女

引つれて死出の旅路は花盛

八重
十七才

右牢屋敷土手入口ニ而警固の役人江たのミ為認候由、

一六
三月廿五日於獄屋斬罪吉田原江梟首

人見又右衛門妹
武田伊賀妻

とき

武田伊賀娘

よし
十九才

同人三男

桃丸
七才

同人末子

益吉
三才

上金町小縮屋某娘之由伊賀妻歟

こめ
十九才

一七

右同日死刑取捨

藤田誠之進妹
武田彦右衛門妻

いく
四十三才

同人倅

三郎
十一才

同二男

金次郎
九才

同三男

熊太郎
七才

一八

右同日永牢申渡

田丸稻之右衛門娘

まつ
十九才

同二女

八重
十七才

同三女

梅
十才

山国兵部妻

なつ
五十八才

同娘

ちゑ
三十一才

山国淳一郎妻
三木宇右衛門娘之由

名不知
三十七才

同娘

ミを
十一才

同二女

ゆき
七才

同三女

くり
五才

一九

丑春白川・宮津両閣老上京之趣意之由風聞左之通

第一

第一 一橋・会津東下之事、

第二

第二 一諸藩士、宮・堂上方江立入停止之事、

- 第三 一御所六門、国持外様相除、幕府衛士一手之事、
- 第四 一堂上方江是迄被差送候十五俵、万駄以来相止候事、
- 第五 一諸侯参府并帰国之節、

天氣伺停止之事、

一松平伯耆守所司代兼帯相勤候事、

一兵庫開港之事、

一〇

一 四月十一日芸州侯江閣老より達

大目付塚原但馬守・御目付御手洗幹一郎、此度長州表江為御用被差遣候ニ付而は、品ニ寄人数差出方之儀、同人より相達候儀も可有之候間、右之節差支無之様可取計旨早々国許江申遣候様、安芸守家来呼可達候事、

一一 四月十一日紀州卿より使者口達之趣

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付、時宜次第速に御進発可被遊旨被仰出候ニ付而は、被申立之趣も有之

候ニ付、最前被仰出候通、御旗本御後備心得候様被仰出、且右ニ付大坂御城御守衛之儀被成御免候段被仰出候旨、昨日書付を以相達候趣忝被存旨御答以御使者被仰聞之、

一一 四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡

(一一の一)

徳川玄同殿

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付、御神忌御法会済 御進発も可被遊旨被 仰出候、依之玄同殿ニは御先手惣督被 仰出候間、格別被尽忠勤候様ニとの上意ニ候、

(一一の二)

元千代殿

家老衆江

毛利大膳父子御征伐ニ付而は、先達而前大納言殿江諸藩討手之惣督被仰付候処、今般之儀は深き思召之御旨も被為在候付、御先手惣督玄同殿江被仰出候、尤御病氣之段は兼而御承知も被為在候得共、御勉強御出張被

在之候様被仰出候、此段支同殿江可被申越候事、

右横浜ニ而清水卯三郎と申者承り得申越候趣ニ御座

候、

一三
今五月八日承り得候趣左之通

一 将軍家御進発日限来ル十六日と被仰出置候得共、現事相運ひ不申、少々相延凡当月下旬ニも相成候半欵之由、一 仏郎西ミニストルより申出候は、長州御征伐ニ付為声援軍船四十艘差出可申、且六角炮十六挺差上申度旨ニ付、総而程能御断之処、左候ハ、右船は下ノ関辺江碇泊見物いたし度、若討手不利之儀も御座候節は御加勢可申上候、六角炮も船中に積置、御入用之節差上可申旨、将亦亜国政府暗ニ長州に相通し、教師等遣し候は条約ニ背き候事故、私共方より談判いたし御拒絶ニ相成候ハ、引請、追討可申旨申立候由、

右 参政酒井驛州侯ニ而内々承申候、

一 御進発ニ付五千石以上・已下并府下町人及び百姓ニ至迄為国恩上納金被仰付、町人抔追々奉行所江呼出相成申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

近日小生承合可申上候、後略、

丑五月八日

南部弥八郎

◇一二二号 丑五月八日報告〔維新前後諸書付48〕

（付巻）「第三百二十六号」

一 今五月八日承得候趣左之通

亜人ボルジブンと申者長州江入込候哉之趣、先使申上候処、其後右之者は上海江罷在候由書通有之、去なから終に長州江可參哉ニ申者多御座候、或は亦英人口ベルと申者外ニ三人計參候由、是はいまた判然たる筋は相分り不申候得共、あるひは然らんと云、右ボルジブン在長州ニ御座候ハ、我軍行をまたすみつから兵を率ひて、今頃は京師に押寄ること明なり、しからされハ隣国を犯さざることを得ず、今日いまた其軍其地を發せざるを以て推す時は、彼必ず長に在らざること明なり、

一 御国蒸氣船上海江到着し、十五人程上陸、夫より欧

羅巴江可參と申事、是全く英人の説なり、亦蘭人より閩老江申出るには、長に非らすんハ薩ならんと、其人名をも申立候、しかし極秘密之由御座候間、貴君若くは御同藩より公吏抔江内々ニ而も御尋之儀は不都合ニ付、近日小生承合可申上候、後略、

右横浜ニ而清水卯三郎と申者承り得申候趣ニ而申越候、

一 將軍家御進発日限来ル十六日と被仰出置候得共、現事相運不申、少々相延凡当月下旬ニも相成候半欵之由、

一 仏郎西ミニストルより申出候ニは、長州御征伐ニ付為声援軍船四十艘差出可申、且六角炮十六挺差上申度旨ニ付、総而程能御断之处、左候ハ、右船は下ノ関辺江碇泊見物いたし度、若討手不利之儀も御座候節は御加勢可申上候、六角炮も船中に積置、御入用之節差上可申旨、將亦亜国政府暗ニ長州ニ通し、武術教師等遣し候は条約ニ背き候事故、私共方より談判いたし御拒絶ニ相成候ハ、引請、追討可申旨申立

候由、

右參政酒井侯ニ而内々承申候、

一御進発ニ付五千石以上・已下并府下町人及び百姓ニ
至迄為国恩上納金被仰付、町人拵追々奉行所江呼出
相成申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑五月八日

南部弥八郎

◇第一二三号 丑五月八日報告〔玉里島津家史料四〕
〔一三三三〕

(付箋) 「南部ノ書面」

一御軍船御注文之儀ニ付、一藏様江御問合申上越候趣御座
候処、伝兵衛様より三月廿七日付ニ而被仰越候御問合之
趣相逢、委曲承知仕候、右は三月下旬絵図面并船製造仕
様帳等差出候ニ付、勝安房守殿江内々御相談申上候処、
御同人存慮之筋も有之、其折柄緩急之事情議論之旨も御

座候ニ付、最初被仰渡候御趣意之通、私共限何分決断御
調文も仕兼候儀ニ付、堀平右衛門御用上京便帶刀様・佐
次右衛門様江申上越、其後書面を以佐次右衛門様江尚亦
申上越趣御座候処、右は其御地江御廻し相成候段被仰
越候付而は、既ニ御一覽被成下候儀と奉存候、右様之儀
ニ付、右仕立帳一ト先翻訳為仕候上と之相談ニ而、英学
者福沢諭吉江篤と申談候処、右は船仕立ニ付夫々之ケ所
ニ寄木品何をもちひ、或は釘は何様ニいたす等、殊之外
微細之所迄相認候書面ニ而、翻訳仕候とも物名等中々相
分り不申、去ながら出来之時分現品ニ引合夫々質問いた
し候得共、精粗好悪共相弁し候事ニ付、於御注文は此書
面尤大切ニ有之、幕府ニ而是迄注文等ニ右様之書付類差
出候事共更に無之、余程入念取計候儀と被察申候旨申聞
候間、一ト先請負英人江応接可仕と存候折柄、御趣意之
御旨被仰越候ニ付、則右之趣ヲ以来ル十一二日頃応接之
上、巨細申上越候様可仕と奉存候、尤当中急被差立候前
ニ応接仕度奉存候処、先達而より大樹公上洛等ニ付品々
風聞認物等有之、何分運兼候付、右日限迄延引仕、便宜

を以早々申上越候様可仕と奉存候、此段柴山良助江も申
談御請旁申上候条、宜様御取成奉願候、以上、

但本文之趣撰津様江別段不申上越候間、宜被仰上被
成下候様奉願候、以上、

丑五月八日

南部弥八郎

養田伝兵衛様

大久保一藏様

西郷吉之助様

市来正之丞様

尚以琉球江異船相越候儀ニ付而は、是亦被仰越候御
趣意ヲ以、極密相諭置候様可仕候、外国風聞等之趣
申上候儀ニ付被仰下候趣、恐入難有仕合奉存候、此
段も申上候、以上、

◇第一二四号 丑閏五月十六日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑五月中

南部弥八郎

丑五月朔日閣老より大小監察江

御進発御供之面々組合出立日割、別紙之通可被心得候、

尤御当日前後出立之向共、銘々先触差出出立可被致候、

右之通御供之面々江可被相触候、

五月

(一の2)

別紙

宍番隊歩兵頭

戸田肥後守

騎兵頭

貴志大隅守

同並

山角磯之助

歩兵頭

城 織部

騎兵二小隊

歩兵一大隊

右五月五日出立

歩兵奉行

河野伊予守

歩兵頭並

徳山鋼太郎

御持小筒組之頭

大平鉞次郎

歩兵一大隊

御持小筒組三小隊

大炮 一座

右同月六日出立

二番隊大御番頭

米倉丹後守

齊藤撰津守

御旗奉行

齊藤佐渡守

御先手

藤沢讃岐守

佐野欽六郎

御番医師

小野蕙畝

御外科

山本甫齊

右五月九日立

三番隊御書院番頭

本多日向守

太田筑前守

御先手

大久保与三郎

水谷弥之助

寄合医師

坂本元安

右五月十一日出立

御番医師

鹿倉以伯

四番隊講武所奉行

渡辺甲斐守

御鎗奉行

花房近江守

仙石播磨守

講武所頭取

佐久間真輔

同並

秩父栄橘

千人頭鎗隊

石坂弥次右衛門

萩原頼母

千人同心鎗隊

同見習

窪田喜八郎

原嘉藤太

右五月十一日出立

千人同心鎗隊

御番外科

谷辺玄珠

五番隊講武所奉行

遠藤但馬守

歩兵頭並格
砲術師範役

榎原鏡次郎

同大砲師範役

飯田庄蔵

大砲一座

銃隊一大隊

講武所頭取

一色半左衛門

同並

伊藤哲之助

御番医師

小柴池庵

同外科

曾谷 仙庵

右五月十三日出立

中奥御小姓

蟻川左衛門尉

久貝相模守

土屋伊賀守

岡部加賀守

水野河内守

稲葉紀伊守

久永出羽守

牧野伊予守

松平伊勢守

岡 越前守

中奥御番

大沢 主馬

三上半兵衛

本多 将監

山下 中務

鈴木万次郎

渡辺 修理

筒井治左衛門

向井喜八郎

森 宗兵衛

加藤 右近

右五月十三日出立

九番隊

酒井河内守

陸軍奉行

竹中遠江守

歩兵頭並

都筑鎌太郎

歩兵一大隊

大炮 四門

御持小筒組一小隊

右五月十五日出立

老中四騎

若年寄四騎

御側衆四騎

御留守居格御勘定奉行

松平对馬守

御書院番頭

水野伊勢守

柴田越前守

御小姓与番頭

井上志摩守

酒井安房守

室賀伊予守

陸軍奉行并

溝口伊予守

歩兵奉行

小出播磨守

大砲組之頭

成瀬对馬守

歩兵頭

富永相模守

同並

森川莊次郎

御持小筒組之頭並

天野焯一

大砲四門

小筒組二小隊

歩兵一大隊

御作事奉行

岡村伊予守

西丸御留守居

林式部少輔

新番頭

(筋力)
新番頭

須田久左衛門

勝田左京

中川備中守

御持之頭

松平侶之允

曾我主水

朽木大和守

御先手

田付主計

三枝左兵衛

戸田寛十郎

近藤力之助

御鉄炮方

田付四郎兵衛

井上左太夫

御徒頭

松平式部少輔

川村清兵衛

中条金之助

御徒頭

本多隼之助

朝比奈矢八郎

宮崎七郎左衛門

小十人頭

余語金八郎

桑山次郎八

稻葉清次郎

講武所鎗劍師範役

加藤平九郎

駒井志津馬

榊原健吉

今堀登代太郎

同頭取

伴野七之助

国領市太郎

講武所鎗劍方

三百人

御勘定吟味役

岡田安房守

奥御右筆組頭

佐山八十郎

片山与八郎

表御右筆組頭

佐久間三郎兵衛

両番格奥御右筆

湯浅貫一郎

奥御右筆

中島彦四郎

北角十郎兵衛

柳沢勉次郎

佐久間三藏

清水寛九郎

表御右筆

山田録太郎

山井権右衛門

三橋金之進

御馬預

諏訪部紋九郎

村松万藏

曲木仙之助

同並

大武藤助

御賄頭

力石勝之助

御馬方

鶴見忠兵衛

御膳所御台所頭

柴田八十郎

御休息御庭之者支配

倉地次郎太郎

馬医

落合十三郎

桑島新助

御番医師

丸山昌貞

寄合医師

木関 正英

御同朋頭

半田丹阿弥

御同朋

村田景阿弥

御数寄屋頭

星野隆円

右五月十六日出立

九番隊之内

残要具運送

右十九日立

御腰物奉行

大平三五郎

御細工頭

石場 斎宮

右廿一日分

拾番隊

御側衆同勢

御書院番頭

八木但馬頭

御小性組番頭

松平河内守

御徒頭

中島平四郎

石川左内

右廿一日出立

御徒頭

蟻川邦之助

奥津甚左衛門

平岡銚之助

新番頭

岡部備後守

御持頭

水野主膳

小十人頭

諏訪庄左衛門

講武所鎗術方

百人

御小性組番頭

島津伊予守

御納戸頭

寺西直次郎

右五月廿一日立

六番隊

若年寄同勢

七番隊

老中同勢

拾番隊

老中同勢

若年寄同勢

右五月廿三日出立

拾壹番隊

老中同勢

拾三番隊

右同

拾四番隊

若年寄同勢

右五月廿五日出立

左右御備

松平伊賀守

内藤若狹守

牧野河内守

右同廿七日出立

拾五番隊御奏者番

松平弾正忠

内藤志摩守

御鉄炮玉葉奉行

間宮将監

友成郷左衛門

右五月廿五日出立

拾貳番隊歩兵頭

久世下野守

平岡四郎兵衛

同並

岡田左一郎

深津弥左衛門

井上啓次郎

歩兵二大隊半

御持小筒組之頭

松平信濃守

御持小筒三小隊

大炮組之頭

高尾惣十郎

大炮一座

右閏五月二日立

松平式部大輔

右閏五月四日立

御後備

内藤備後守

松平丹波守

右同五日立

紀伊中納言殿

右同六日立

一 丑五月二日閏老より大小監察江
(二の一)

御進発并御供之面々 御進発前後ニ割合出立致し候向

共、別紙休泊割之通可被心得候、

(二の二)

休泊割

休

泊

品川

川崎

神奈川

程ヶ谷

戸塚

藤沢

平塚

大磯

休泊共小田原

休泊共箱根

三島

沼津

原

吉原

草津	武佐	高宮	醒井	垂井	墨俣	稲葉	鳴海	赤坂	二川	同	袋井	金谷	岡部	蒲原
							休泊共池鯉鮒			荒井	休泊共浜松			休泊共府中
大津	守山	愛知川	鳥居本	関ヶ原	大垣	起	名古屋	岡崎	吉田		見付	掛川	藤枝	興津

伏見	橋本	佐田	瓦町	多留見
淀	枚方	大坂	尼ヶ崎	兵庫
				明石
				姫路着

一三 丑四月初旬外桜田辺江投文

城西の住士某、徳川家を憂ひ為に忠告せんとす、しかも其任にあらず、閨老も又下向を不好、忠諫必ず納られざるを量り書を道路に投して衆人に示す、観者莫くは是を閨老に告ぐ、幕府の危難を救はんとす、

閨老の失機失策挙て算ふへからすといへとも、就中失策の甚しきを爰に述て、以て災難を救はんとす、

一白河・宮津兩侯上京して奏すらく、一・会・桑を東下之事、堂上江送米以來相止候事、其他猶あり、爰に略す、抑近來幕府衰弱・人心不和・世上騷擾之根元は、大樹公御幼年にして天下を知しめし、御政令閣老に出るを以て御威權立かたき折から、外夷類に入舶し、和親貿易を幕府にて許容し、人心動搖物価沸騰す、此時に臨み此虚に乘し幕府を倒し自立の志あるもの、或は自己の利を大にせんと算りて陰謀あるもの、尊攘を名として幕府の罪を鳴らし、天朝の威をかりて無謀の兵を起さんとす、名義正しきに似て其実は奸謀なり、天下の危き累卵のごとく、殆と三百年の政令地に陥んとす、其間閣老失機・失策・失政多かり、幸に大樹公希世の御高德まし／＼て、深淵薄氷の危険を涉りて不思議に今亦勢を得させられ、幕府再び振起弥増盛大ならんとす、愚おもへらく、大なる哉開國、大なる哉貿易、大なるかな航海、富國強兵是より起る、失ふへからず、神武このかた中興の御鴻業 大樹公の御高德仰くへ

く、尊むへし、然るに小量頑固の徒或は奸人等、鎖港攘夷を口実として天下を横行し、自滅を招き、猶正義と称する愚賊未悉亡奸賊隙を窺ふ、よろしく天朝を尊奉し列藩を感服せしめ、浩然と御鴻業を可被為立一大切要之時勢、髪を握り喙を吐き三尺の劍を提て天下を平治すへき最も大事の時に当り、百事因循に出て機会を失ふ事多し、参勤交代・妻子出府復古の御処置におゐては決して失策にあらず、然といえとも不服の国々あれば恐らくは閣老共事を貫徹する能ハさらん欵、従ふは許し背く者(折カ)は討つへし、時勢斯のごとし、京師を動すの時にあらず、送米は増加し崇尊を尽すへし、天下平治人心服従してのち、御所置は時宜に寄るへし、今や逆鱗を促し尊王を懈り人心不服を招くの秋にあらず、一・会・桑東下のごとき、京師を空虚にして災を引入るゝに似たり、乳兒といへとも頭を病して歎息なさるはなし、諸侯の警衛を除くの策は可なりといへとも、いまた其機会にあらず、閣老の愚也、

斯迄甚しきとは思はざりしに、此事を聞て驚歎に不堪、心志を碎て探り索め聊其実を得たる者あり、憚る事ありて名姓等詳に記せず、猶次に述るを以考察すへし、

一 西藩に大奸侯あり、種々の秘計を施して

朝幕を離間し、人心を激し天下を動す事十数年、外尊攘を主張し、内自己の欲を達せんとす、或は勇威を示し或は巧言令色を以て表裡反覆神機妙算出没不思議、凡眼を以て見ること能ハす、幕吏終に彼に役せられて大害を醸すに至れり、水・長の暴徒のとき天下の大義をしらす、小量頑固みつから災を醸したる悪行ハ憎むへし、其愚は憐むへし、奸侯に比すれハ其罪猶輕かり、閔老昏醉して時機を失し、^(感)震怒に触れて昏醉未醒、危哉々々、天下累卵のことし、一七ヶ条の 奏上果して行ハれず、時に奸侯人をして京師にいはしめて曰く、幕府費弊にたへず、不得已して此奏あり、願くは之を納れよ、自今以後は弊藩尽力して

之を補佐せんと、此他いふへきこと尚多し、憚る事あれハ爰に記せず、狂画・狂句あり、是を見て考察せよ、

一 御進発可被為在是大機會なり、必ず失ふへからず、

威武を張、ますく、公武御一和の根を堅ふして、諸藩の説離間の災あらん事を防ぎ、且国事におゐても時々動揺すへからざるの廟議確乎と定むへきも、此一挙にあり、鎖港のときは具眼の者小児といへとも其不可なるを知る、閔老不可を以て縉紳を説得するを得ざるは、是身を愛て恐懼をいたき詞を尽す事能はされハなり、

一 幕府譜代の臣、世々大録^(録)を食し天下の政權を握りながら、

皇国の安危・徳川家興廃に關係するの大事件、猶予すへきに非ず、身を殺して仁を為す秋也、廉恥を知るへし、死して名を後世に止むへし、機會失ふ事なかれ、

一 前条にいえることく、御進発の事は大機會にして閔

老に失なし、之に付て又外二一の大失策あり、大樹公御留守を大老姫路侯に命し、重大の台命を下して委任せり、姫路侯何人そや、臣下なり、分家小身より統たる也、材徳聞る事なし、是庸人なり、御留守中不慮の変あらんの日、諸侯此人の指揮を受けて服従するものありや、決して有へからず、抑当今の御留守は重大の任にして、

和宮まします上は別て敵にすへし、是亦

叡慮を安んずるの一端なり、元来御留守は三藩の職掌、水公の任なり、今水公慎中且当時其任に当らず、尾・紀両公の内に任すへし、姫路か如きに此大任を授く閣老の無識至愚の魁なり、一に笑ふへし、二に憂ふへし、三に悲しむへし、曰く何をかわらふ、其愚を笑ふ、曰く何を欵憂ふ、患眼前にあり、閣老愚にして不知、逆徒の脱走せしもの多く府内に潜伏し、虚に乗して暴発せんとす、御留守中必膝下に変あらんか時に、姫路侯の指揮に従ひ奮戦尽力するものあらんや、吾爰を以て憂ふ、曰く何をかなしむ、重

大の御留守を三藩に任せす臣下の姫路に委任せり、

是三藩の貴族を空位にして幕威をみつから軽ふする也、閣老の失敗斯のことし、徳川の天下久しからずして□□□、吾爰を以てかなしむ、

于時乙丑初夏日

四 一 閏五月三日閣老水野泉州より達

(四の1) 大目付江

今度 御進発ニ付而は、山城路 御通行被為在候間、

天氣為御伺 御参

内被遊候旨被 仰出候、此段酒井河内守并御供之面々

江可被達候、

五月

(四の2) 右之通、去月廿六日於駿府御城、御供之大目付・御目

付江相達候間、此段為心得向々江可被達候、

閏五月

五

狂謡

夢まほろし

幾夜うきねの浪枕く袖の湊は月そくもれる、
 〆抑是は豊あし原の秋津御国にすめる者に而候、吾此程より
 勤学に倦勞れ候程に、僅の閑を得て船逍遙に出し処、
 俄の暴風雨にふき払はれ、今かゝる大洋中に漂ふて候、
 〆船出せしひと日ふた日は、筑波根や秩父甲斐か根富
 士の雪とけて、いつしかしら浪の空行月ハ我宿の学ひ
 の窓をてらすとも、文の手だても浪のうへ、南に見え
 し月日影、今ハ頭らに仰きみる、赤道近く流れ来つら
 ん、
 〆あら嬉しや、西方に鳥影のみえて候、月日の運
 行を考へみれハ、天ちく地方と思ハれ候、順風に随ひ
 地方も明らかに成候程に、彼地に上陸して帰国の事を
 頼んと存候、去ながら御国体を恥しめさること肝要な
 れは、しこのゑミし等に我國体を輝さんと存候、
 〆敷島の倭心を人間ハ、旭に匂ふ山桜花、殊に桜は日
 本の名木にて、唐人すら海棠を桜に擬すと聞く、あら

尊やの、我御国春の弥生の曉に四方の山辺を見渡せば、
 桜花かや、白雲のかゝらぬ峰そなかりけり、
 〆程なく磯辺に着て候、あれより来れる人を待て万の事を頼ん
 と存候、
 〆古さとゝなして出けん身のむかしおもはず
 積る年浪の、淀まぬ旅の行脚僧、草露に均し夢の世に、
 ゆめを請継く身こそはかなき、
 〆先々此地方安南の事情も委しく糺したれハ、
 此いはに腰打掛、此地の風景を詠めはやと存候、
 〆東を遙に見渡せば、茫々たる蒼海の旭に洗ふ沖つしら浪、
 おもしろの有様やな、

〆のふく旅の御僧にも申さん、某は旭に匂ふ山桜
 の大和魂備へたる帝国大日本の人にて候、
 漂流して今茲に來れり、
 本国に帰朝せんこと偏にたのミ度存候、
 又此国は何と申地にて候哉、御教え候へ、
 〆あら痛ハしの御人かな、
 みれは手弱き板小船、浪路を遠く此国に漂流せしは、
 此日頃嘸や切なるうさ艱難、
 たへつ忍ひつ今日迄も愈ながらへ來し人を、
 いかて見捨ん身のむかし、
 おもひ競へて哀さの、いとゝ涙の増かゝミ、
 曇りし声をふるハして、
 〆此地は「コインシナ」とい

ふ国にて、支那人は安南と唱る国なり、へ偕は御僧は日本の御人か、へ我ハ諸国の詞を学ひ、万国に遊歴して世の盛衰得失を論し、万民の惑を晴さん事を旨とする雲水の僧なり、へおもひきや、かゝる辺土に來りて言語の通する事の嬉しさよ、元來御僧は此地の御住居か、へされハ三界に宿り定めず、樹下に木実を甘んずる一所不住の旅僧なり、先月此地に來り、遊行して今是より陸地亜細亞に旅出せんと存候程に、幸ひ同伴して支那までおくりまゐらせん、へあら嬉しや、支那迄送り給ふならば帰国の便宜之にすぎず、又幸に支那の名所・古跡を一見し、阿房の焼跡・馬嵬の履、頃しも秋に近けれハ、洞庭の靚月も日本土産の咄しともせん、へ又數々承申へき事の候得は、道行振に御物語候へ、へきぬくのわかれ互に懸かはす、比翼連理の花牡丹、情有る世に引替て、身は雲水の旅衣、露けき袖は幾日數、帯解ひまも夏の夜の、草の枕や引結ふ、柴の庵になれし身は、旅の行李も解やすき、紐付草籠脇にかけ、俱に此地を出立けり、へさしてゆく傘の恵ミも浅から

ぬ、炎暑を凌ぐのミならず、世の塵埃をいとひつゝ、相合傘の道行に、旅の情そしられけり、へ道草のつれくへ御咄申さん、日本の御人よ、先に桜を殊の外愛玉ふ、御尤の御事にて、元來桜は亜細亞の名木、しかれとも今各国に繁茂して、之を醸し活計とする者多き世の中に、花のミ愛し給ふとハ、余り拙なき御事にて候、へいやくそれハさる事なれとも、我御国には諸國製の美酒有て、しかも其色鬱金香酸味を賤しむ御國體、へ國人之を賞せずは好める国におくらハ如何、天物を廃することのかなしけれ、いさ食事せん、嗜給へ、此蒸餅にておもひ出したり、日本にはいまた之を御用ひは御座有まし、古の戦争には籠を滅して敵を破り、又炊煙にて策を失する戦將もあり、然れとも是皆和漢の戦法にて、今事あらは必ず之をもちゆる人あらん、かゝる旅路は取訳ていとへ便宜の程こそ知るゝ、道も嶮しき山坂の、岩根・松ヶ根しのきつゝ、峰の峠に着にけりく、へ御僧に尋ねたきことの候、此山間西に当りて海のみえて候、海土の家居もまはらなる、塩屋

の煙中絶て、浦淋しくもあら磯に、からくも世をや渡る覽、へ日本の御人には御疑もあるへきなれとも、海にはあらず、塩湖なり、へ実にく夫にておもひ出せしことの候、蛮夷中には塩沢地下を潜行すと張鷯か言ひしはこの事にて候欵、亦此峠の茶店に装置たる望遠鏡にて見おろし候処、彼方には三階・五階の新しき建家候、また海岸には数艘の軍艦(艦)をうかへ、左の方にへ旗表風に翻りたる高館あり、煙気しきりに立登りし場所、恰も火を失するかと思はれたり、夫には引かへ鹿末なる家居も多し、また流水を前にひかへ小橋を架せし、技おり門内さも風流の草庵あり、此郊外に依然として孤立せり、門額の有様にてはいたく世を憤りたる風情ありて、支那と洋臭を混せしは必ず深き訳あらん、委しく語り玉へかし、へ実に尤なる目の着所かな、是にはあはれなる物語の候、所望とあらは咄し申さん、抑安南と申は元独立国にて、泰平の後国力衰へたりしかは、近代印度地方英国の所領盛んにて、良もすれハ蚕食のきさしあり、国王・宰相深く之を憂ひ、

良策を運して、フランス法国に和約むすひ、美々敷旅館を造営し公使を迎ふ、茲に於て英国は失望し、安南太平を奏せり、へ然れとも、ひらけぬ国のかなしさは、搦子定規のかねの手に正され勝の多けれハ、加之良智の国王や社稷をたのむ宰相を、夫ともしらす誹謗する、親のこころ子しらすの譬につれて、弥増る公使を追て条約の、破談をとなへ、戦争を好める人の内心は、迎も敵せぬ法国と飽迄知れと、うはへには世に諂ふて官録を貪る者も多くして、唯真実に兵端を開くを主とし備へしは、仮令国事を破るとも、心尽せし甲斐ありし、武器の調十分の智者といふにはあらずとも、意地立通す武士の心の程こそ痛ましけれ、此挙に乘し名声を立て政府に敵せしを、征する事も衆説の決せぬ事こそ歎くへき、へ又其内に甚悪むへき者の候、王の近臣にて悪徒等に密事をもらす者あり、又興廃得失を観通するといえとも、威権備されハ其言語行はれず、天を恨て世を憤る人さへ多く有物を、かなしや、遂に諸国の公使の旅館に夜討して悉く之を切害する者あり、夫よりま

すく／＼国乱の日毎に攻立／＼て、訳なく此地を法国の所領となして、安南の王は僅の地を領し、猶法国に臣属せり、此戦争にて国中は始めて夢の覚たる如く迷ハ晴て、国王の深慮遠望慈悲心を慕ひ／＼て、今更にかへらぬ事こそ悲しけれ、是より法の鎮台権をとり、軍鑑(鑑)の備え嚴重なり、あの煙は則製鉄所なり、鉄器は国用第一にて、日々石炭を焼て製鉄盛んなり、次第に国は開けたれとも、他国の有となる事の恥辱をしらぬ国民哉、此方の竹庵はもと国の重臣某の閑居にして、専ら国事を議し和議を唱へたれとも、建議の策は行ハれず、忠臣の言路通せず、果して此動乱に至りしかハ、誠に天道は非なること、天を恨て囚籠る、一間の内こそ痛しや、ハ扱々委しき御物語、戦争の勝敗は如何、ハ戦は三度にして悉く敗せり、国の為には掛替のなき一命を惜ましと一途におもひ、桐の葉の空敷散て秋風に先立ものこそ哀れなり、夫に引替暴悪の毒水洩に心なく落る程の奸吏等か、いかて軍旅に向ふへき、国の大事を跡に見て、日頃の賂金いたきつゝ虎狼の餌と

成果て、天罰始て頭れけり、かゝる猛獸も、国を乱せる奸賊の暴悪ものにくらふれハ、遙にまさるものにして、財布はかりは喰残したり、ハ実にあはれ成御物語、去なから余り愚なる国民にて、あきれて詞もいてす候、御僧は何ゆへケ様委敷御存なるそ、まつ御名を名乗玉へかし、ハ我名を何といふくれの願さへいとふ身の上を、あかす由なき闇の夜に、君にや告て迷路の開の戸開く暁は、月もいるさの峰はれて、我名を夫と名のるらん、ハ不思議やな、今迄在し旅僧の其名をとへハ、忽ちにかき消す如く失にけり、心得かたき事ともかな、ハすむ月の、更行まゝに聞ゆらん、ふきもおろさぬ峰の松かせ空さひしくも成まさる哉、落花枝にかへらす、破鏡再びてらさず、然れとも、猶妄執の嗔恚とて、我とわか身を苦しめて、此世に迷ふ業因の浅からざりし恨哉、ふしきやな、夜とも昼とも分ちなく、暁空に成やらんと、おもふ旅路に、道連の墨染衣に引かへて金冠を着し束帯の其出立は、聞およぶ支那の欽差の大臣と見まかふ方もなかりけり、ハ我は大清蘇州の文官林

則徐の幽霊なり、一度国事を過ちて三途の路に迷たり、おろかやな、心からとて立通す、学ひし道に固着して、死後末代に災の祖となる事の浅ましや、〱扱は名高き林先生にて候欵、其英名は万国にとゞろき、人皆今に尊奉す、いかなる訳にてかゝる此辺土に迷ひ給ふとは余り拙なき御事かな、〱其一声を聞かからに、猶胸臆に立矢より苦しくおもふ心から、我業因を説明さん、吾支那文国に人となり壮年にして文道に長し、級第等を異にして四百余州の国人に出群せしとおもふから、曾て学ひし国学の中華に誇り、外国に人間あらぬ卓識を常に唱て、我国の愚昧の人の多きとも思はて国の内乱をかへりみず、強国の世界無双の英国と……を醸し、不分明 万民塗炭に苦しむ其原は、狡猾非道の英商を悪ミし趣意は正しくも、彼をしらず、我国の柔弱怠懈の改革に心もつかず焼失し、亜毒にかゝる国難は云てかへらぬ事なれと、我過ちの非を飾り尚も国事を破りたる、再度の乱に国帝は微行の旅に雲隠れ、かゝる例も有なから、悔悟の人は多からて、我過ちを請継て猶も主張の

僻ありて、我後悔をしる人のなき世をなけくこゝろ根を、あはれとこそは思召せ、〱誠やな、人の死せんとする時は其いふ事よしと雖も、死しての後の賢人も迷ふ例は、法の師の唱へしことも理り也、〱林公とき賢者にても此妄説の発りしは浅間敷有様哉、君位を去て後朝廷は虎狼の如し、もし君位に在すなら、英軍悉く饑滅して中華の威徳を万国に輝さんこといと易し、
 亜片を焼し見識ハ万代不朽の英断也、必ず説を變し給ふなよ、〱情なや、東方の君子国、旭に匂ふ山桜の倭魂備へたる日本の人もかくはかり、我過ちの非をしりて、我支那の轍を踏む萌の程を願れたり、かへすくも僻説に迷はせ玉ふことなかれ、吾もし四百余州をハ心の仄に指令する威権を兼て改革の政度を建て国政を振といえとも、積年の功を重ねて開化する時節を待す外国と争ふことは、兵法に勝ての後の戦を知らぬ無算の無鉄炮、打事しらぬ官軍の煉兵さへも未熟にて、いかて英の国軍に敵する事の及ふへき、斯いふ我も常々に孫子兵書は講したれ共、中華の外をいやしむる学の

道に固着して、終に国事を破りしは、学医の七のまはらぬに其理は等し、衰弱の身にも応せぬ劇刑を、仮令医則に叶ふとも、忠臣・孝子の心からいかて用ん、国体を思ふ誠の赤心はいつか覆はれ、学才の大量の程を顯はさんとおもひしは、末代の恥辱をそれと知らぬ世の、我国ならず他国まで国事を破る開祖とハ、いかなる因果の罪なるぞ、既に此安南国乱の元ハ、専ら我説を唱へ、また其うへに我説を悪徒原の口実や奸吏の禄を貪りし手したとなりて、遂に此国の乱と成果たり、國中の諸侯等は此争乱を觀望し、皆独立の企を發し、各互に法国に条約なさんとせし程に、其手は行かぬ壞れ車、国には王の有ものを、此条約の結び目を解て亂せし国人を罰して元に復すへき道振捨て、一郡や二郡の主たる小国の其府に下使を送るへき、謂なしともおもはへす、うぬほれ顔の諸侯等は皆罰せられ、末代の恥辱を夫とおそれざる欲の熊鷹、又も地を割ひて政府にわふるも有り、智者は臆病也、勇者は頑固なり、大炮の音震動せり、陸には鯨波の声、月にしらむはイボ

レットの房、潮にうつるはパヨネットの光、うちうたれ、刺つ刺れつ合戦の、追つ追はれつ血まふれの、目も当らぬ有様哉、また修羅道のとぎの声・炮発のひゞき、天地も崩るゝ勢かな、へ此物音に驚き覺て詠れハ、机上に直す安南の戦記の夢に邯鄲肝腹を碎く思ひに、困生は盧生にまさる貧しさの、粟の飯さへかし兼て、火桶にかけし鍋の内、はしもて之を突見れば、また煮やらぬ芋茶粥、蓋押直し手取鍋、己か口からさし出たる、粥を煮るとは、世の人に告なと約し、元の坐に見残す夢を結びけり、

六
一 京師来書五月六日江戸着
出所未詳

前略、君公ニは御進発之御模様相知次第、先々御上坂御待請相成候筈ニ御座候、扱薩・会之間彼是意味有之、往々成行如何と奉存候、又土州脱藩人凡六百、大仏堂江集屯罷在候事実不相知、人心疑惑不隱事共ニ御座候、後略、

一七
五月十六日夕ニ差懸外国コンシユルより申出候は、在

留之異人共御進発御行列之拜見願出候ニ付、精々差留候事なから、大勢之儀ニ而強而致抑留却而心得違失敬之筋共御座候而は、如何ニ御座候間、御道筋江罷出拜見為仕度旨ニ付、伺之上神奈川より保土ヶ谷之間ニ而行懸片寄拜見不苦由相達、十七日多人數罷出候趣相聞得申候、

一八
丑五月九日閑老江差出

同氏兵部大輔差扣中ニは候得共、今般出格之儀を以、月代髭剃候儀被差免候段、尾張殿被申渡候、此段御届申上候、以上、

五月九日 竹腰龍若

九

五月十五日閑老より相達

間部 巳治

養祖父下総守儀、御咎御免は容易ニ難被仰出儀ニ候得

共、当年は稀成御神忌御法会被為濟候折柄ニ付、別段之思召を以御咎御免被成候旨、被 仰出之、

内田主殿頭

同文言、養曾祖父模嶺儀

安藤理三郎

養祖父對馬守儀、格別慎方宜趣ニ付、当年は稀成御神忌御法会被為濟候折柄ニ付、別段之御有免を以近き親類縁者并自分之寺參は穩便ニ致し罷越候儀不苦旨被仰出之、

一〇
五月七日常野浮浪一件ニ付御賞賜

(御鞍籠) 時服十 丹羽左京大夫

時服七 溝口主膳正

(御刀) 時服十 堀田相模守

(御鞍籠) 時服十 松平右京亮

時服十 久世謙吉

御鞍籠 板倉内膳正

御刀 時服二十 鳥居丹波守

御鞍籠

新庄駿河守

右於御白書院替席和泉守申渡之、雅楽頭老中列座、

時服十

松平下総守

右於御黒書院溜同断、

時服七

大岡兵庫頭

同十

本多美作守

右於御白書院縁頼替席同断、

一一
五月十三日閨老宅江家来呼相達候分

松平大藏大輔

加賀中納言

井伊掃部頭

松平越中守

戸田采女正

松平肥後守

松平美濃守

藤堂和泉守

有馬遠江守

大久保加賀守

間部正治

土井能登守

分部若狭守

小笠原左衛門佐

有馬兵庫頭

本多主膳正

松平出雲守

右賊徒京師江及接近候処為追討出張、或は人数差出候等之儀、

松平越前守

井伊掃部頭

右越前敦賀ニ而賊徒吟味中警衛行届候等之儀、

一一三
五月七日閨老より達

安藤理三郎

牧野越中守

土屋采女正

石川若狭守
相馬吉太郎
土井大炊頭
大関肥後守
細川玄蕃頭
山口長次郎
芦屋采女助
松平丹波守
松平大和守
松平範次郎
松平飛騨守
榊原式部大輔
真田信濃守
松平主水正
松平伊賀守
秋田安房守
小笠原左衛門尉
内藤金一郎

三宅備後守
内藤長寿丸
分部若狭守
織田山城守
松平稠松
堀左京亮
市橋老岐守
土方聳千代
前田丹後守
牧野河内守
内藤若狭守
本多相模守
内藤志摩守
井上河内守
秋元但馬守
青山峰之助
永井肥前守
松平能登守

太田総次郎

溝口隼人助

大久保三九郎

右脱走之賊徒及暴業候処、為追討人数差出候等之儀ニ

土井大隅守

付、一段之事ニ候旨、尤拜領物等無之、外ニ追討出張

安部摂津守

之旗下等被下物有之、

酒井下野守

松平縫殿頭

一一三
丑五月十五日

加納大和守

御使番

戸田長門守

川勝中務

戸田淡路守

御書院番
逸見若狭守組

松平丹後守

久松鑛次郎

内田主殿頭

御使番

松平大藏少輔

小出織部

大岡越前守

御小姓組
岡部日向守組

菅沼新八郎

仁賀保孫九郎

金森左京

右之通被仰付候間、可被得其意候、

福原内匠

座光寺左京

一一四
閣老より大小監察江

朽木主計助

御進免御供之面々被仰付候品も有之候間、各隊共先大

坂表迄罷越、同所ニ而御待請可被致候、

五月

一五 五月五日松前豆州より達

小笠原左京大夫江

立花飛驒守

当今長防之形勢追々不穩趣ニ相聞候ニ付而は、小倉表之儀は下関より渡海場所ニ而何様之異変ニ及間敷とも難計、其方小倉応援相心得、人数手配いたし置、激徒共小倉表江可及渡海趣も相聞候ハ、速ニ出張致し討取候様可被致候、尤無抛御進発も被為在候事ニ付、長防江仕寄之儀は尚相達ニ而可有之候、尤左京大夫可被申合候、

右之通相達候間、得其意可被申合候、

一六 丑五月十五日紀州邸中触達

御進発ニ付、御旗本御後備被遊候様先達而被 仰出候処、 思召之御旨被為在候由ニ而、御先手惣督之儀去

ル十二日被 仰出候得共、御重任之儀ニ付、 思召之

趣被 仰立御辞退被遊候処、昨日御登城之上 御対顔

御先手御惣督此程被 仰出候通御心得、別而御勉勵被

為在候様 上意有之、御差之御脇差御拝領被遊候事、

一此度 御発向ニ付、「本文天氣合ニ付、現事閏五月四日御乗船相成候事、」閏五月三日品川より御乗船、直ニ

御出帆、紀州若浦より御上陸、一兩日中御滞城之上、

陸地御出陣可被遊旨被 仰出候事、

本文之儀ニ付

○ 五月朔日御内意直ニ御断、十三日封書を以被

仰出、翌日御辞退且建白之旨有之、十五日御登

城之御沙汰有之、同日於御座間御惣督被仰出、

於御休息別段御懇之上意、御念頃之 御詮ニ而

御拝領物有之、

○ 建白未詳、一説に尾州老公之儀ニ付謙遜之儀有

之趣、且元師(帥カ)之任輕卒之 台命不可然之旨も有

之哉之趣意ニ御座候由、

一七 彦根侯より関老江差出

(一七の1)

私儀、出格之訳を以 御進発御跡より大坂迄罷越居候様可仕旨、委細御書付を以被仰渡候趣難有仕合奉存候、然処彦根表

御泊城ニ付可相成儀ニ御座候ハ、都合次第出立、中山道罷越、於彦根表御待請申上、御警衛向を始万端及指揮、同所 御発途以後御跡より大坂表江罷越度奉願候、何分厚御取成偏ニ相願申候、以上、

五月六日

井伊掃部頭

(一七の2)

即日付札

可為願之通候、

一八
丑五月大監察黒川江州より達

貝鼓旗鉦節制

一寄大鼓鉦

御休泊等之節、俄ニ鉦太鼓播打候ハ、惣軍速

ニ御本陣江立揃可申事、

一懸り貝

戦隊ニ^(辨之)擯列之上、御中軍之方色々旗を振、貝を吹候ハ、各隊とも右ニ応し銘々当色の旗を振り、貝を吹進戦可致事、

一旗の合図

方色之旗 御中軍ニ而貝声ニ応し振候ハ、其当色之隊列のミ進戦之合図と可被心得事、

一方色之旗不残振候時は戦之合図と可被心得事、

一押太鼓

右有序破急、三段之調子ニ応し行進可致事、

一居敷鉦

立止りたる時金を打候ハ、徒立之ものは居敷、

馬上之者は下馬可致事、

一屯太鼓

居敷たる時太鼓を打候ハ、徒立者起立、馬上之者は乗馬可致事、

一切込太鼓

打詰め急鼓と貝を共に吹候ハ、敵陣江衝入之

相図と相心得可申事、

一 止メ鉦

行軍中又は接戦之節鉦を打候ハ、立止り可申

事、

伊東鑒之助

今度御進発ニ付御留守御守衛相心得候様被 仰出之、

右之趣前書之面々江可被達候、

五月

一九

○

一 五月十三日水野泉州より大小監察江達

松平大和守 松平左京大夫 松平播磨守 松平大学頭

牧野備前守 稲葉民部大輔 諏訪因幡守 溝口主膳正

加藤左京大夫 土井大炊頭 内藤豊前守 水野出羽守

藤堂佐渡守 久世謙吉 板倉内膳正 黒田伊勢守

松平山城守 谷 大膳亮 大久保三九郎 酒井大学頭

土井大隅守 安藤理三郎 内藤金一郎 森 美濃守

松平摂津守 大岡兵庫頭 佐竹沓岐守 松平縫殿頭

内藤長寿磨 五島飛驒守 米津伊勢守 渡辺丹後守

本多美作守 酒井銚次郎 堀 内蔵頭 山口長次郎

前田丹波守 青木源五郎 上杉駿河守 井上筑後守

津軽式部少輔 堀 右京亮 建部三二郎 山名主水助

二〇

一 五月廿五日閣老水野泉州より相達

五島讃岐守

御暇被下候処、御進発御留守中御人少ニ付、還御被

為濟候迄は在府罷在、同席参府并之通相心得、御留守

中御警衛可被心得候、

二一

一 五月廿一日右同断

(二一の1)

松平確堂

御進発御留守中、折々西丸江罷出 御機嫌相伺候様可

被致候、

(二一の2)

佐竹右京大夫

津軽越中守

上杉式部大輔

溝口主膳正

右同文言、

一一三

松平陸奥守

御進発御日限被仰出候付、兼而相達置候趣も有之候間、
参府候様最前相達置候処、病氣ニ付右日限間ニ合候様
ニは出府難仕候ニ付、人数計差越置、快気次第出府い
たし度旨相伺候付、其通相心得候様相達置候得共、兼
而御留守被仰付置候儀ニ付、病氣少も快方ニ候ハ、
押而も早々出府有之候様可為仕旨、陸奥守家来呼可達
事、

一一三

一 丑五月廿二日閏老より相達

清水小普請支配江

清水付役々御廃止ニ付、拘入筋之者之内目見以上之分、
被召拘取来元高之通一生之内御宛行被下、清水小普請
被仰付候、

一同断目見以下之分、被召拘取来元高之通一生之内御

宛行被下、清水小普請被仰付、御拘者之格たるへく

候、

一 清水小普請被仰付候者之内ニ而組頭三人可被仰付候

間、人撰いたし名前取調可被申聞候、

一一四

一 丑五月廿四日閏老より左之通相達

松平下総守

同席之内在府之者、御人少且御進発御留守被仰付罷
在候付、当秋京都御警衛被成御免候、

一一五

一 丑五月廿五日安藤侯より閏老江

(二五の1)

理三郎様御領分御上知村々御引渡方之儀、御歎願被成、
御遅延相成奉恐入候次第第二御座候、先別紙之通御勘定
奉行様江御引渡方御届仕候、此段各様迄申上置候様理
三郎様被仰付候、以上、

様御家来

五月廿五日

山上安之進

(二五の2)

別紙

理三郎領分上知村々御引渡方之儀、追々及遅延奉恐入候、兼々嚴重申付置候処、陸奥国白川郡村々之分、先漸く取調出来折合候付、来月中ニ御引渡方取計候積、在所表より申越候、右は塙御代官所江御打合之上取計可申儀ニ御座候、先此段御届申上候、以上、

五月廿五日
安藤理三郎家来
山上安之進

二六

一 丑五月十四日庄内候より關老江差出

(二六の1)

崇岳院様御儀、三州安祥之城御攻拔被遊候砌、其節之拙者先祖小五郎葵之葉之上江勝栗・昆布・熨斗炮三色捧

御前奉祝、其節御勝利被為在候趣家伝ニ御座候、既ニ先年松平伊豆守殿御役中御糺ニ付書上置申候、此度御進発被仰出候ニ付、御先手相勤申度儀ニは御座候得共、全幼年ニも有之、且御府内御取締之儀ニ付、去年中御進発御先手御免被仰付、其砌重キ被仰含も御座

候付、遮而可奉願様も無御座、家中末々迄も残情難黙

止仕合ニ御座候、依之責而之儀ニ御座候間、不苦儀ニ

御座候は、前条之御不分明□□ニ效御進発御首途之為御

祝儀在所之勝栗・昆布・熨斗炮取揃指上申度奉内願候、何分ニも情願之趣御聞濟之上被仰付被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上、

五月十四日
酒井左衛門尉

(二六の2)

翌日付札左之通

書面之趣、別段之

御由緒も有之、且御吉例之儀ニ付、明十六日出御以前献上候様可被致候事、

二七

一 丑五月十八日關老より達

御小性組番頭江

御小性組
岡部日向守組

甲一郎父隠居

水野痴雲

御勘定所江罷出、御勘定奉行同様可相勤候、

右之通可被申渡候、

二八
一 丑五月十九日小田原侯より差出

昨十五日、箱根御関所江胡乱之者罷越候付相札候処、

吉川監物家来長九右衛門と申者ニ而、文久三亥年七月

頃出奔、其後所々徘徊致し居、公辺ニ願筋有之趣申立、

無手形ニ而罷越候付、平常ニ候得は可差戻候処、此節

柄ニ付捕押置候間、如何取計可申候哉、此段奉伺候、

以上、

五月十六日在所候付 大久保加賀守

二九
一 土州之士村井常之丞長州より脱走後之話

一 山口之勢農兵烏合共合而大図七万人、

一 兵糧十分ニ而三拾万石困有之由、

一 山口辺之人気人々皆云、君之狂気故一統難儀ニ至る

と、頗る哀哭之由、

一 山口辺沼田はなし、

一 東山江新城を築、所謂山口城也、

一 山口町御前通之辺余程計略種々巧を構へ有之、温泉

辺同断、

一 大内城跡之辺ニ古井あり、撫育銀と唱る金錢投没し

貯有之由、

一 一之坂通長州萩迄道八里程、尤五十丁寄り、左右は

深山幽谷、極々難所ニ而山蛙杯沢山の由、幽蔭之地

たるを知常之丞夜中杯ニ往来せし由、山中より攻撃

すれば却而易きといふ、

一 宮市通、小郡通、宮本・小郡之道程三里余三十六丁

道、両道共一り余、高さ八間之土堤を築、大銃二百

挺備四処ツ、関を居へ、国人と雖も出入を堅禁す、

外人内謀を知る者なし、関外ニ三宛地雷火を埋有之、

一 右両道の間々小山あり、山之廻りニ又地雷火を埋と

云、

一新參之者は二人分金四兩貰候由、右実説常之丞咄し

ニ、烏合之兵多き故直ニ散乱すへしと云、

三〇
一 丑五月十七日閣老方より達

(三〇六一)
土井能登守

御進免ニ付相達候儀も可有之候間、在所江人数備置候様可被致候、依時宜御暇被下候儀も可有之候、

(三〇六二)
井上河内守

岡部筑前守

有馬遠江守

植村駿河守

右同文言、

三一
一 丑五月十九日土井能登侯より願之趣有之、閣老より

書取左之通

書面之趣尤之筋ニ付、願之通近々御暇被下ニ而可有之候間、帰邑之上嚴重人数備置候様可被致候事、

三二
一 丑五月十日閣老江達

御預人脇坂円蔵儀、此程中持病之癩症指発候ニ付、手

医師名村元眠薬相服用為仕追々相緩候処、此節俄ニ

癩発仕、脈微弱、本ノマ、腹拘衾飲相減、気分不揃ニ付、品川

式部大輔医師師岡貞春江診察相頼、相談之上四逆散相

用申候、此上不食ニも相成候へは不起之症ニ陥り候哉

も難計旨、医師共申聞候、此段御届申上候、以上、

五月十日
加藤遠江守

本文円蔵は一橋公服心、横浜其所々間牒ニ相成候

者ニ而被召捕、四月廿一日於評定所糺問、口書相済、

父子共ニ加藤侯江預ケニ相成申候、

三三
一 丑五月十四日閣老より達

芝新シ橋江非常之節
人数差出候様

真田信濃守

稻葉民部大輔

和田倉御門外江同断

松平左衛門尉

戸田長門守

雉子橋御門外江同断

森川内膳正

外椽田御門外江同断

西尾隠岐守

三四
一 京師來狀之内

丑四月所司代衆より御達

上坂之儀、先達而被 仰出も有之候、方今長防之形勢
全鎮静とも不相聞、既ニ激徒再発之趣も有之、深被為

惱

震襟被 仰出候儀も有之、且先達而塚原但馬守・御手

洗幹一郎被差遣候御趣意、若相背候ハ、急速進発被有

之候間、日限被申遣候節は聊差支無之様可致旨申遣候、

此段御両卿江御達可申旨、年寄共より申越候事、

一 於世上紛々風説之通、毛利父子之謹慎は無相違候得共、

末家四家之士と一致合体ニ相成長秋・徳山・清末、其趣意去年

吉川監物周旋伏罪之廉不伏ニ付、同家を始兼而年循之

小倉江討取候哉之盟約有之、尤五六万人徒を結候哉之

風聞追々相響候由、内実五六千人計と申風聞ニ而弥実

説ニ近く、追々諸藩より内 奏を経候而実ニ不容易事

情も相聞得候由、二月廿二日両閣老衆參

内之折柄、其已前堂上方之内諸藩より入説種々有之候
得共、殿下之御議論ニは、諸向之入説いづれも勤王の
志は可賞候得共、第一は

叡慮之御自然を被 仰出候ニ基き、且当職之分を尽し、
其上ニ而事を過ち候得は辞職可致、衆人之入説ニ依て
事を執候儀は不本意との御決議ニ而、則両閣老衆江御
対論之処、誠ニ理ニ当り、卿向ニ入説之次第、御列坐
之内ニも有之由候処、各意表ニ違ひ候御応答ニ而却而
憶し被申候哉之由、後略、

三五
一 獅子之図相略

近来凶のことくなる獸、美濃の国山中に生ひ、夫より
東国の深山に成長して田畑を踏荒し、近頃山城国比叡
山の麓に來り住、其形馬のことく鹿の如し、異国の獅
子に似たり、依て夷人と大に中よし、今は其勢甚強く、
顔も大にして鼻高く、眼大なれとも明らかならず、耳
至て近けれとも物事聞へかたく、惣身は青毛にして尾
長く、食を求て乱妨す、腹大なり、食尽て空腹なる時

は只トロフくとなく、尤^鷹轡をはめは其勢強くなる、常に花畑に戯れ遠く動かす、彦根立花^津蔦・伊賀栗・奉書紙・本ノママ梯栗の餅ならハ甚以好物なり、去りながら餅三箸かた

くかたし、付てやる時は大に脚あり、逃る事妙也、

又ものに恐れ逃る時は火を吹出し、人家を焼荒し諸人難渋におよふ、因て上方にてはおそろ獅子ともむつか獅子ともいふ、又大坂江は手を返し物をつかミたかるに依て、情な獅子といふ、人寄て苦獅子ともいふ、中国にてはいまく獅子ともいふ、此獸禁物の多き中に肥前 不分明 因備 阿州も茗荷・炭明・蝶々・檀木杯も禁物、此頃芸州 細川 南部は鷹羽・九団子・菱の餅なども嫌候よし、何分諸国一体いやな獅子といふて嫌ふなり、此獸殺さるれハ、日本国中の人が喜び悦んで、肉骨も打くたき粉にして食ハんと欲す、よつて京の死後食といふ、

三六
一 丑五月廿五日達
(三六の1)

外国奉行江

其方共定人数五人其余者過人と可被心得候、只今迄御手当一ヶ年金三百兩宛被下候処、向後一ヶ年式百兩宛被下ニ而可有之候、

(三六の2)

神奈川奉行江

向後一ヶ年交代ニ被仰付候間、得其意交代期限可被相候候、就而は在動中日当御手当は不被下、初而在勤之節は拝借金可被仰付候、且又在府之者御用ニ而不時神奈川表江相越候節は、日当御手当被下ニ而可有之候、

三七

一 閏五月初日加州侯より關老江

(三七の1)

同氏筑前守儀、京都事変之節不都合之儀有之候付、中納言より慎申付置候処、格別之御有免を以不被為及其儀慎差免、早々参府候様御封物を以被仰出、其段申渡奉畏候、然処同人儀其後之容体同扁之内当春ニ至り少々快方ニは候得共、兼而之病症之儀故急々力付兼、兎角寒暖ニ触易く難儀仕候、尤無油断加保養、少ニ而も得快気候ハ、早速参府可為致候へ共、逆も只今之様子ニ

而は長途之暑中旅行難為致、兼々全快之程も無覺束御座候間、何卒今暫遂保養、八九月ニも至り国許発途為致度、此段奉願候様申付越候、以上、

閏五月朔日

内
稻垣 爵

(三七の二)

付札
覚

同氏筑前守儀、病氣之趣ニは候得共、格別之御有免を以慎御免、早々参府候様被仰出候儀ニ付、病氣療養差加押而も比節早々参府候様可仕事、

三八
一 閏五月朔日達

長崎奉行並

場所高千俵 御役料五百俵

右之通候間、可被得其意候事、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

閏五月十六日

南部弥八郎

◇第一二五号 丑閏五月十六日報告〔維新前後諸書付49〕

(付巻)「第二百六十五号」

一 彦根侯より閏老江

掃部頭儀、去ル十一日当地発足仕候処、去ル十二日昼後より不快ニ付旅行難仕、依之熊ヶ谷駅ニ逗留仕候、然処瘧疾之容体有之、同十五日昼押而同駅出立、同十七日坂本駅迄罷越候処、寒熱差引有之候付、猶亦同駅ニ逗留、同十九日右駅出立仕、同日望月駅ニ止宿仕候、尤此度之儀は彦根御泊城為御待請罷越候儀ニ付、押而旅行は仕候得共、前文無余儀逗留仕候次第、此上養生相加精々差急在着可仕心得ニ御座候得共、此段各様迄申上置候様申付越候、以上、

五月廿三日

井伊掃部頭内
山本運平

丑五月十七日大坂出状同廿一日江戸着

京坂之地指而相變儀無之候、併長征被仰出追々御進
発之趣、長防之振合承候処、此節は以前と替り國中
上下一和必死之覚悟ニ而、吉川も最初は毛利家之絶
ん事を歎き周旋いたし候得とも、此度は本家と存亡
を共ニいたす覚悟之由、安芸境は吉川より敵重相固
居、頃日彼地探索之者嘶承候、公儀御威勢を以御
征討相成候ハ、何之子細も有之間數候得共、当時
之形勢いかゞ相成可申哉、愚昧ニ及ひかたく、世上
は追々戦国之様ニも相成候得共、大坂太平にて川涼
ミ等之時節ニ相成、互ニ桑居申候、御一笑可被下候、
一 当時長防之形勢激徒弥勝盛にして山口城ニ屯集、萩・
岩国之間を絶切通路無之、岩国・徳山は激徒防禦之
備専らの由、大膳父子右鎮撫方行届不申候、○大膳
父子は伏罪ニ相違無之、岩国・徳山も同様と申、亦
一 説ニ大膳以下防長両国民寄手有之候ハ、可及一
戦として専ら防禦之備有之由、

一 当春五卿筑前江渡海、此節太宰府ニ在留、却而京師
江被召返復職相成候様、此程筑前家老京師江周旋い
たし候由、并薩藩吉井幸助・黒田加右衛門右両人も
同様専ら周旋有之候由、右渡海之節付属之脱藩人六
十人程有之、却而五卿脱藩人とも筑前渡海後取扱筋
手厚なる事ニ而、更に罪人之様子は無之、右三付追々
浮浪人等差加、当時五卿付属之者百人程ニ相成候由、
久留米藩ニ而兼而業口本ノマ之者人数有之処、薩藩右両人
代々久留米江罷越、禁錮差赦志立させ度色々周旋有
之候得共、同藩不致承知候由、当時之形勢ニ而は長
州は勿論なれとも五卿之方甚氣遣敷趣風聞御座候、
五卿付属脱藩人之内土州土方楠右衛門今一人久留米
藩ニ而某と申者両人、殊更口利ニ而巨魁之由ニ御座
候、

一 薩藩国論一定いたさず、小松帯刀・大島吉之助・高
崎伊太郎・同佐太郎此四人党は同論ニ而、何様之目
論見有之哉心底不相分、海江田武二此党は全く正義
論を相立居候由、小松帯刀此節は国許江帰り、海江

田は在京之由ニ御座候、

一土州・久留米ニ藩正議論相立居候得共、藩中暴論相唱候向も有之哉ニ相聞候、

一因・備・芸此節沙汰無之穩之由ニ御座候、

一三月中大坂表江町人体ニ相成潜伏いたし居候久留米脱藩人被召捕候ニ而、京師辺ニ潜伏之者共も退散いたし候由、風聞御座候、

丑五月

一三 横港風聞

一アメリカ合衆国大統領リンコルン并政事官兩人殺害せられ候旨、先達而申上置候処、右殺人召捕相成、全く此度和平ニ相成候、南方徒党之者ニ候哉之由相聞得申候、

一亞人ボルジブン長州江罷越、或は上海江相越候等之儀申上置候処、右は最初長州江参り候ニ相違無御座候処、長州ニ而不採用候付上海江差越候、折から其以前長毛賊軍を援け支那を悩し候故相恨居候事ニ而

生捕相成、多分殺害せられ候ニ而可有之由相聞得申候、

一於横浜仏之学校落成有之、当月朔日学校開きの式にて、参政酒井驛州侯差越、仏のミニストルはしめ出席一同酒肴等差出、夜四過相濟候趣、右は外人クワシユン人名と申者周旋ニ而取建有之、日本書生も余多罷出候由ニ御座候、

一英国学校はいまた成就無之、是亦不遠出来上り盛ニ取建候積之由御座候、

一四 世上通用錢歩増左之通

一真鍮四文錢旧来通用之品 拾貳文

一文久四文錢 八文

一耳白一文錢文錢と唱候物 六文之積ニ而引替

一銅一文錢 四文

一精鉄四文錢 是迄之通

一鉄一文錢 右同断

右之通可致通用旨触達相成申候、

一五

市中町人共之上納金一件ニ付、南町奉行組吟味与力
中村次郎八・中田郷左衛門・佐久間某賄賂を貪り、
不正之筋有之、日本橋其外江捨文御座候ニ付、右三
人即日押込相成、上納金百兩以上は利付ニ而五年賦
返金之積、百兩以下之分は志次第ニ而、たとへ上納
不致候而も不苦旨申渡替ニ相成申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

閏五月十六日

南部弥八郎

六
一筆奉拜啓上候、追日敵暑之候罷成候処、益御健勝被為
揃御奉職、恐喜奉敬寿候、然は例聞合書差上候後、別冊
相写申候間差上申候、尤中ニは大夫方御初二三之姓名も
相見得申候間、御勘考御執捨被成下候様奉願候、当地并
横浜等差而相替候儀無之、先穩之方ニ御座候、此段申上
度如斯御座候、恐惶謹言、

閏五月十六日

南部弥八郎

(大久保利道)
大 一藏様

(箕田)
箕田 伝兵衛様

参人々御中

◇第一二六号 丑閏五月報告〔維新前後諸書付50〕

(付箋) 「第二百六十七号」

一 丑閏五月朔日加州侯より御伺

(一)の1 同氏筑前守儀、京師事変之節不都合之儀有之候ニ付、

中納言より慎申付置候処、格別之御有免ヲ以不被為及
其儀、慎差免早々参府候様御封物ヲ以被仰付、其段申
渡奉長候、然ル処同人儀、其後之様体同廉之内当春ニ
至り少も快方ニは候得共、兼而之病体重症之儀故急々
力付兼、免角寒暖ニ触レ易難儀仕候、尤無油断加保養、
少々ニ而も得快気候は早速参府可為致候得共、迎も唯
今之様子ニ而は長途暑中之旅行難為致、急々全快之程
も無覚束御座候間、何卒今暫遂保養、八九月頃ニも至

り、国許発途為致度此段奉願候様申付越候、以上、

上、

閏五月朔日

加賀中納言内
稻垣 爵

五月

松平陸奥守

(112)
同夕御覚書添御渡

覚

同氏筑前守儀、病氣之趣ニは候得共、格別之御宥免を以慎御免、早々参府候様被 仰出候儀ニ付、病氣療養差加へ、押而も此節早々参府候様可仕候事、

(112)
一松平陸奥守儀、御進発御日限被 仰出候付而は、出府可被仕之処、持病之脚氣ニ而右御日限前出府難被仕段御届仕候処、快氣迄之間重臣共江人数相添、来ル五日より段々国許出立為差登申候間、此段御届可仕旨申付越候、以上、

二
一 丑閏五月仙台侯より御届

閏五月

松平陸奥守内
志茂又左衛門

(111)
私儀、此度 御進発御日限過ル十六日と被 仰出候ニ付、兼而被 仰付置候儀も有之、此節参府可仕由被

三
一 御留守中西丸江御老君方御泊割

覚

仰渡候ニ付而は、不取敢出府可仕儀御座候処、先月中より持病之脚氣指発、長途之旅行難相成、御進発前ニは出府可仕様無之容体御座候間、療養相加へ少も快方ニ趣候は早々出府可仕旨御届仕置候処、其後取詰療養相加へ、全快ト申ニは無之候得共、少々快方之趣ニ付押而来月十五日国許発足可仕候、此段致御届候、以

五月十六日 本多美濃守 同十七日 水野和泉守
同十八日 酒井飛驒守 同十九日 田沼玄蕃頭
同廿日 平岡因幡守
右之通泊り之事、
酒井雅楽頭は申合、月三度も泊り之事、

一四

丑五月廿五日夜室町耆町目江捨訴之寫

中村次郎八

中田郷左衛門

佐久間弥太吉

右は此度市中町人共江被仰付候御用金取扱ひ罷在、今月初旬より根岸肥前守番所ニ而調中ニ有之処、有徳之ものは格別、小前商人共迄悉ク呼出し御用金申付候処、御時節柄相弁、銘々可及手ニ丈ケ金高ヲ申立候を、三人之もの町人共身分厚薄盛衰をも勘弁不致、申立候金高倍增或は十倍増も相掛ケ、分限不相応之金高取留ざる見込を付、何レも右見込之通ニ金高相増可申旨談話および、差出候請書差戻し候ニ付、中ニは最初金高申渡通相弁候ものも有之処、右体再々金高過分ニ相増沙汰いたし候故、

公辺之御主意ニ有間敷事と疑惑ヲ生し、何れも不伏ニは候得共、俗ニいふ上と下と之儀無是非事ト、銘々血の涙を流し、実ニ金子才覚可致手立無之ものニ而も、

無拠申付之通金子相増候得は、其凶ニ乘し尚其上ニも法外之増金無体ニ申付、再三度も請書押戻し、悉ク相悩ませ候得共、町人之身分可致様もなく齒齧をなし手ヲ束、唯々悲歎猶予罷在候得は、御主意不相弁ものニ付、外々之見せしめ之為メ逆身柄のものも番所江呼出し、夜分深更迄も差置、其上白洲ニおゐて右三人之与力共立合、不法之強談および、申付置金高即答ニ請致し兼候得は番所江留置、居宅封印ヲ付家財諸道具悉ク欠所ニ致し候杯申おどし候ニ付、驚入無拠請致し候由、嗚呼何事ぞ、実に刃を以金銀を貪取、強賊ニも異ならず、素より右様之御主意ニは有之間敷処、三人之与力共上江御奉公振ニ私欲奸曲ヲ以金高を登せ、其身之功ニ致し、内実は多分之賄路^(賂)可貪奸計、既ニ大金を擱金高差略いたし遂候分も有之趣慥ニ相聞、是等の儀兩奉行不知哉、又は右与力共と示し合為取計候哉、何ニもせよ上之御仁徳を失ひ候始末、切角之御国恩相弁候町人共、不仁奸邪之役人共故、上を御恨ミ申上候人心ニ相成、如何ニも不忠不義人非人、鳥獸ニも異ならず、

民を憐ミ撫育するは和漢とも国家を治る第一と昔聖人之申置しを、斯之如く天下人民を苦しめ、さらに仁慈もなき非道非義之振舞、当節市中之動揺一ト方ならず、金銀之融通は止り、此假ニ而は国乱之基とも可相成と某深心配心痛いたし候、時節柄容易不成義故、拙き我等御政道筋江可携身ニは無之候得共、天下之為メ諸人之難儀見るニ不忍、篤ト思慮して非道非義邪曲之役人共ヲ誅罪、此度之御主意不違様早々可改、片時も捨置時は禍ひ必ず目前ニ可来、若此事不用は三人之与力共手初ニ誅戮シ、其上ニも不改時は上坂之上可達上聞候、已上、

天下之為

有志之

丑五月

隠士

一此書御政事江携候諸役人・目付役ヲ初メ、悉ク及風訴候間、町役人より其筋江早々可訴、

本文南町奉行組吟味方与力中村次郎八・同組同心加藤太左衛門・大沢藤九郎引込居申候、

一五
丑閏五月九日御達

(五の1)

百両以下

御用金之もの

右は今般 御進発ニ付、御府内身元相応之町人共江御用金被 仰付候ニ付、右之もの共義は

御国恩之程相弁、御用金上納之義申立候段奇特之儀ニ候得共、百両已下之分は御用金不被及沙汰候間、兼而差出置候仮請書は下ケ遣、尤冥加之為メ、多少ニ不拘上ケ切上納金相願度志之ものハ、勝手次第可致候、

一 百両以上上納日限十二月廿一日迄、

一 千両以上上納之分十五ヶ年御下ケ相願候得は、壹ヶ年

七厘之御手当済切迄被下候事、

一 壹万両以上十五ヶ年相願候得は、壹ヶ年壹歩之御手当右同様可被下候事、

但十ヶ年ニ御戻し相成候得は御手当無之候事、

(五の2)
一 御用金集り高

老番組室町より大伝馬町箱崎辺

一金拾万八千八百五拾兩 万兩以上千兩以上三拾八人

一同四万五千七百八拾兩 百兩以上貳百八人

ノ金拾五万四千六百三拾兩

貳番組界町より馬喰町神田辺

一同四万四千百兩 万兩已上千兩同拾貳人

一同三万六千六百八拾兩 百兩以上百四拾八人

ノ金八万七千八百八拾兩

三番組浅草辺

一同老万兩 万兩老人

一同老万六千百兩 千兩以上拾人

一同老万七千七百兩 百兩同六拾九人

ノ金四万三千八百兩

四番組通老丁目より檜物町辺

一同三万五千八百兩 千兩以上貳拾人

一同老万千八百四拾兩 百兩同五十老人

ノ金四万七千六百四拾兩

五番組南伝馬町より京橋辺

一同六千四百三拾兩 百兩以上三拾老人

ノ

六番組京橋より新橋辺

一同老万兩 万兩以上老人

一同貳万兩 千兩同拾老人

一同老万貳千八百四拾兩 百兩同四拾七人

ノ金四万貳千八百四拾兩

七番組南八町堀より靈岸島之辺

一同貳万兩 万兩以上組合四人

一同老万貳千兩 千兩同組合八人

一同老万八千貳百七十兩 百兩以上八拾四人

ノ金五万貳百七拾兩

八番組芝口より西之久保辺

一同三千四百兩 千兩以上三人

一同老万貳千九百七拾五兩百兩同六拾四人

ノ金老万六千三百七拾五兩

九番組飯倉より三田辺

一同四千九百四拾兩 百兩以上人数本書ニ不知

拾番組麻布辺

一同貳千両 千両以上貳人

一同千六百両 百兩已上八人

メ金三千六百両

拾壹番組所屬本書ニ不相見得

一同貳千六百両 百兩以上拾四人

一同千両 千兩卷人

メ金三千六百両

十貳番組湯島より本郷辺

一同壹万貳千両 千兩以上五人

一同九千貳百八拾兩 百兩同四拾四人

メ金貳万千貳百八拾兩

拾三番組上野より下谷辺

一同三千八百八拾五兩 百兩以上貳拾人

メ

拾四番組根津より谷中駒込辺

一同五千兩 千兩以上壹人

一同四千五百四拾兩 百兩同拾八人

メ金九千五百四拾兩

拾五番組小日向より赤坂辺

一同壹万兩 万兩以上壹人

一同七千兩 千兩同三人

一同壹万貳千九百廿五兩 百兩同七拾六人

メ金貳万九千九百廿五兩

十六番組本所辺

一同四千四百貳拾兩 百兩以上貳拾人

メ

拾七番組深川辺

一同七万兩 万兩以上七人

一同壹万五千五百兩 千兩同七人

一同壹万八千九拾兩 百兩同八拾人

メ金拾万三千六百九拾兩

十八番組北本所辺

一同千貳百貳拾兩 百兩同七人

十九番組目黒より二本榎辺

一同貳百五拾兩 百兩同貳人

貳拾番組柏木成子町より千駄木辺

一同千八百貳拾兩 百兩以上十八人

貳拾番組浅草阿部川町

一同四百兩 百兩以上貳人

ノ

番外新吉原品川

吉原

一金千兩 千兩以上七人

一同七百兩 百兩以上七人

ノ 金千七百兩

品川

一同百五拾兩 百兩以上七人

ノ

惣ノ金六拾三万三千百五十五兩^(八九)

丑閏五月五日組々持寄書付差上候由、

右之外ニ為冥加金百兩以下之分上ヶ切相願候者夫々有

之趣、

凡金八拾万兩余と申事之由、

一右之外御勘定方掛町人其他役場支配町人御用金之惣計或は寺社在方等之分、会計相応之金高二可有之趣に御座候、

一六

御書

こたひ 朝敵征罰の

勅理を請給ひて、さつき中の六日てふ頃、將軍御進発あらせ給ふ御事こそなにと申し奉らむやうもなく有りしか、また 我君にも惣督の命を蒙り給ひて後、さつきはしめの三日発向せさせ給ふにつけても、世の浮沈をおもひめぐらし、あゝいかにせん方もなくあんしわつらひ奉り、または心をとり直し末代に至りても忠將の清き御名をかゝやかし給ふ御事、御家の面目御身にとりてかたしけむもかしこみ奉り、とにかく勝をとり敵をしつめ、泰平の御代になし給ひ、ほともあらず御つゝかましますます勇つゝ 將軍にも還御ましくて、

我君にも御供仕給ひ、万歳をうたはしめ給せ事のミ、朝な夕な

天照太神宮・八幡宮・東照宮をはしめ奉り、もろくの神仏を祈念し奉る序にかくつたなき事のミつらねはへるものならし、

うき世とハむへもいふなり本ノマ、いかにしてかくもミたれし世とはなりけん

いさミたつ君か心の内深くむもひやる身は猶もくるしき

わか心なにくたとへむかたもなか／＼にくるしき色を人につゝめと

つゝかなくかへさせ給へ君か身を神にまかせてたゝたのむなり

ときすます君かはかせの一ふりに治る御代はやかて見るへし

忠といふひと字を守る君なるをたすけぬ神ハあらしと思ふ

岩清水なかれの末の徳川ににこらぬそこは神を見る

へき

一七 長州之奥より江戸赤坂溜池相田屋利助方へ之文

おはさま
利助さま
お秋さま
清瀬

幸便申上まいらせ候、先此春の御祝儀御目出たくそんじ上まいらせ候、弥御地ニもおばさま御初ミなくさま御揃遊し御機けん克、御目出度時かふ御左右伺たく申進まいらせ候、爰元ニ而も私事もかわりなふ勤メ候まゝ、御あんしん可被下候、扱は去秋は江戸江帰り候よふ御暇下され候御約束之所、京都へ若殿様御上京被遊候処、大たいへんおこり、夫より御国のそふとふ上々様かたニは、格別の御事もあらせず候得共、大国ゆへ御家来も多く、内ハ軍にて夫ゆへ 公義の御首尾もあしく、江戸の通路等もむつかしく、文巻本でも出し候事出来申さず様なる次第、帰り候事も出来不申、明石・私の部屋のものとても右之通りなり、こまりまいらせ

候、此御国におき何もかく別こわき御事も御座なく候得とも、ろくく江戸の便りもてき不申、夫のミとうわくいたしおりまいらせ候、此書状は宗形と申此国の呉ふくや京都へ仕入にまへり候まゝ、御飛脚にとゞけくれ候よふ申候ニ付たのミまいらせ候、何とそ口上書にてよろしく候まゝ、此返事御遣し下さるへく候、先達而九月頃対州本ノマより中町へ書状さし出し申候処、とゞき候や、夫も伺たくそんしまいらせ候、此地にて格へつかわりなく、私・明石・よねとも丈夫に勤めおりまいらせ候、其御地にてもおはさま・利助さま子供中も丈夫に御盛長成され候や、御あんし申おり候、おふく・佐太へだざい府梅の御守りもいたゞき置候へとも御たより御坐なく、此ミちさへ明き候へハ帰りまいらせ候まゝ、其処御承知可被下候、若御前様も妙見様の御りやかく御男子様御出生遊ハし、御両所様至極御すくやかに被為成、有かたく存上まいらせ候、山口にていまた御帰りの御座なく候、こなた様何かあしく候や、御国にをり候ても訳かわかり不申、増田弾正ト申御家老御

二殿様ないかしろにして、自ら此国を取り候と申風聞も御座候、又 公儀御方あしく取計候とも申まいらせ候、女の方へハわかり申さず、何卒江戸へ帰りさへ致候へハ宜と存まいらせ候、色々申上たく候事御座候得とも、余り大封に相成り候まゝ申上まいらせ候、おかつへも御序よろしく、此文も夜ニ入り御ねづの御中にてしたゞめ候まゝ、宜しく御はんし御よミわけ可被下候、めて度あらくかしこ、

一八 右同江戸日本橋安針町わらや藤助方へ之文写

よき便りに付一筆申上まいらせ候、追々あたゝかに相成り参らせ候、まつく皆々さま御揃遊し、御喜元よく御暮し遊し候御事、数々御目出たく候、尚御くわしく御きげん同度山々存続候得とも、御文通も出来不申候事にて、昨暮朝歌殊ニ御なつかしく御噂申上まいらせ候、御前様御機けん克被為入候御事、御目出度有難く存まいらせ候、園山さま御初私事も無事に相勤おりまいらせ候、山口へ参り候やう又子本ノマノ暮に萩へ参り、一の坂

と申おそろしき坂を行もどりつ大難きいたし、それに品もの高直にて大きにこまり、ないてもなきつくせ申さす、只々江戸へ帰り皆々さまへ御目にかゝり度のミ存つゝきまいらせ候、御家中は幾わかれとも相成いくさいたし、誠ニく恐しく、最早いきてハおり不申候事とそんじまいらせ候、此度よき御便り御座候て一筆申上候、御返事ハとてもく戴き候御事ハ出来不申と、かんねんいたしおりまいらせ候、めて度クかしく、

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑閏五月

◇第一二七号 丑閏五月報告〔維新前後諸書付51〕

(付巻)「第二百六十九号」

一 丑五月廿六日町奉行所ニ而申渡

水野和泉守殿御差図

承問屋室町二丁目金藏地借
喜左衛門京住居ニ付店支配人

吉五郎

外ニ
二十五人

此者共儀、年来御城下ニ安住家業永統致し、御国恩之程難有相弁罷在候処、今般亞国フランテンボーダと申大船横浜表ニ有之、運送弁利之趣及承候間取調候処、代金并諸掛共都合金貳万六千四百兩ニ而売渡候趣ニ付、右船買取致献納度、尤外國人ニ引合等不馴義、御金ニ而上納致度旨願候付、右之趣水野和泉守殿江申上、奇特之儀ニ付願之通申付、為褒美一同江銀三十枚為取遣ス、

但右船代金二万六千四百兩之内老万五千兩直ニ上納、残金今日より日数五十日之内上納可致、且金子相調候付而は、去ル亥年十一月中備置候売徳三万四千三百兩、并九月中横浜表より相廻り候糸荷物売徳金七千兩余之儀は、此上上納之沙汰ニ不及候間、勝手次第取計候様可致候、

右之通被仰渡、奉長難有頂戴為致候、仍如件、

丑五月廿六日

二
一 閏五月十八日会津侯より閨老江

(二の1)

肥後守領分越後国魚沼郡清水村より山道切開、野上州利根川通船、信越米穀諸色積出、御府内江廻し方存寄申出候者有之、御役人衆御内見分有之由ニ御座候処、

于今御成功ニも不相至由伝承仕候、抑御府内之儀は改而申上候迄も無之、数万之四民只海運を仰居候而已御座候処、当時勢万一如何様之事変も難計、若しも海運差支有之節は四民之御撫育如何可被成哉、夫々之御予算も被為在候儀ニは可有御座候得共、治平不虞之御計策・御軍備筋は第一専要之御儀、且平常四民之御撫育御府庫不之様御益筋取計候段、公私之差別無之、今日之急務ニ御座候処、右山道切発之儀、御府内運漕自由之良策無此上儀と夫々取調候処、右場所之儀は肥後守領分重之儀ニ御座候間、何卒右切発之儀肥後守一手ニ御まかせ被下置候様仕度、右願之通御沙汰被成下候

ハ、公私御益筋莫大之御儀は勿論、御軍備之一端ニも相成、領内疲弊相補、京師応援米金融通之道ニも相成、公私両全之儀と奉存候間、幾重ニも願之通被仰付候様仕度、別紙絵図面共ニ各様迄無急度御内慮奉伺候、以上、

五月廿六日

松本肥後守内

石沢民衛

(二の2)

閏五月五日左之通

覚

上野越後国境山路切発之儀は不被及 御沙汰候間、可得其意候事、

三
一 加州侯より閨老江

中納言儀、当月二日国許発途上京仕候旨申越候、此段御届申上候、以上、

閏五月

加賀中納言内

稻垣 爵

四
一 小田原侯より閨老江

御書院番水野伊勢守様御組大久保三十郎殿、此度

御進発御供ニ而東海道於程ヶ谷駅自殺仕、同人御付添
椿井唐次郎殿・鳥居八右衛門殿江御書院番頭逸見若狭
守様より御差函ニ而、死骸最寄寺院江仮埋相濟、持越
候品々之儀は加賀守家来差出請取候様若狭守様より御
通達ニ付、同駅ニおゐて一昨十二日御書院番椿井唐次
郎殿・鳥居八右衛門殿より家来之者江別紙之通御引渡
ニ付請取罷帰申候、加賀守在邑中ニ付、此段御届申上
候、以上、

閏五月十四日 家来 戸沢七郎兵衛

別紙品書略ス、

一五 閏五月十六日小倉侯より

口上之覚

大目付塚原但馬守御徒目付兩人・御小人目付四人召連、
領内為御取締下向、去ル十二日私領沓尾江追々着船止
宿仕、一昨十四日同所出立、領内大橋駅一宿、昨十五

日同所出立、城下到着、其假滞留罷在候、此段申上候、
以上、

五月十六日在所目付 小笠原左京大夫

一六 一近々御進発被仰出候付而は、京都表之儀は夫々御手当

筋無御座候而は不相成処、此程廻米相減し、此体ニ而
は自然如何様之御差支ニ可相成哉も難計、依之右之趣
国許江申遣、精々繰合無差支北国筋より廻米御座候様、
尤右は大津表ニ而被買求候御都合ニ付石高取極、運送
時節ニ委細之儀は京都町奉行江打合之上、早々取計候
様可仕旨、去月二日所司代於御役宅被仰渡候由、彼地
ニ差置候家来之者より申越候付、此段御届申上候、以
上、

閏五月十六日 松平豊前守

一七 米沢侯より御届

私儀、当秋中京都御警衛被仰付置候処、兼而申上置候
通足痛近来別而不相勝、深く療養相尽候得共快驗も不

相見、乘輿難相成、長途之旅行可仕体無御座候間、為名代同姓氏部大輔為差登度候得共、当時御留守中御警衛被仰付置候付、末家上杉駿河守江人数差添為差登度存候、然処右同人当時日比谷御門勤番被仰付置候付、御免難被仰付儀ニも御座候ハ、家老之内為名代為差登度存候、甚奉恐入候得共、無抛次第ニ付此段御伺仕候、以上、

閏五月三日

上杉弾正大弼

一八 唐津候より閏老江

(八の1)

此度御進発被遊候ニ付、参勤之面々発足之儀暫見合候様被仰出、且亦いづれも国邑江人数備置候様御触達も御座候付而は、佐渡守様ニも以前之通下之関より之攻口先鋒被蒙仰候御儀と奉存候、兼々先鋒御勤被尽御忠節候被思召御沙汰無之候共、早速御願候御心得ニ御座候処、長崎御見廻御途中より御持病之御疝積御発御腰痛強、甚被成御難儀、急速御出張之処、殊之外被成御心配候、依之御同氏老岐守様御病中ニは候得共、漸々

御快方ニ付御在所江御暇被成御願度、左候ハ、先鋒御名代御勤備御向御指揮は勿論、万端御相談俱々御忠勤御心力を被成御尽度思召候、右急速御暇之儀御願書表向被成御差出不苦儀ニ御座候哉、此段各様迄御内慮奉伺候様被仰付候、以上、

五月廿六日

小笠原佐渡守様御家来
林 小源太

(八の2)

翌夕御書取

同氏老岐守御暇之儀は難相整候事、

一九 閏五月二日彦根候より

井伊掃部頭上知被仰付候拾万石之内、近江国神崎郡・蒲生郡村々、去月十八日御代官多羅尾主税様江御引渡相済申候、掃部頭旅中ニ付此段御達申上候、以上、

閏五月二日

内 富田権兵衛

一〇 閏五月九日桑名侯より

今般 御進発被仰出候ニ付、拙者儀為御待請致上坂度旨相伺候処、伺之通被仰出難有奉存候、依之此節出立可致之処、持病之脚氣致発動、押而も難致旅行延引仕候、尤快気次第致出立候心得ニ御坐候、此段御届申上候、以上、

五月廿八日京師日付

松平越中守

一一 同日彦根侯より

私儀、去ル十一日江戸表発足、中山道旅行、今日在所表江着仕候、此段御届申達候、以上、

五月廿九日在所日付

井伊掃部頭

一二 閏五月十一日南部侯より

御進発御日限五月十六日と被仰出候間、美濃守儀此節参府可仕旨被仰出候ニ付、去ル三日国元発足仕、道中滞無御座候得は、来ル十六日着府仕候旨申越候、此段御届申上候、以上、

閏五月十一日

南部美濃守内

寺沢張七郎

一三 閏五月三日和泉守宅江

水野大炊頭

今度御進発ニ付紀伊殿江御先手之惣督被仰出、明四日乗船ニ而紀州和歌山江被相越、夫より上坂被致候間、為付添乗船罷登候旨為届入来候事、

一四 閏五月二日土州侯より御届

(一四の上)
去月十四日御所司代様より別紙之通御書取を以御達ニ付、京都御守衛之人数引揚大坂表江可差向段申越候間、此段御届申上候、以上、

月日

内
宮井俊蔵

(一四の2)

別紙

一 松平土佐守

当地三ヶ月詰御守衛被仰付置候処、此度御進発被仰

出候ニ付而は、御人配之御都合も有之、兼而大坂表御警衛被仰付置候儀ニ付、右御守衛之人數大坂表江被差向、一際嚴重可致候、此段相違候、

五月

一五（の1）
閏五月四日

今度御進発ニ付、山城路御通行被為在候間、天機為御伺御參

内被遊候旨被仰出候、然処兼而礼服等之用意ニ不及旨御触達も有之、其上御供之儀ニも御座候得は、上京

天機相窺候ニは不及、直ニ大坂表江罷越候而も不苦儀ニ御座候哉、此段奉伺候、以上、

月日

松平丹波守

（二五の2）
付札

伺之通可被心得候

右同様内藤備後侯よりも伺ニ相成、付札も同前ニ候由、

一六
閏五月四日

開成所頭取江

開成所御用之儀、林大学頭・坂井右近将監・林式部少輔江兼帯被仰付候処被成御免、以来陸軍奉行ニ而兼而相勤候様被仰付候間、可被得其意候、

一七
御進発之節、県令江川氏支配所原藤川辺之農兵とも御

警衛罷在、同人并教授方四人罷出、依御沙汰調練有之、其節會計長松平対州江達之趣如左、

松平対馬守江

覚

江川太郎左衛門支配所農兵調練 上覽被遊候処、何れも業前宜出来、畢竟祖父太郎左衛門以来引統格別世話行届候故之儀と一段之事ニ候、猶此上精々勉励厚世話いたし候様可被申渡候事、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

閏五月

南部弥八郎

◇第一二八号 (丑閏五月カ) 報告〔維新前後諸書付52〕

(付巻) 「第二百六十一号」

一 丑五月 京師風説

去月廿八日堂上方始一橋侯・会津侯・桑名侯・成瀬隼

人正参 内被 仰出候節、

一此度

天朝江 奏聞之内、長州再征之儀再

奏聞ニ被及候処、御満足ニ被

思召候、且亦不容易企と相認候儀は何様之企ニ候哉

之事、

一上洛と兼而被 仰出候得共、進発とは不被

仰出候処、此度何故進発と有之候哉之事、

右ニケ条御不審之処、一橋始三藩之方々御答ニ、成

程御尤之儀ニ而御趣意違之儀甚恐入候得共、一度列

藩ニも布告ニ相成候儀は、今更取返しと申儀は其辺
之処六ヶ敷場合も有之、且又於関東漸く上坂決定ニ
相成候処、尚又彼是情合御座候而、却而被生嫌疑、
万一上坂御延引共相成候而は不容易形勢ニ押移候も
難計候ニ付、此度之処は進発ニ為致置上坂、一度上
洛之上屹度御詰問被成候方可然、其節は乍不及私共
是非

朝議御貫徹ニ相成候様周旋可仕候間、何卒此度之処
は此假被指置候様歎願ニ相成、其假 御沙汰止ニ相
成候、

一此節成瀬帰邑之儀は、此度長州再征ニ就而御供願ニ
相成候ハ、諸藩競ニも相成、且又関東之御威光一
段引立可申儀ニ付、何卒長征之御免許被相願候方可
然、聞老方より沙汰有之由、然処元来前卿ニは関東
より幾応被仰出候共

皇国之御為不宜事故、御人数之義は決而御出し被成
間敷との存意、玄同卿は専ら幕意順奉之御論之由ニ
而、両端ニ分れ国内不穩故、御暇願帰邑ニ相成候、

然る処成瀬は尾藩第一之正義方ニ而、於

朝廷万事御相談のため滞京被 仰付置候故、此節御

暇六ヶ敷由之処、尾州ニ而心配之義於

朝廷深々被遊 御推察、当時之処御暇被下候得共、

早速帰京と申風評ニ御座候、

一一 閏五月十一日落着亥十一月大洲侯江御預

一橋様御家来

脇坂 円藏

同人悴

脇坂 八郎

浪人

湯本多門之助

右之者共私共江御預被下置候処、今般水野和泉守様依御差図、円藏・八郎は御構無御座、多門之助は不容易不届も有之候得共、一味之者巧之次第相探御注進申上候ニ付、為御褒美銀子被下置、円藏・八郎は一橋様御家来、多門之助は松平山城守様江夫々御引渡被成候間、其旨可存段被仰渡奉承知候、依御請如件、

加藤遠江守家来

村井八郎右衛門

慶応元丑年閏五月十一日 田辺 九十九

近藤縫殿助家来

吉田喜左衛門

御評定所

一二 御請書

浪人桃井儀八其外之者共、不容易企致し候一件ニ付、

再応御吟味之上左之通被仰渡候、

私儀、岩松満次郎様江外夷征伐之

勅命有之候趣と申唱、上州表江人数相集候は、浪人桃

井儀八等不容易企之手段ニ仕来候儀と心付候ハ、仮

令右之者共事不整由を以銘々離散可致旨申合候とも可

捨置事柄ニ無之処、右企之趣は其節いつも思絶候儀

と存候迎、其仮右党類之者俱々出府いたし候始末不届

ニ候得共、猶右之者共土井大隅守様御屋敷勤番長屋江

集会之上、前同様不容易儀相企候を承り、对 公儀恐

入候儀と存、同意之体ニ仕成、一味之者巧之次第相探御注進申上候ニ付、御褒美として銀三十枚被下置候段被仰渡候、

但元領主松平山城守家来江御引渡被遊候段被仰渡候、右之通被仰渡之趣難有奉承知候、且銀子御渡被下奉請取候、依御請如件、

慶応元年丑閏五月

浪人

湯本多門之助判

御評定所

一四
御請書

浪人湯本多門助儀、不屈有之候得共、一味之者巧之次第相探御注進申上候付、今般御褒美被下候、且同人は主人領分越後国上新田村ニ罷在、先年村弘ニ相成候者ニは候得共、元領分之儀ニ付今般御引渡被遊候、尤多門之助身分ニ付而は、品々御懸念之次第も被為在候間、早々国許江差置、当分之内猥他行為致間敷之旨被仰渡候、

右は水野和泉守様依御差図被仰渡候ニ付、主人江可申聞旨被仰渡奉畏候、以上、

慶応元年丑閏五月

松平山城守家来

王造空輔

御評定所

一五
一私家来浜田篤藏・村上其太郎・遠藤空・倉田珪太郎儀、

浪人桃井儀八其外之者共不容易企いたし候一件ニ付、

再応御吟味之上評定所江今日根岸肥前守呼出し、篤藏

儀は押込、空儀は急度、其太郎吃置、珪太郎儀は無構

旨、重役共之儀は相応之咎可申付旨、家来之者江肥前

守申渡候、此段御届申上候、以上、

閏五月十一日 土井大隅守

一六
御請書

浪人桃井儀八其外之者共不容易企致し候一件ニ付、再応御吟味之上左之通被仰渡候、

浜田篤藏・村上其太郎儀、尾州出生之由、浪人車田行

蔵を元同藩当時一橋様御家来脇坂円蔵より頼請候儀ニ有之候迎、間諜之所為とは乍申、其筋役人共江も不申立、数日勤番長屋江差置候故、右行蔵を便り住所不知池尻獄五郎其外之者共度々罷越、遂ニ多人数押而止宿逗留いたし候次第ニ至り候始末、兩人共不埒ニ付押込被仰付之、

一 遠藤全儀、主人在所より出府已来病氣ニ付療養のため同藩親類共方江罷越居候とは乍申、尾州出生之由浪人車田行蔵を元同藩当時一橋様御家来脇坂円蔵より浜田篤蔵外一人頼受、住所不知池尻獄五郎其外藩士体之者共度々罷越候由承及なから、其尻ニ打過罷在候始末不埒ニ付、急度御吃被置、
一 倉田珪太郎儀、不埒之筋も無之、御構無御座候段被仰渡候、

右被仰渡之趣一同奉承知候、依而御請如件、

土井大隅守家来
慶応元年乙丑閏五月十一日 浜田篤蔵判

村上其太郎判

遠藤 全判
倉田珪太郎判

御評定所

一七
御請書

大隅守家来重役共儀、同藩浜田篤蔵・村上其太郎等尾州浪人之由車田行蔵を勤番長蔵江止宿為仕候ニ付、同人を便り諸浪人多人数屋敷内江立入、右長屋江逗留仕候を更に不存罷在候段、心付方不行届不埒ニ付、大隅守方ニおゐて相応之咎可申付旨主人江申聞候様被仰渡候、

右被仰渡之趣奉承知候、依而御請書如件、

土井大隅守家来
年号月日 岩 多治見印

御評定所

一八
丑閏五月閏老より達
(八の一)

松平弾正忠

先達而其方家来江野州降人共御預ヶ被仰付置候処、其方此度 御進発御供被仰付候付、右御預人松平大和守始十六軒家来江御預替被仰付候間得其意、右家来供請取として相越候者別紙之通相心得、引渡遣候様可被致候、

(八の二)

別紙

松平彈正忠家来江御預ヶ人御預替

松平大和守家来江 横須賀兼次郎 小泉五藤太

松平下総守同断 篠本 金藏 中村住発

土井大炊頭同断 中村孝之助 館 政之助

黒田伊勢守同断 蓮田甚之助

大岡兵庫頭同断 中村猪之助

森川内膳正同断 加藤銚五郎

水野肥前守同断 関 信一郎

林 肥後守同断 冨田 金吾

酒井銚次郎同断 桑名清次郎

板倉内膳正同断 永井清助

保科彈正忠同断 海野平彦

稲葉備後守同断 虎口政藏

米津伊勢守同断 小島新藏

井上筑後守同断 増 鉄次郎

大岡越前守同断 佐藤菊次郎

阿部駿河守同断 菊池祐次郎

右之通御預ヶ替被仰付候、

◇第一二九号 (丑閏五月カ) 報告〔維新前後諸書付53〕

(付巻)「第二百六十八号」

一 京師より肥後藩人之書状 閏五月廿三日着尤閏月十二日発

前略、今度 御進発ニ付御国許御人数之儀、以前之通小倉江差出ニ相成候而は遠路懸隔御不弁利之上、御物入も相増候間、鶴崎・佐賀関より直ニ渡海と相成候得は御都合も宜趣ニ而、伺ニ相成候処、御伺之通御差図ニ相成申候間、直ニ今日御国許江早打被差立申候御建

一三

丑閏五月十九日

右之趣可被達候、尤加賀中納言江は達相濟候間、可
被得其意候、

閏五月

右之面々御守衛は先御免被成候、尤追而之模様次第猶
被仰出候儀も可有之候、

九月迄

有馬中務大輔

当丑七月より

上杉弾正大弼

一二

閏五月廿日閣老より大小監察江

京都三ヶ月詰御守衛之儀、御進発中は加賀中納言一
手ニ被仰付候ニ付、

白も御座候得共、是は長州 御進発前一応御糺之上
御進発相成候様との御建白ニ御座候、京地ニ而は都而
長州江心寄居、頓と様子も相分り不申、乍併中川宮様・
野宮様は関東方、其余は長州方との噂ニ御座候、笑止
千万之事共ニ御座候、以下略ス、

一四

閏五月十日京師より着状

(四の1)

別紙ニ通大坂御城代衆より諸蔵屋敷江達有之、内実は

黒田之蒸気船江長州人乗組着坂、黒田蔵屋敷江潜ミ候
由、猶又沖合江異船形数艘相見候由、右ニ付住吉は土
佐人数ニ而固、大坂京橋は新撰組相固、淀川通船差止
候由之処、長州人黒田之船江乗組候事は妄説ニ而、渡
辺皮田村江長州人五六人忍居、劍術を皮田之者江教へ
荷担をすゝめ候儀相分召捕候処、謀計露頭、荷担之皮
田之者被召捕候旨申来候、右ニ付淀川通船は差免候得
共、黒田屋敷之囲ひは未解取由、先相変儀は無御座候、

長崎奉行
朝比奈伊賀守

其方儀、兼而御暇も被下候儀ニ付、星野備中守同様長
崎表江罷越、唐国之商法改革等之御用可被相勤候、尤
右御用相濟候ハ、其方儀直ニ在勤之積ニ相心得、合
原伊勢守と交代候様可被致候、

(四〇二)

別紙

一 当節浮浪之徒京都表江潛入いたし候哉之風説も有之候折柄、諸家人数出京候は彼是及混雜候次第も有之候間、為取締当地ニ而差留置、惣名前・人数并出京之子細微細ニ相認、拙者方江伺出候様御警衛之向并蔵屋敷詰之者江急度相達可申旨、所司代より申越候間、可被得其意候、

(四〇三)
一 右ニ付大坂御城代より

昨日御達申候趣も有之候ニ付、京橋江上京、改所出来嚴重相改候間、可被得其意候、

一五
閏五月廿三日聞書

尾州名古屋城 御泊之節、前大納言殿・玄同殿被相願候上、元千代殿初而 御目見被仰付、其上被蒙 御懇之上意忝被存旨、以使者届有之、

一六
閏五月廿一日小倉侯より差出

去ル十五日朝、異国形蒸気船壳艘下筋より罷登、領海通船仕候付、早速問聞船差出候処、船足早く、追付不申、長州赤間関江致入碇候処、他領之儀ニ付札方行届不申、尤英吉利国旗相建居申候、右異船翌十六日朝同所出帆上筋江向ケ乗行申候、

右之通御座候ニ付、手当人数等穩便ニ用意仕、浦々入念候様申付置候処、領海相變儀無御座候、此段申上候、以上、

五月十八日

小笠原左京大夫

一七
閏五月廿三日松平摂州侯江閣老より達之覚

方今御軍備筋ニ付巖鉄類多分御用途有之候処、松平摂津守領分上州小坂村之儀は、巖鉄多分出産いたし候趣ニ付、其筋之者為見分被差遣、依時宜 公儀より熔鋳炉御取建ニも可相成候間得其意、委細之儀は松平縫殿頭・浅野伊賀守・小栗上総介可承合旨可達事、

一八

閏五月廿二日周防守殿宅ニおゐて仏蘭西人応接有之候ニ付、別紙之趣周防守殿家来呼寄可達候事

別紙

明廿二日仏蘭人応接之節料理被差出候献立、

一吸物（つみ菜） 紅葉海老 一中皿塩煮長芋 挽茶ねり

一中皿 なんはん煮 （あい鴨） 牡丹百合

外二

一酒 一蒸菓子 一水菓子

右之通用意致し、宅江相廻し候事、

本文ニ付、周防侯は御供上洛留守中ニ候得共、外

国人応接は和田倉馬場先外桜田三御門外故、請持

之儀ニ御座候、

出役姓名

大目付神尾山城守、御勘定奉行小栗上野介、支配勘定益頭俊次郎、外国奉行山口駿河守・菊池伊予守・田村肥後守・江連加賀守、同支配組頭鶴銅弥一、同調役河辺徳藏、同調役並一人、同出役一人、同定役二人、御書物元ノ御用出役二人、神奈川奉行白石下総守、同支

一九

配組頭三坂益輔、同定役一人、同同心一人、箱館奉行支配調役海老原武次、御書物御用出役一人、御先手過人栗本瀬兵衛、御目付小笠原刑部・瀧沢烹太郎、御徒目付一人、御小人目付三人、

閏五月廿八日閨老和泉侯より大小監察江

御小性組

酒井安房守組

押田織部

右は此程御供ニ罷越、於途中致乱心及横死候付、知行并屋敷共上り、跡式等之 御沙汰は無之候間可被得其意候、尤御勘定奉行可被談候、

御書院番

水野伊勢守組

三十郎棹

大久保三次郎

右三次郎父三十郎儀、此度御供ニ罷越、程ヶ谷駅旅宿ニ而致乱心及横死候付、知行并屋敷共上り、跡式其外被下間敷候、其段可被申渡候、尤御勘定奉行・御作事奉行可被談候、

〇 閏五月廿八日夫々江被相渡候書付

「公事方勘定奉行
土屋豊前守

野州降人之内郷士三拾三人、出家・社人・修験等五拾
式人、百姓三百四拾式人、都而四百式拾七人、人足寄
場江可差遣旨得其意、当地江呼寄候儀取計、寄場懸り
御目付并寄場奉行江引渡候様可被致候、尤黒川近江守
并御目付可被談候、

同文言

「大目付
黒川近江守

右 同人

土屋豊前守江も相達候間得其意、同人より請取人差越
次第可引渡旨御預有之候、諸家江相達差支無之様可被
取計候、

閏五月

本文之降人は相州横須賀製鉄所取建ニ付、堀割等之
人夫ニ召遣ひ候由ニ相聞得申候、

一一 閏五月十八日聞老江

去月十四日京都表一橋中納言殿於御旅館、大目付瀧川
播磨守より家来之者江此度桶葉村江関門御台場御取立
御渡可相成候間、石川保之助と申合手厚御固可仕、委
細之儀は出張之御目付より相達可申旨達有之、同廿四
日右関門仮引渡有之、猶亦去二日松平越中守より家来
之者江、右御警衛石川保之助被成御免、代り阿部主計
頭被仰付候間、諸事可申合旨達有之候段、彼地家来之
者より申越候、此段御届申上候、以上、

閏五月十八日

酒井若狭守

一二 丑五月長防入口ニ建札之由

長防之太守毛利大膳大夫萩宰相之儀は、
皇国神位一天万乗之君奉守護、犬羊同様之外夷之族討
殺候所拒之、我城内江軍馬差向候は、警幕府之雖上使
一人も生而返す間敷候、制札仍而如件、

◇第二三〇号 (丑閏五月カ)報告『玉里島津家史料四』
一三一—四

南軍ノ大酋長デウキス擒俘ノ略記

ニューヨルク府ニ於テ第五月十六日 我四月二十三日書

〔^(一の1)南軍ノ首魁デウキス及ヒ其ノ宗族及ヒ其ノ將師レガン

及ヒ其ノ同党、「ヲセロルシヤ」^名地府ノ「イルウキン

スウキル」ニ於テ襲撃シ、去ル十日 我四月十七日 弘暁ニ

「メーコン」^名地ヨリ七十五里西南ニ隔テ、我カ將

「ウキルソソノ」騎兵隊終ニ之ヲ生擒セリ、○首魁デ

ウキス四方我兵ニ囲繞セラル、ヲ見テ、忙シク其ノ妻

ノ巾纏ヲ穿チ樹林中ニ身ヲ遁レント欲セシヲ、我カ力兵

ニ発覺セラレ、速ニ俘囚ニ為リシト謂ヘリ、我レ思フ

ニ、此説原ト士卒ノ口ニ出レハ確信スルニ足ラザルベ

シ、「デウキス」卑劣ナリト雖モ、南軍ノ首魁トシテ

何ソ婦人ノ巾纏ヲ着シテ命ヲ遁ル、ニ至ランヤ、

○敵魁擒囚ノ夜我兵ハ兩部ニ分レテ兩方ヨリ直ニ其ノ

牙陣ニ進ミシニ、時シモ暗夜ニシテ我兵ヲ敵ノ守兵ト

錯認シ、互ニ鋒箭ヲ交ヘ、二卒ヲ失ヒ、一人ノ士官、

三人ノ兵卒ヲ傷劇セリ、○セオルシヤ^名地ノ鎮督フロー

ン名ヲ俘囚ト為シテ檻車ニ乗セ、我兵之ヲ護送シテ昨

日ナシウキル^名地ヲ經過セリ、彼レヲ擒護セシ地名・時

日ハ未タ之ヲ知ラス、○敵魁デウキス及ヒ其ノ護兵ト

共ニ華盛頓府ニ解送セラル、便路ナレハ明日此ノ地ニ

着スベシ、○我將セルメン敵將ノ「ジョンストン」ヲ

攻メテ、其ノ地邑ヲ囲ミシニ、彼ノ請ニ応シテ和ヲ許

シ、和親ノ盟約ヲ為セリ、我將ハルレッキ之ヲ聞キテ

大ニ非トシテ、既ニ撲滅ニ就ノ勢ヒアリ、今和ヲ許ス

時ハ、彼レニ利アリテ我ニ利ナシ、何ソ彼ノ術中ニ墮

ント云ヘリ、爰ニ於テ「セルメン」ト「ハルレッキ」

兩將終ニ不和ヲ生シ、曾テ「セルメル」ノ「リツチモ

ント」^{南ノ都府}ニ在ル時、「ハルレッキ」来リテ面謁ヲ乞

フニ之ヲ否ミ、且「ハルレッキ」ノ軍兵ノ其ノ地ニ駐

屯スルヲモ許サ、リシナリ、亦タ「ハルレッキ人ニ告

ケテ云ク、先ニ「セルメン」大軍ヲ卒ヒテ出征セシ時、

我レ之ヲ戒ムルニ能ク刺客ヲ防クベシト云ヘリ、豈料

ランヤ、今彼レ我ヲシテ刺客ヲ防カシムルニ至ルト、
互ニ絶交ト為レリ、嗚呼今数年心力ヲ勞セシ巨寇撲滅
ニ就ヒテ、其ノ巢窟ヲ覆ヒセシニ、両將斯ク呉越ト為
リテハ大ニ全国ノ人心ヲ動揺スベシ、○我大統領「リ
ンコルン」ヲ暗殺セシ犯囚ノ詰問從來秘蜜ニシテ、衆
人之ヲ知ラサリシカ、漸ク公案ト為シテ之ヲ公ニセリ、
○去土曜日全国ノ人民政府ヘ貸金ヲ願フテ損納セシ洋
銀三千五百萬元ナリ、此ノ一七日ノ総額洋銀九千三十
八万四千六百五十元ナリ、

(1)の2)

合衆國ノ形勢於テ「ニューヨーク」府六十五年
第五月十二日 我四月廿日書ス

数年風雨ニ櫛沐シテ心肝ヲ碎キシ巨寇一朝撲滅ニ就キ、
其ノ巢窟ヲモ覆シケレハ、後善ノ万機ヲ整頓スルニハ數
年ノ心血ヲ嘔カザルヲ得ス、此レ常人ノ恐懼スル処ニシ
テ、非常人ノ發憤出力スル処ナリ、サレハ故大統領林閣
氏ノ職ヲ継ヒテ擁立サレシ重孫氏ハ、其ノ任重ク、其職
繁ク、外国ノ常人ヲ以テ之ヲ見ル時ハ、危險眼前ニ懸リ
テ、正ニ難事集リテ勇智ノ人ヲ驚嚇愁苦セシムル秋ナレ

トモ、我国人ノ慷慨猛烈ノ性ヲ以テ之ニ居ルハ、正ニ青
天白日中ニ在リテ一点ノ陰翳ヲ見ザルカ如シ、方今全部
ノ版圖ノ廣大ナル地球上ニ比スル國ナク、且ツ其ノ田疇
モ未タ尽ク鋤犁ヲ施スノ人民ヲ欠ク、爰ヲ以テ年々歐羅
巴洲ヨリ流離シテ糊口ヲ求ムル者万數ヲ以テ數ヘ、戸口
日々ニ増加シ、都邑月々ニ繁旺シ、將ニ開闢未來未曾有
ノ大国ニ至ント欲ス、其ノ流民ハ皆ナ強壯有力ノ輩ニシ
テ、欣々トシテ職業ニ就キ、冬寒夏熱ヲ避ケスシテ新地
ヲ開墾シテ、我カ國益ヲ幫助シテ怠慢セス、國中ノ人民
ハ聯邦ノ再ヒ合約スルヲ踰躍シテ、唯々此ノ一事ニテ全
國日旺ノ勢アリト祝シ、人心一致ニ歸スレハ、唯々南北
ノ一統頗ル泰西諸強國ノ胆ヲ冷シ合衆國南北ノ戰爭數年解セ
練其ノ蘊奧ニ至ルヲ大ニ諸國之ヲ憂ヘ、
リ、今南北ノ連結正ニ英仏ノ嫌ヲ処ナリ、
堅牢兵卒ノ敏
テ焦心竭力セシ兵士、漸ク凱歌ヲ唱フレハ、所剩ノ小事
ハ易々ニ弁明スル事疑ヒナシ、爰ニ於テ我レ今蒼生ニ替
リテ万民ノ為メニ選立セラレシ大智大勇ナル新任ノ大統
領ニ望ム所以ノ大目的ハ、専ラ豁達寬裕ヲ旨トシテ、万
機ヲ執リテ瑣細ヲ忘レ、南方ノ烈將智士ヲ採用シ、其ノ

無辜ヲ殺戮セス、前ノ国会ニ議定セシ律例ヲ確守シテ、木綿・米・麦・糖・煙所産諸畿ヲ養育セシメテ、其ノ職業ヲ勉勵セシメテ、寛大ノ恩詔ヲ降シテ南方ノ衆民ヲ赦シ、魁首デウキス及ヒ三四ノ首寇ヲ四裔ニ投シテ首領ヲ保タシメ、南北ヲ治ル事一視同仁ニシテ、從來曾ツテ分離セサル者ノ如クシ、深ク心魂ヲ政務ニ附接シ、止コトヲ得スシテ国政ヲ改革スルトキハ之ヲ兄弟ノ諸国ニ佈達シテ万民ト共ニ之ヲ議定シ、而シテ后チ全国一定ノ律例ヲ設立スベシ、然ル時ハ黒奴買売ノ弊風ヲ嚴禁シ、一新ノ徳沢ヲ顯ワシ、諸務ヲ整頓シテ更ニ渡世興廢繼絶ノ人ヲ要セザルニ至ル、

我カ聯邦ノ一旦分離シテ再ヒ合約スルハ、譬ヘハ人身ニ病症ヲ得テ病症劇重ナリシカ如シ、身体疲倦スト雖トモ精神定マリテ性命恙ナケレハ必ラス元氣回復ノ期アリ、南方ノ諸部モ四年間ノ兵刃ヲ經過シ、多少ノ塗炭ニ苦シミ、今漸ク原ト同昆ニ帰スレハ、速ニ黒奴買売ノ弊風ヲ絶チテ北部俱ニ昇平ノ遐福ヲ享スヘシ、今我黒奴ノ買売

ヲ廢シテ之ニ工錢ヲ給与シテ使役スルノ便益ヲ云ハン、抑々黒奴ハ無智無文ノ賤隸ナリト雖モ、造物主ヨリ体軀知覺ヲ受ケ得テ、此ノ地上ニ生シ、人種ニ齒スレハ、豈禽獸ノ如ク之ニ羈勤（働カ）ヲ加ヘテ終身役使スルノ理アランヤ、人倫ニ悖ル而已ナラヌ亦天帝ノ道ニ背ケリ、若シ此ノ苛風ヲ脫離セシメテ工錢ヲ給与シテ使役スル時ハ、彼モ喜ンテ群集シ其ノ工錢モ随テ減下シ、且ツ大ニ開墾ノ助ケヲ為シ、便益之ヲ買売スルニ比スレハ、優勝スル事実ニ亮然タリ、若シ偶遊惰ノ奴輩アル時之ヲ境外ニ放逐スレハ、竟ニ生活ノ術ヲ失ヒ道路ニ餓死スルニ至レハ、謹慎服役シテ怠慢セサル事必セリ、且我國兵禍相連リテ以来、国帑ノ失費万億ヲ計リ難シト雖モ、国脈疲弊シ上下踟躕スルニ至ラサルハナシソヤ、之レ此ノ救復スルノ資アル而已、其ノ一端ヲ挙ケンニ「カルフアルニヤ」「カローラー」及ヒネフハダー」ノ三部諸鉞ヲ除キ、唯タ金銀鉞ニ於テ而已使用スル処ノ人工五十万人ニシテ、其ノ工錢洋銀三十万萬元（符カ）ヲ給与スルニ至ル、是十ヶ年中年々相給シ来ルモノナリ、曾ツテ我カ沿海ノ諸港ヲ視ルニ、千万ノ男

女日々ト大西洋ノ波濤ヲ凌シテ此ノ大西ノ富饒ニ就ク、
原ヨリ辛勞ヲ期シテ糊口ヲ需ムル輩ノシナレハ体軀健壯
ニシテ顔色ニ欣色アリ、此ノ數万億ノ人民ハ則チ數万億
ノ貨弊ヲ出スモノナリ、昨年流民ノ總數ヲ算計スルニ、
老幼ヲ除キ強壯而已ニテ我国ノ農業掘鑿貿易ニ補益スベ
キ人口三十万ナリ、而シテ其ノ人民各赤手ニテ着岸シ、
唯タ日々ノ辛勞ヲ以テ得ル処ノ工錢ヲ、一年一千定メテ
總計ノ工錢三百萬元ナリ、今年ハ流民ノ飄來猶ヲ其ノ
數ヲ増シテ、既ニ七日前ニ着岸セシ一艘二千百七十八口
ヲ載ス、此レ未曾有ノ入口ノ人貨ナリ、若シ此ノ比例ヲ
以テ十年ヲ過ス時ハ、此ノ大戦ニ借貸セシ國債ヲ其ノ時
迄ニ清算シ終ルベシ、且ツ慶賀スヘキハ万民政府ニ貸金
ヲ乞フ者許多ニシテ、昨日損輸セシ洋銀千七百万元ニシ
テ、一七日間ニ湊集スル高六百萬元ナリ、爰ニ於テ南
北一致ニ帰シテ此ノ後ノ交鋒ヲ絶チ、北ハ厭フ処ノ黒奴
貿易ヲ忘レ、南ハ苦シム処ノ兵禍ヲ免レ、此レ所謂暴風
大雨ヲ凌ク時ハ、青天白日ヲ享スルモノニ齊シ、此ノ一
篇ハ方今貴賤ヲ論セスシテ戸議家論スル処ニ、上下一般

ノ人心新統領ノ良政美法ヲ刮目シテ、其ノ徳沢ニ浴セン
ト欲スルモノ遠鄙ノ漁農ニ至ル迄皆ナ然リ、此論ハ合衆
國人ノ口頭ニ出テ其筆下ニ書スモノナレハ、自己ノ國ノ
稱讚嘆美セサルヲ得ス、我カ外國人ノ意ニ拗ルトキハ、
其ノ國ニ數年住居シテ亜國ヲ好ム癖アリト雖モ、亦タ斯
ノ如キ自讚ヲ否ムヘシ、如之數年ノ干戈一朝之ヲ偃息ス
ト雖モ、全國後善ノ所置豈ニ英賢ノ危險ト思フ大事ニ非
サルヲ得ンヤ、方今新統領登職後ノ政務ハ、自己ノ独意
ニ任スルカ、亦タ全國ノ旧來ノ良政美法ニ仍ルカ抑モ万
民ノ衆志ヲ採用スルカ未タ計ルベカラス、國脈ノ盛衰國
民ノ憂樂未タ其定極ヲ得ス、爰ニ新統領ノ出身ヲ尋ルニ、
自ラ曰ク、予ハ原ト一個ノ裁衣師ナリシニ、才徳モ亦タ
敢テ常人秀ツルニ非サリシニ、諸民ノ虚譽ヲ得テ始メ議
院ニ補セラレ、大学士ナリ、武聞ノ督官ヲ經テ、今此ノ
合衆國全部ノ大統領職ヲ汚セリト、是レ正ニ実論ニシテ、
普ク庶民ノ知ル処ナリ、然ルニ今我カ合衆國ノ為ニ憂愁
シテ、其ノ禍乱ノ未タ全ク結局セサラン事疑ヒ事故アリ、
抑合衆國南北ニ分離セシ以來以來北部ハ規畫能ク整フテ

略井田ノ法行レ、富家ト雖モ千百ノ田ヲ占拠セス、南部ニ至リテハ之ニ反シテ田疇ノ買売ヲ限定セス、富家ハ之レ貧家ニ買フテ日々増加シ、貧民ハ漸々ニ売離シテ立雖ノ地ナク、終ニ傭工佃戸ト為ルニ至ル、然ルニ此ノ前ノ廟議ニ新統領大ニ之ヲ惡ンテ、此ノ富民權占ヲ革シテ普ク衆民ニ配与セント云ヘリ、是至当ノ論ニテ評スルヲ待タス、然ト雖モ南部モ亦富強ノ数部連合スルモノナレハ、一旦力屈勢窮リテ一統セラル、ト雖モ、其適意ノ事ヲ改革セラル、時ハ必ラス亦タ分折シテ独リ竜断ヲ貪ルノ議ヲ興スベシ、且ツ新統領ノ素意ハ抑モ此ノ兵禍ハ南部ノ富民万千ノ田疇ヲ占シ、綿・糖ノ利ヲ權(權カ)ニスルヲ以テ政廷ノ所置ヲ不便ト為シ、叛逆ヲ謀リシニ至ルモノナレハ、幸ヒ今マ来リテ会盟ヲ乞フノ時ニ乗シテ、其ノ禍根ヲ絶ツニ如カズト謂ヘリ、是彼レノ未タ議院タリシ時ノ論ナリ、今マ彼レ全國ノ政柄ヲ握レハ断然ト之ヲ所置スルハ必セリ、故統領ハ之ヲ非トスルニ非レトモ、事激急ニ過レハ却テ禍害ヲ醸スト云ヘリ、是レ頗ル因循ノ論ニ近ケレトモ、敵國ヲ服セシムルニハ其ノ強富ヲ安堵シ、窮民

ヲ撫恤スルニ在レハ、是レ則チ方今全國ノ良策タルベシ、惜ヒ哉、今其ノ人ナシ、其人ナクシテ之ヲ奉スルモノ在ル時ハ、其ノ人アルニ齊シケレトモ亦タ之ヲ奉ス、

何礼之介訳

二

和聖屯戲場ニ於テリンコルン大棟殺害セラレシコトヲ聞

テ、諸人未ダ惶驚ヲ止ムルコト能ハズ、頃日漸ク此国四ヶ年ノ争乱始メテ鎮靜ノ緒ヲ開カントス、リンコルンハ殊ニ和好家ナリシニ、今如斯殺傷ヲ被ルコト国ノ不幸ト衆人傷悼ス、然ラハ仮令ヒ一二ノ謬過アリトモ、遂ニ大義ヲ傷フコトナシ、若彼ヲシテ病死セシメバ議論生スル所ナカラン、当時ノ形勢ニテハ又リンコルンノ政治ニ復スルコト難シ、

去ル金曜日十二時過キ俳優ブーツ和聖屯フリツ街ノ戲場ニ徘徊シ、親シキ棧敷方ノ者ト面話中、不図大棟梁即リン其族人亦一二ノ友朋ト今タ此戲場ニ来ルコトヲ聞テ、ブーツ別レテ或街ニ到リ旅館ニ入ル、此家ニアドロ

ウジョンソン今ノ大棟梁在リ、ブーツ或房ニ入り、ジョンソ

ンノ友ニ面会シ、祝シテ一盃ヲ飲了、書記房ニ趣キ名刺

箋ト書翰紙一枚ヲ請ヒ、机辺ニ立テ余御辺ヲ妨クルコト

ナシ、アンドロウジョンソン君ト書シ人ヲ以テジョンソ

ンヘ呈ス、ジョンソン僕ヲ以テ今繁多ニテ面会スルコト

ヲ得ズト答フ、ブーツ机後ニ行キ又書翰ヲ書シ、之ヲ封

シ街上ニ出テ其知因ニ逢テ再ヒ書記房ニ入り、書記者ニ

今夜足下フアルツノ戲場ニ不行ヤ、彼所ニ花タンキ技芸

アルベント曰フ、書記者否トイフヲ聞捨テ旅館ヲ去リ、

借馬所ニ行キ良馬ヲ借り、晩ニ此馬ヲ借ラントイツテ去

ル、其動作怪ムベシ、遂ニ戲場ニ行キ知因ニ由テ容易ク

舞台ヨリ大棟梁ノ為ニ設シ棧敷ニ行キ、戸ノ鉤ヲ容易ク

離ル、ヨウニ為シ、大棟梁ノ曲糸ヲ舞台ニ向ケテ置キ、

其他十分用意シ了テ戲場ヲ去リ、凡四時申再ヒ借馬所ニ

行キ馬ヲ得テ之ニ乗り、戲場ノ後方狭小ナル路ニ入り、

此ニ所在ノ殿ニ馬ヲ繫キ、処々ニ行テ酒ヲ飲ミ、晩ノ八

時成後戲場ニ行ク、却説大棟梁ノ家ニハリンコルン夫婦・

ラツボン人名・ハルリス女一堂ニ集リタリ、ガラント人名ハ

戲場ニ陪行センコトヲ約スト雖モ、所用アリテ其妻ト共

ニボルリントン地名ニ行ク、大棟梁ノ車駕已ニ整フ、リン

コルンノ夫人陪行センコトヲ請フ、リンコルン之ヲ許シ

共ニ戲場ニ趁ク、戲場門前ブーツニ邂逅シ互ニ一揖シテ、

リンコルン等ハ設ケ在ル所ノ棧敷ニ入り、ブーツ設ケ置

キシ曲糸ニリンコルン着坐シ、其左ニ夫人着坐シ、其次

舞台ノ方ニハルリス女着坐シ、後方ニラツボン着坐ス、

棧敷ハ紅蔦色ノ紙ヲ以テ張り、同色天鵞絨ヲ以テ覆フタ

ル床一脚、同色天鵞絨ヲ以テ覆フタル曲糸三脚、榻六脚

ヲ設ケタリ、棧敷ノ前ニハ合衆国ノ旗二ツ掛タリ、豈凶

ラン無益ノ遊興ニ此旗一ツ殃ヲ蒙ルコト後ニソ思ヒ当ラ

レケリ、幕開キ戲場ヲ始ム、リンコルン之ヲ笑観ス、ブ

ツハ八時成後戲場ニ入り、初幕中ハ離レタル所ニ在リ、

ブーツ此日ハ殊ニ衣服ヲ飾リ、彼所ニ在リテ処々ニ眼ヲ

配リ、頻リニ大棟梁ノ棧敷ヲ覘フ、二幕開カントスル時

坐ヲ立チ馬ヲ繫キシ所ニ行、鞍ヲ置手繩ヲ掛ケ馬ヲ俳優

ノ出入スル所ニ牽来リ、之ヲ或少年ニ托シ再ヒ返リテ群

集ノ中ヲ分テ棧敷ノ方ヘ行ク、人々之ヲ怪ム、此時三幕

已ニ開ク、ブーツ進ンデ大棟梁ノ棧敷ノ外戸ヲ推開ク、
 従僕之ヲ叱ス、ブーツ欺ヒテ余ハ或官ノ者ナリ、リンコ
 ルンノ招ニ由テ来ルト曰フテ遂ニ此ヲ通り、通リシ跡ニ
 ハ用意ノ木ヲ支ヘ彼従僕ヲ隔テ、直チニ内ニ入ラントス、
 ラツボン^名人之ヲ見テ何所ニ行ヤト咎ム、ブーツ礼ヲ為シ
 外戸ノ方ニ退ク、大棟梁^{かし}彼已ニ退キタリト思フ時、ブー
 ツ左手短炮ヲ放ツ、其丸内戸ヲ貫キリンコルンノ頭後ニ
 中リ死ス、ブーツ棧敷内ニ飛入ル、ラツボン之ト抗ス、
 刺客^{ブーツ}刀ヲ以テラツボンノ右腕ヲ肘ヨリ肩ニ切ル、
 ラツボン手ヲ弛ブル時ブーツ之ヲ庄除キ、リンコルンノ
 夫人トハルリス女ノ間ヲ超ヘ棧敷ノ前ニ飛下リ、舞台ヲ
 経テ彼馬ニ打乗走り去ル、ブーツ短炮ヲ放ツヨリ舞台ノ
 後ニ到ルマデ僅ニ三十世紺度ニ足ラズ、

北島又三郎改名
 伊東二兵衛訳

◇第一三二号 丑六月三日報告〔維新前後諸書付54〕

（付箋）「第二百三十四号」

— 丑五月廿六日会津侯より

演説之覚

肥後守先般御加増被成下候付、右知所之儀近江国御役
 知最寄ニ而一纏、外ニ越後国新潟并同所最寄ニ而一纏、
 都合於両所二纏ニ御渡被下置度旨委詳ニ取調奉願候得
 共、于今何等之御下知無御座候処、右願之内新潟之儀
 は村高は聊之由ニ候得共……^{不分明}……湊之儀ニ御座候得は、
 村高御物成之外湊運上も多分之御収納ニも相成候哉ニ
 も相聞候処、元来右地所内願候次第は、本藩会津表は
 四塞之群山取囲、東西共三十里余相隔、江海之領分は
 立錐之地も無御座候付、海運操法施すニ手術無御座候、
 此節海外之諸州専染を伺ひ候御時節ニ御座候得共、陸
 地御軍役ノミ相心掛居候而は必至と不相安儀、依而は
 先以家臣共追々右操法を相心得、蝦夷地領分達響を始

江海運轉之仕法弁利之道を開き、往々海軍之備をも取
建、海外之御軍場をも可也ニ相動候様仕度志願之上よ
り、畢竟先書之通奉願候儀ニ御座候得は、御高外湊運
上等之益を旨とし相願候義ニは毛頭無御座候間、右体
之儀は如何様之御吟味ニ被成下候而も、結句海岸之地
所拝領仕度念願ニ御座候間、何卒右等之内情御汲取、
速ニ御下知被成下度奉願候、

但右新潟之儀は先書ニも委詳申上置候通、会津表咽
喉之要地ニ而、万一廻船差塞番所出入之道絶候様之
儀有之候得は、封内之生靈忽ち滅亡ニも相至候程之
要地ニ有之候得は、何卒私領ニ相成候様仕度儀、従
来之志願御座候間、此段共々御差含厚く御吟味被成
下度奉願候、以上、

丑五月

内

外島機兵衛

一二

閏五月廿三日細川侯より閣老江差出

此度毛利大膳父子始為御征伐 御進発被仰出、私儀御

先手之先鋒被仰付候ニ付而は、細川若狭守儀私手ニ属
し忠勤を励申度志願之趣内々申越候、然処去年討手被
仰付候節委細申上候通ニ付、此度も若狭守儀は其俣在
府仕、御進発御留守中自然之節御警衛等相心得候様為
仕度奉存候、此段御聞置可被下候、以上、

五月十九日

一三

閏五月藤堂侯より

公方様 御進発近々 御上坂可被為在候付、和泉守儀
御機嫌伺として出坂仕度志願ニ御座候処、兼而之病痾
ニ罷在、其儀難出来ニ付、為名代大学頭儀当十一日津
表発足、大津表江罷出候之旨申越候、此段申上候、以
上、

閏五月十八日

内

鈴木文左衛門

一四

一高松侯御供ニ付出坂御待請被仰付候処、風邪ニ而延引
之処、快方ニ付五月廿七日在所出船、閏五月四日致着

坂候旨届書、同十九日差出相成、

五(の1)
一 丑四月晦日仕出上方風聞

南都辺ニ浪士多人数寄集長州と内通いたし、事変にのそミ応援するの勢有之候処、奈良奉行よりも取締無之其辺之小大名も一向手差無之、徒ニ傍觀之姿ニ相見得候付而は、万一之節如何様之大変可相成も難計、當時征長も被仰出候折から、右等之辺ニ賊徒之応援有之候而は、公辺之御不為ニ候云々、

(五の2)

探索之者申立

一 南都辺浪士之儀ニ付、私儀此程中より同所江入込、親敷探索仕候処、風聞之通相違無之、別紙両通探索書之通ニ御座候、就而は、公辺并御国之大事ニ相拘候儀可致到来も難計、乍恐日夜憂慮仕候、乍去他領之儀ニ付御国よりは御取締も被成兼候御儀は御尤ニ候得共、右等現在禍兆有之義を見捨置候而は何共心中難相済候付、若御手前様より御取締難出来儀ニ候

ハ、此段 公辺江奉言上度候、右ニ付而は幸私知音高野山本覚院儀、先年十ヶ年余江戸在番中、御旗本酒井織部正と懇意之間柄ニ付、同院之添書貫受織部正手より雅楽頭殿江前件之次第申上候ハ、御取締之御手段御施可相成哉と奉存候、尤同院より添書は何時ニ而もいたし呉候筈ニ付、何卒早刻出府仕度候間、宜御取扱可被成下候、以上、

四月

(五の3)

別紙

名前書付并長防探索書

南都東大寺

地藏院江参り

同院より直ニ承り申候、同人儀は劍術心懸、兼々諸方浪人に付合、京都は諸公家衆江入込候人物ニ御座候故、右等之事とも相分り申候間写取申上候、

委細左之通

一 三上力之助と申者昨年春頃より南都江入込、劍術稽

古場取立、同所町奉行下役人取込、同人共も稽古為致、大和一国非人番千人余、其外所々之浪人段々取立、当時盛ニ相成、百人二百人と組合仕、南都より八丁計乾之方般若寺村ニ於て日々調練仕居申候、夫〔異二十四五丁〕故是迄非人番とも長州江味方之血判迄為致取申候、番人一人ニ付月々金拾兩ツ、小遣として相渡申候由、此假御差置被成候而は追々増長仕、扱々込入候事共御座候由、

一 中山侍従在京之節召仕之女、当春侍従を慕ひ長州江参り、侍従江面会いたし、其女は同所ニ居留、其外下人一人送り参り候もの先月中山家江帰り、中山大納言殿江手渡之書付御座候、

一 五畿内五ヶ国、勢州・江州・濃州・二丹州・幡州、此十一ヶ国は京都之隣国入交国ニ而、なが刀と申者数々有之、其上此節諸浪人入込甚難取入国柄ニ候、是も此節大和同様之由御座候旨申居候、

備中松山板倉周防守内
當時浪人之由南都住居

三上力之助

門人 三十四才
佐藤 某 二十七八才
右旅宿東大寺西門前手貝町笠木屋清三郎
南都町利役人
芝辻村

大喜太次兵衛 虎間久左衛門 中喜太利兵衛
山口平兵衛 中谷 某
外ニ大和国一国番人千人余

諸方浪人数々力之助江日々出入仕候よし

三月十九日夜八時頃浪人
四五人入込獲首取申候

興福寺内
花殿院

志貴山

三月廿日夜首取申候

玉蔵院

南都東大寺内
四聖坊弟子
正観院

二十三才

此人中山侍従同腹之兄ニ而御座候、先達而より追々天誅組すゝめ込ニ参り、是迄中山同様大将ニ被頼候得共、不得心之由、当時申おり候、

一六
丑五月 勅使御廻巡之記

山科村

下醍醐

同上

天智帝

醍醐帝

朱雀帝

伏見

竹田安樂寿院

同上

崇光帝

近衛帝

鳥羽帝

右五月二日

柳原中納言

土御門帝

右同三日

野宮中納言

大原野村
淳和帝

右同四日

広橋右衛門督

中野村
文徳帝

嵯峨八角堂
後宇多帝

嵯峨御廟山
嵯峨帝

右同五日

野宮中納言

嵯峨天龍寺
後嵯峨帝

上同寺
龜山帝

嵯峨
後龜山帝

水尾村
清和帝

右六日

右同卿

大北山村
花山帝

龍安寺
後朱雀帝

同上
後三条帝

同上
一条帝

同上
後冷泉帝

同上
堀川帝

右七日

広橋中納言

白川村
後二条帝

吉田村
後一条帝

真如堂

陽成帝

清閑寺

栗田山

同上

六条帝

花園帝

高倉帝

右八日

柳原中納言

大原村

後鳥羽帝

右九日

野宮中納言

大仏
後白川帝

来迎寺
後堀川帝

深草村

仁明帝

十二帝法華堂

右十日

広橋中納言

右之通被仰付候、

七

○

一 閏月廿七日紀邸聞書

中納言殿閏五月十八日午刻過明光丸〔蒸氣船〕二而和歌浦御発

向、七半時頃大坂木津川江御着、夫より川御座江被

為召、夜四時過幸橋御屋敷江御着被成候、

一 公方様ニは彦根城ニ而一日御逗留、安川出水ニ付愛智川駅ニ而も御滞留、今日御入京とも又明日とも申候、只今ニ而は一定いたし兼候、

一 秘説ニ、長州激徒真物ハ百余人ニ不過、余は協從之ものニ而、大膳父子は降伏ニ相違無之、公方様姫路迄被為入候内ニは、隣国大名大膳父子引連可罷出、京都御守衛は加州江御委任、会侯補助いたし候様之取沙汰有之候、下略ス、

一八

伏原三位より大原重徳卿江差出候書元治甲子冬頃之書なるへし

夫皇国の大典たるや、尊王攘夷に止るなり、しかるに近年諸夷跋扈して利欲を本とし、遂に正朔を奉せしめんとす、此のことくなれハ、

神祖神孫江対し方今の恥辱、今更論するにおよはず、抑長州始末の事は説々ありといへとも、何れも攘夷より出たり、又太平山野州等浪士の所為は大同小異なれとも、同日の論にあらず、去なからいつれも敵味方死傷且費用等夥し、是日本の費敵(弊カ)なり、此假にては追々

蜂起も年々に少くハならぬ道理、昨年に比較すれハ當年は費弊死傷等多し、然らハ明年は如何なるやと日夜苦心の至りなり、去なから無謀の攘夷は御制禁たれハ是亦熟知すへし、依て今よりは諸国武備の敵整の可否を催促し、糧米の充備何年の貯あるや遂一に穿鑿なくては、眞の攘夷は危し、此眞の攘夷出来ぬ内に国乱の生するハ、譬にいえる三虎のことし、一虎は諸夷、兩虎は国内の敵味方、今兩虎の戦いつれ一虎は死せん、一虎は傷かん、然るに諸夷の一虎来らハ傷つかぬ兩虎すら防ぎ兼るに、況や傷ける一虎におゐてをや、是衆人のしる処なり、故に今全国一和の見込なくては攘夷の実行かたし、然るとて捨置は夷術中に陥没す、只全国の不和を切齒泣血消光するのミ、然るに

勅慮は少しも御變動なく、亦幕府も一端御請書まで上置の上は、掃攘の趣意疑ひ有まし、然らハ出来ぬ道理更になし、畢竟人心の居合せざる故なり、其居合せるに三あり、一は眞実志の深きものは先をあんし、少も日本に恥辱を受さる様、所謂石橋を叩て渡るの類、

二は神風を頼みに戦争を開くとも危き事なし、其期に自然と全国居合に相違なしと云、是木橋を渡るの類、三は是非の分別もせず、唯諸夷の貿易より諸物沸騰、夷人を見ても腹中に怒りを含むより掃攘せずはならぬといふ、是土橋を叩かすして渡るの類、此三は日本の正気より出たるなれハ、真に可喜、掃攘の出来ぬといふ事なし、さすれハ遊惰の者といえども、本心は掃攘の意あるに疑ひなし、日本の正気あるものなれハ、神州の大義を説得すれハ恐らくは承伏すへし、今蜂起の者確乎と恥辱を受さるの掃攘を説得し、疎暴を制すれハ必承伏あるへし、此故は是迄たゞ攘夷の説のみにして、その実行の見へさるの遅緩を憂ふるなり、然して朝威の立へき御処置は疎暴論強訴となりつる、朝敵の名を蒙るものは其本心を御洞察

御詰問、又脱走の人々は急に召返し、彼か深意も御詰問之上急度御咎あつて、罪の重きは軽くし、賞の軽きは重くし、弥寛大の聖旨を下し、幕府にては全国の武備糧米は五六年も海

運をせずとも饑餓の憂苦に至らざる所置を可催促御下問ありて、然して後弥攘夷の期を決着せば、是石橋を叩いて渡り、両虎の戦も和解し、人心一和に至るへき、さもなくハ日本両虎の戦あるを諸夷問知し、我術中に陥没を喜び、軍艦を浮へて近海に來り、日本を恐驚かして開港を望むこと不日にあらんかと懸念の至なり、尚文武兼備の明智にとはん、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、
丑六月三日

◇第一三二号 丑六月十一日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑閏五月中

南部弥八郎

一 閏五月仙台候より

(一〇の1)
私儀、此度御進発御日限過ル十六日と被仰出候付、兼而被仰付置候儀も有之、此節参府可仕由被仰渡候ニ付而は、不取敢出府可仕儀御座候処、先月中より持病之脚氣指発長途之旅行難相成、御進発前ニは出府可仕様無之容体ニ御座候間、療養相加え少も快方ニ趣候は早々出府可仕旨御届仕置候処、其後取詰療養相加全快と申ニは無之候得共、少々快方之趣ニ付押而來月十五日国許発足可仕候、此段致御届候、以上、

五月

(一〇の2)
一 松平陸奥守儀、御進発御日限被仰出候付而は出府可被仕之処、持病之脚氣ニ而右御日限前出府難被仕段御届仕候処、快氣迄之間重臣共江人数相添、來ル五日より段々国許出立為差登申候間、此段御届可仕旨申付越候、以上、

閏五月

内 志茂又左衛門

二 丑五月廿五日夜室町一丁目江捨文

(二〇の1)

中村次郎八

中田郷左衛門

佐久間弥太吉

右は此度市中町人共江被仰付候御用金取扱罷在、今月初旬より根岸肥前守番所ニ而調中ニ有之処、有徳之者は格別、小前商人共まで悉く呼出し御用金申付候処、御時節柄相弁、銘々可及手丈ケ金高申立候を、三人之者町人共身分厚盛衰をも勘弁不致、申立候金高倍増或は十倍増も相掛、分限不相応之金高取留さる見込を付、いづれも右見込之通ニ金高相増可申旨殿談ニ及び、差出候請書差戻し候付、中ニは最初金高申渡通相弁候者も有之処、右体再金高過分ニ相増沙汰いたし候ゆえ、公辺之御主意ニ有間敷事と疑惑を生し、何れも不伏ニは候得共、俗にいふ上と下と之儀無是非事と、銘々血の涙を流し、実に金子才覚可致手術無之者にてても、無

抛申付之通金子相増候へハ、其図に乘し尚其上ニも法外の増金無体ニ申付、再三度も請書押戻し、悉く相悩ませ候得共、町人之身分可致様もなく齒齧^{かみかみ}を手を束ね、唯悲歎猶予罷在候得は、御主意不相弁ものニ付、外々之見せしめの為迎身柄之者も番所江呼出し、夜分深更迄も差置、其上白洲ニおゐて右三人の与力共立合、不法の強談ニおよひ、申付置金高即答ニ請いたし兼候ハ、番所江留置、居宅封印を付家財諸道具悉く欠所ニいたし候杯申威し候付、驚入無拋請いたし候由、嗚呼何事ぞ、実に刃を以金銀を貪取、強賊にも異ならず、素より右様の御主意ニは有之間敷処、三人之与力共上江御奉公振ニ私欲奸曲を以金高をのほせ、其身之功ニいたし、内実は多分之賄賂可貪取奸計、既ニ大金を擱ミ金高差略いたし遣候分も有之趣慥ニ相聞、是等之儀兩奉行不知哉、又は右与力共と示し合為取計候哉、何ニもせよ上之御仁徳を失ひ候始末、切角の御国恩相弁候町人共、不仁奸邪之役人とも故、上を御恨ミ申上候人心ニ相成、如何にも不忠不義人非人、鳥獸ニも異ならず、

民を憐ミ撫育するは和漢とも国家を治る第一と昔聖人之申置しを、斯のこたく天下人民を苦しめ、更に仁慈もなき非道非義之振舞、当節市中之動揺一ト方ならず、金銀之融通ハ止り、此仮にては国乱之基とも可相成と其深心配心痛いたし候、時節柄不容易儀故、拙き我等御政道筋江可携身には無之候得共、天下之為諸人之難儀見るに不忍、篤と思慮して非道非義邪曲之役人共を誅罪し、此度之御主意不違様早々可改、片時も捨置時は禍ひ必ず目前ニ可来、若此事不用は三人之与力共を手始ニ誅戮し、其上にも不改時は上坂之上可達上聞候、已上、

五月

天下之為
有志之
隠士

此書御政事江携候諸役人・目付役をはしめ、悉く及諷訴候間、町役人より其筋江早々可訴、

(一)の2
一前書一件ニ付南町奉行組与力中村次郎八・同心加藤太左衛門・大沢藤九郎引籠相成

但本文御用金之儀ニ付、神田辺ニ而人宿渡世之者元
 来中間体より取上り、当時相応之身上相成候者有之、
 最初五百兩申付請書差出候処、亦々五百兩相増申付、
 是以無異儀請書差出候得は、及三度都合千五百兩差
 出可申旨申渡候付、帰宅之上家財雜具売払上納いた
 し可申趣ニ付、歎願いたし可然旨町役人其外申聞候
 処、元看板一枚より経上り候身分ニ付、本ニ帰り候
 と存候得は惜む所も無之迎、家藏雜具迄売立候帳面
 を以不残上納可致旨申立候上、於奉行所及議論、与
 力共も持余し狂氣之筋ニ而押下ケ、其後右之者上納
 ニ不及段申渡相成候由、
 右様之不筋夥多御座候趣相聞申候、

閏五月九日町奉行より達

百兩以下

御用金之者

右者今般 御進発ニ付、御府内身元相応之町人共江
 御用金被仰付候付、右之もの共儀は 御国恩之程相
 弁、御用金上納之儀申立候段奇特之儀ニ候得共、百

一四

江戸市中上金総計但町奉行支配之分

両已下之分は御用金不被及沙汰候間、兼而差出置候
 仮請書は下ケ遣、尤冥加之為多少ニ不拘上ケ切上納
 金相願度志之者は、勝手次第可致候、
 一百兩以上上納日限十二月廿一日迄、
 一千兩以上上納之分十五ヶ年御下相願候得は、老ヶ年
 七厘之御手当当濟切迄被下候事、
 一老万兩以上十五ヶ年相願候得は、老ヶ年老歩之御手
 当、右同様可被下候事、
 但十ヶ年ニ御戻し相成候得は御手当は無之候事、

室町より大伝馬町箱崎辺

万兩并千兩以上

一金拾万八千八百五拾兩

三十八人

百兩以上

一同四万五千七百八拾兩

二百八人

メ金拾五万四千六百三拾兩

堺町より馬喰町神田辺

万并千兩以上

一金四万四千百兩

十二人

一同三万六千六百八拾兩

百四十八人

浅草辺	メ金八万七千八百拾兩		
一同卷万兩		千兩以上	一人
一同卷万六千百兩		千兩以上	一人
一同卷万七千七百兩		百兩以上	十人
メ金四万三千八百兩		百兩以上	六十九人
通老丁目より檜物町辺		千兩以上	
一同三万五千八百兩		千兩以上	二十人
一同卷万千八百四拾兩		百兩以上	五十一人
メ金四万七千六百四拾兩			
南伝馬町より京橋迄		百兩以上	
一同六千四百三拾兩		百兩以上	三十一人
京橋より新橋迄			
一同卷万兩		千兩以上	一人
一同式万兩		千兩以上	十一人
一同卷万式千八百四拾兩		百兩以上	四十七人
メ金四万式千八百四拾兩			
南八町堀より靈岸島之辺			
一同式万兩		万兩以上組合	四人
一同卷万式千兩		千兩以上組合	八人
一同卷万八千式百七拾兩		百兩以上	八拾四人
メ金五万式百七拾兩			
芝口より西之久保迄		千兩以上	
一同三千四百兩		百兩以上	三人
一同卷万式千九百七拾五兩		百兩以上	六十四人
メ金卷万六千三百七拾五兩			
飯倉より三田迄		百兩以上	
一同四千九百四拾兩		百兩以上	人数不知
麻布辺		千兩以上	
一同式千兩		百兩以上	二人
一同千六百兩		百兩以上	八人
メ金三千六百兩			
所書不相知		百兩以上	
一同式千六百兩		百兩以上	十四人
一同千兩			一人

メ金三千六百兩

湯島より本郷迄

一同老万貳千兩

一同九千貳百八拾兩

メ金貳万千貳百八拾兩

上野より下谷辺

一同三千八百八拾五兩

根津より谷中駒込辺

一同五千兩

一同四千五百四拾兩

メ金九千五百四拾兩

小日向より赤坂辺

一同老万兩

一同七千兩

一同老万貳千九百廿五兩

メ金貳万九千九百廿五兩

本所辺

一同四千四百貳拾兩

千兩以上

五人

百兩以上

四拾五人

百兩以上

貳拾人

百兩以上

十八人

一人

千兩以上

一人

百兩以上

七十六人

百兩以上

二十人

深川辺

一同七万兩

一同老万五千五百兩

一金老万八千九拾兩

メ金拾万三千六百九拾兩

北本所辺

一千貳百貳拾兩

目黒より二本榎辺

一同貳百五拾兩

柏木成子町より千駄木辺

一同千八百貳拾兩

浅草阿部川町

一同四百兩

番外新吉原町并品川

吉原

一金千兩

一同七百兩

メ金千七百兩

万兩以上

七人

千兩以上

七人

百兩以上

七人

百兩以上

二人

百兩以上

十八人

百兩以上

二人

百兩以上

七人

一人

品川

一同百五拾兩

百兩以上

一人

惣合金六拾六万三千百五拾五兩^(三カ)

右之外ニ為冥加金百兩以下之分相願候者も有之、

凡金八拾万兩余と見聞候由御座候、

一 右之外御勘定方支配町人・其他諸役場支配町人をはしめ寺社在方等之分、會計相応之金高ニ及び候趣ニ御座候、

一五

丑五月 京師風説

去月廿八日堂上方始一橋侯・会津侯・桑名侯・成瀬隼人正参内被 仰出候節、

一 此度

天朝江 奏聞之内、長州再征之儀再被及

奏聞候処、御満足ニ被

思召候、且亦不容易企と相認候儀は何様之企ニ候哉之事、

一 上洛と兼而被 仰出候得共、進発とは不被

仰出候処、此度何故進発と有之候哉之事、

右ニケ条御不審之処、一橋始御答ニ、成程御尤之儀

ニ而御趣意違之儀甚恐入候得共、一度列藩ニも布告

ニ相成候儀は、今更取返しと申儀其辺之処六ヶ敷場

合も有之、且亦於関東漸く上坂決定ニ相成候処、尚

又彼は情合御座候而、却而被生嫌疑、万一上坂延引

共相成候而は不容易形勢ニ推移候も難計候ニ付、此

度之処は進発ニ為致置上坂、一度上洛之上訖度御詰

問被成候方可然、其節は不及ながら私共是非

朝議御貫徹相成候様周旋可仕候間、何卒此度之処は

此假被指置候様歎願ニ相成、其假 御沙汰止ニ相成

候、

一 此節成瀬帰邑之儀は、此度長州再征ニ就而御供願ニ

相成候ハ、諸藩競ニも相成、且亦関東之御威光一

段引立可申儀ニ付、何卒長征之御免許被相願候方可

然、閣老方より沙汰有之由、然処元来前卿ニは関東

より幾応被仰出候共

皇国之御為不宜事故、御人数之義は決而御出し被成

間敷との存意、玄同卿は専ら幕意順奉之御論之由ニ而、兩端にわかれ国内不穩故、御暇願帰邑ニ相成候、

然ル処成瀬は尾藩第一之正義方ニ而、於

朝廷万事御相談之為滯京被 仰付置候故、此節御暇

六ヶ敷由之処、尾州ニ而心配之儀於

朝廷深く被遊 御推察、當時之処御暇被下候得共、

早速帰京と申風評ニ御座候、

一六 閏五月十一日落着亥十一月大洲候江預

(六の1)

一橋様御家来

脇坂 円藏

同人俣

脇坂 八郎

浪人

湯本多門之助

右之者共私共江御預被下置候処、今般水野和泉守様依御差函、円藏・八郎は御構無御座、多門之助は不容易不届も有之候得共、一味之者巧之次第相探御注進申上候ニ付、為御褒美銀子被下置、円藏・八郎は一橋様御

家来、多門之助は松平山城守様江夫々御引渡被成候間、其旨可存段被仰渡奉承知候、依御請如件、

加藤遠江守家来

村井八郎右衛門

慶応元丑年閏五月十一日 田辺 九十九

近藤縫殿助家来

吉田喜左衛門

御評定所

(六の2)
一 御請書

浪人桃井儀八其外之者共、不容易企いたし候一件ニ付、再応御吟味之上左之通被仰渡候、

私儀、岩松満次郎様江外夷征伐之

勅命有之候趣と申唱、上州表江人数相集候は浪人桃井儀八等不容易企之手段ニ仕来候儀と心付候ハ、、仮令右之者共事不整由を以銘々離散可致旨申合候とも可捨置事柄ニ無之処、右企之趣は其節いつれも思絶候儀と存候迎、其仮右党類之者俱々出府いたし候

始末不届ニ候得共、猶右之者共土井大隅守様御屋敷
勤番長屋江集会之上、前同様不容易儀相企候を承り、
对 公儀恐入候儀と存同意之体ニ仕成、一味之者巧
之次第相探御注進申上候ニ付、御褒美として銀三十
枚被下置候段被仰渡候、

但元領主松平山城守家来江御引渡被遊候段被仰渡
候、

右之通被仰渡之趣難有奉承知候、且銀子御渡被下奉
請取候、依御請如件、

年号月日

浪人

湯本多門之助判

御評定所

(六の三)
一 御請書

浪人湯本多門之助儀不届有之候得共、一味之者巧之次
第相探御注進申上候付、今般御褒美被下候、且同人は
主人領分越後国上新田村ニ罷在、先年村弘ニ相成候者
ニは候得共、元領分之儀ニ付今般御引渡被遊候、尤多
門之助身分ニ付而は、品々御懸念之次第も被為在候間、

早々国許江差置、当分之内猥ニ他行為致間敷之旨被仰
渡候、

右は水野和泉守様依御差図被仰渡候ニ付、主人江可申
聞旨被仰渡奉畏候、以上、

年号月日

松平山城守家来

玉造丕輔

御評定所

(六の四)
一 私家来浜田篤藏・村上其太郎・遠藤丕・倉田珪太郎儀、

浪人桃井儀八其外之者共不容易企いたし候一件ニ付、

再応御吟味之上評定所江今日根岸肥前守呼出し、篤藏・

其太郎儀は押込、丕儀は急度しかり置、珪太郎儀は無

構旨、重役共之儀は相応之咎可申付旨家来之者江肥前

守申渡候、此段御届申上候、以上、

月日

土井大隅守

(六の五)
一 御請書

浪人桃井儀八其外之者共不容易企致し候一件ニ付、再

応御吟味之上左之通被仰渡候、

慶応元年乙丑閏五月十一日 浜田篤藏判

浜田篤藏・村上其太郎儀、尾州出生之由浪人車田行藏を元同藩当時一橋様御家来脇坂円藏より頼請候儀ニ有

村上其太郎判

之候迎、間諜之所為とハ乍申其筋役人共江も不申立、

遠藤 空判

数日勤番長屋江差置候故、右行藏を便り住所不知池尻

倉田珪太郎判

嶽五郎其外之者共度々罷越、遂ニ多人数押而止宿逗留

御評定所

いたし候次第ニ至り候始末、兩人共不埒ニ付押込被仰

一七 閏五月閏老より達

付之、

(七の1) 松平弾正忠

一遠藤空儀、主人在所より出府已来病氣ニ付、療養の為

同藩親類共方江罷越居候とは乍申、尾州出生之由浪人

車田行藏を元同藩、当時一橋様御家来脇坂円藏より浜

田篤藏外一人頼受、住所不知池尻嶽五郎其外藩士体之

者共度々罷越候由承及なから、其俣ニ打過罷在候始末、

不埒ニ付急度御吃被置、

候、として相越候は、別紙之通相心得引渡遣候様可被致

一倉田珪太郎儀、不埒之筋も無之御構無御座候段被仰渡

候、

(七の2) 別紙 松平弾正忠家来江御預ケ人御預替

右被仰渡之趣一同奉承知候、依而御請如件、

土井大隅守家来

一松平大和守家来江 横須賀兼次郎 小泉五藤太

松平下総守同 篠本金藏 中村住発

一八

土井大炊頭同 中村孝之助 館 政之助

黒田伊勢守同 蓮田甚之助

大岡兵庫頭同 中村猪之助

森川内膳正同 加藤銚五郎

水野肥前守同 関 信一郎

林 肥後守同 富田 金吾

酒井銚次郎同 桑名清次郎

板倉内膳正同 永井清助

保科弾正忠同 海野平彦

稲葉備後守同 虎口政蔵

米津伊勢守同 小島新蔵

井上筑後守同 増 鉄次郎

大岡越前守同 佐藤菊次郎

阿部駿河守同 菊池祐次郎

右之通御預ヶ替被仰付候、

丑五月廿六日町奉行所ニ而申渡書付

水野和泉守殿御差図

余間屋室町二丁目金蔵地借
喜左衛門京住居ニ付店支配人

吉 五郎

外ニ
二十五人

此者共儀、年来御城下ニ安住家業永続いたし御国恩之程難有相弁罷在候処、今般亜国フランテンボーダと申大船横浜表ニ有之、運送弁利之趣及承候間取調候処、代金并諸掛共都合金貳万六千四百両ニ而売渡候趣ニ付、右船買取致献納度、尤外國人ニ引合等不馴義御金ニ而上納致度旨願候付、右之趣水野和泉守殿江申上、奇特之儀ニ付願之通申付、為褒美一同江銀三十枚為取遣ス、但右船代金貳万六千四百両之内老万五千両直ニ上納、殘金今日より日數五十日之内上納可致、且金子相調候付而は去ル亥年十一月中備置候売徳三万四千三百兩并九月中横浜表より相廻り候糸荷物売徳七千兩余之儀は、此上上納之沙汰ニ不及候間、勝手次第取計候様可致候、

右之通被仰渡奉畏難有頂戴為致候、仍而如件、

丑五月廿六日

西曆一千八百六十五年五月廿四日
我慶応元年乙丑四月三十日

今日日本政府因循姑息の政を行ひ、官吏其國の為に誠忠のこゝろを以て任を尽す者なく、唯自己の利を圖り現任の官を以て他の高官の階梯と為す事のミを務め、敢て其職に適ふ事を期する者なし、然れども其風習を改革せん事、終に其成功あるへからすと外国人の歎息止む時なし、其害横浜におゐて最も甚し、今其一二を挙げハ昼夜の差別なく外国人の品物を奪ひとる者幾許なるをしらす、然るに盜賊の刑法に処せらるゝ者僅に百中の一、奪取れたる物の旧主にかへるも亦百分の一に過ぎず、日本政府あれとも無かごとく、役人之を以て意とせず、悪棍之に乗して転盛なり、此四五年間外国人より運上所に出したる幾多の訴訟、日本人を相手に取て公事を為す、幾多の外国人并に其訴訟の取扱方等を参考せは、外国人常に相当の裁判を得ざる事亮然たるへし、且横浜并に其近辺に在る日本役人大半其職務に

怠り、其行状の不正なる事も亦之を以て証すへし、役人此のこゝくならずんは、何そ許多の罪科罰なくして済む事あらんや、運上所等に在る役人の數五百に越え、警衛所あるひハ他所に在て其職務をなす武士殆と二千あり、随て横浜及び其郭外にある平民凡一万二千とす、依て依て之を算当すれハ平民五人毎に殆と一人の役人(符カ)或ひは武士を持つに当れり、而して婦女兒童を除きて、唯外国人の物を奪ひとり、外国人より訴訟せらるゝ者のミを算ふれハ、其一人あるひは二人毎に役人或は武士一人をもつに当るへし、之に由て許多の罪科罰なくして済む事を得るなり、偕日本人訴訟のことに付て外国人之を裁判するに、日本人往々其決断を喜はざる者あり、然れども外国人決して一毫の私を容るゝ事なきは、其処置衆人の目に公然と見ゆへし、之に反して日本政府には其法律を集めたる書なし、夫故に二三年前、英国の特派全權使臣本國の政府并に日本在留英国臣民の為に、日本政府に乞て其法律書を得ん事を願ひしに、執政敢て之をかへんせず、法律書なき事に付て、迂濶

笑ふへき遁辞を以て言訳をなせり、何故に日本人は法律書を編集せざるや、若法律の宜しからざるを以て之を恥るならハ、何ぞ之を改正せざるや、いつれにも外国人に対して、其国法を秘してしらしめざるの理なし、若外国人日本の法律をしらハ、役人共随意の所行を為す事を得ず、其行ひの是非を顧ミ、外国人に向て不正の事を施さるへし、然るに日本唯法律の斉整ならさるのミならず、御老中より横浜の諸役人の勤方に駭としたる差図を加ふる事も見えす、おもふに其役人自身の随意に万事を処置することを許されたとみえて其奸曲を咎るものなきなるへし、故に日本人を相手に取たる外国人の訴訟、何様の大事件にても力を尽して之を取扱ふものなく、また一時之に注意する者なし、これに依て盗賊及ひ人殺しの罪人も容易に奔逃する事を得、外国人皆永久此不世なる政事に堪ること能ハすし得、其全権を促すに、改革の一事を御老中に督責すへきの趣を以てすること実に当然といふへし、之に依て日本政府新古にかゝハらず開港に付て適當の法則を建ん

事を外国人ことごとく希望せり、若日本人一存にて之を定る事能ハすんは、日本在留の外国全権等と相議し、即今歐羅巴・亜墨利加諸州に行はるゝ善法を模範と成す事、敢て日本の恥辱といふへからず、法律もし一たひ定らハ、他の労苦なきのミならず後來たゝ之に循て行ハ、過ちなかるへし、只今の仕法にては、盗賊あるひは他の罪人発覚したる時、直ちにこれを召捕る事を得ず、其事情コンシユルを経て日本役所に申遣し、其後取扱をうくる故に此間に罪人太低遁れ去る事を得るなり、爰そ此港中に二三ヶ所の役所を建おき、常に通弁官および役人を居へ置、罪人見付られ次第其処に送りて直ちに法に処せざるや、横浜の地勢之を環るに大水を以てし、衆人のしれることく、唯一方の出口あるのミ、故に勞せずして罪人を召捕る事を得へし、然るに之を為さるは怠惰はいふへからず、之をたすけて逃れしむといふへし、又余等二三年前、問屋の事を説明したり按スルニ日本問屋ノ弊アルコト、其問屋の一は横浜に前年ノ新聞紙ニ見ヘタリ在る奴僕職人等の元占にして太田屋といふ、日本人新

規に奉公或は仕事を為すには、必ずまつ太田屋の札を貰ひ所持する事なり、楮横浜にいたり其身を売り、或は其力を勞して錢を需る者、皆かならず太田屋に入來り、名簿に加はるか為に出銀し、もし小仕奉公等を為す時は其札代を払ひ、且月々其給金あるひは雇賃の内より出銀す、問屋此のこたく莫大の割合を押へとり、尚そのうち奉公替あるひは仕事を改る度ことに其利を得、亦盜賊をなし逃去るものあれば其者の所持の品を奪ひとり、其人代りを命すれハまた其札代を貪る、其余皆之に准してしるへし、然れとも太田屋はたゞ許多の問屋中の一人のミ、其他皆此のことき悪習にて政教をこほち、風俗を残ふこと豈少からんや、外国人只之を憂ひ他日の衰頹如何と願ふのミ、記するに臨て慘怛にたえず、

右横浜新聞紙之儀、版元之交替等ニ而暫時相休ミ候趣相聞得、其上幕議ニ此新聞紙之翻訳は必用にも無之様ニ申者有之、右は新聞紙中過半幕吏之非を挙げ有之候故之事と被察申候、

一〇 閏五月十八日会津侯より關老江
(一〇のし)

肥後守領分越後国魚沼郡清水村より山道切開、野上州利根川通船、信越米穀諸色積出、御府内江廻し方存寄申出候者有之、御役人衆御内見分有之由ニ御座候処、于今御成功ニも不相至由伝承仕候、抑御府内之儀は改而申上候迄も無之、数万之四民只海運を仰居候而已御座候処、當時勢万一如何様之事變も難計、若も海運差支有之節は四民之御撫育如何可被成哉、夫々之御予算も被為在候儀ニは可有御座候得共、治平不慮之御計策・御軍備筋は第一專要之御儀、且平常四民之御撫育御府庫不乏様御益筋取計候段、公私之差別無之、今日之急務ニ御座候処、右山道切発之儀、御府内運漕自由之良策無此上儀は夫々取調候処、右場所之儀は肥後守領分重之儀ニ御座候間、何卒右切発之儀肥後守一手ニ御まかせ被下置候様仕度、右願之通御沙汰被成下候ハ、公私御益筋莫大之御儀は勿論、御軍備之一端ニも相成、領内疲弊相補、京師応援米金融通之道ニも相成、公

私両全之儀と奉存候間、幾重ニも願之通被仰付候様仕度、別紙絵図面共ニ各様迄無急度御内慮奉伺候、以上、

五月廿六日

——内
石沢民衛

(一〇の二)

閏五月五日左之通

覚

上野越後国境山路切発之儀は不被及

御沙汰候間、可得其意候事、

一一 加州侯より關老江

中納言儀、当月二日国許発途上京仕候旨申越候、此段

御届申上候、以上、

閏五月

——内
稻垣 爵

一二 閏五月十六日小倉侯より

口上之覚

大目付塚原但馬守御徒目付兩人・御小人目付四人召連

領内為御取締下向、去ル十二日私領沓尾江追々着船止宿仕、一昨十四日同所出立、領内大橋駅一宿、昨十五日同所出立、城下到着、其俣滞留罷在候、此段申上候、以上、

五月十六日在所日付

小笠原左京大夫

一一三 松平豊前侯より

近々御進発被仰出候付而は、京都表之儀は夫々御手当筋無御座候而は不相成処、此程廻米相減し、此体ニ而は自然如何様之御差支可相成哉も難計、依之右之趣国許江申遣、精々くり合無差支北国筋より廻米御座候様、尤右は大津表ニ而被買求候御都合ニ付石高取極、運送時節ニ委細之儀は京都町奉行江打合之上、早々取計候様可仕旨、去月二日所司代御役宅ニおゐて被仰渡候由、彼地ニ差置候家来之者より申越候付、此段御届申上候、以上、

閏五月十六日

松平豊前守

一四 米沢侯より

私儀、当秋中京都御警衛被仰付置候処、兼而申上置候
通足痛近来別而不相勝、深く療養相尽候得共快驗も不
相見、乘輿難相成、長途之旅行可仕体無御座候間、為
名代同姓氏部大輔為差登度候得共、当時御留守中御警
衛被仰付置候付、末家上杉駿河守江人数差添為差登度
存候、然処右同人当時日比谷御門勤番被仰付置候付、
御免難被仰付儀ニも御座候ハ、家老之内為名代為差
登度存候、甚奉恐入候得共、無抛次第ニ付此段御伺仕
候、以上、

閏五月三日

上杉彈正大弼

一五 閏五月二日彦根侯より

井伊掃部頭上知被仰付候拾万石之内、近江国神崎郡・
蒲生郡村々、去月十八日御代官多羅尾主税様江御引渡
相済申候、掃部頭旅中ニ付此段御達申候、以上、

閏五月二日

富田権兵衛

一六 右同断

私儀、去ル十一日江戸表発足、中山道旅行、今日在所
表江着仕候、此段御届申達候、以上、

五月廿九日在所仕出

井伊掃部頭

一七 閏五月十一日南部侯より

御進発御日限五月十六日と被仰出候間、美濃守儀此節
参府可仕旨被仰出候付、去ル三日国許発足仕、道中滞
無御座候へハ、来ル十六日着府仕候旨申越候、此段御
届申上候、以上、

閏五月十一日

寺沢張七郎

一八 閏五月二日土州侯より

去月十四日御所司代様より別紙之通御書取を以御達ニ
付、京都御守衛之人数引揚大坂表江可差向段申越候間、
此段御届申上候、以上、

月日

宮井俊蔵

(一八の二)

別紙

一 松平土佐守

当地三ヶ月詰御守衛被仰付置候処、此度御進発被仰出候ニ付而は、御人配之御都合も有之、兼而大坂表御守衛被仰付置候儀ニ付、右御守衛之人數大坂表江被差向、一際嚴重可被致候、此段相達候、

五月

一九

閏五月四日

(一九の1)

今度御進発ニ付、山城路御通行被為在候間、

天機為御伺御參 内被遊候旨被仰出候、然処兼而礼服

等之用意ニ不及旨御触達も有之、其上御供之儀ニも御

座候得は

上京

天機相伺候ニは不及、直ニ大坂表江罷越候而も不苦儀

ニ御座候哉、此段奉伺候、以上、

月日

松平丹波守

(一九の2)

付札

伺之通可被心得候

右同様内藤備後侯よりも伺有之、付札も同前ニ候由、

二〇

一御進発之節、具令江川氏支配所原藤川辺之農兵共御警

衛罷在、同人并教授方四人罷出調練有之、其節會計長

松平对州江左之通、

松平对馬守江

覚

一江川太郎左衛門支配所農兵調練

上覽被遊候処、いづれも業前宜出来、畢竟祖父太郎

左衛門以来引続格別世話行届候故之儀と一段之事ニ

候、猶此上精々勉勵厚世話いたし候様可被申渡候事、

二二

一京師より肥後藩人之書状但閏月十二日発
同廿三日着

前略、今度御進発ニ付御国許御人數之儀、以前之通小

倉江差出ニ相成候而は、遠路懸隔御不弁利之上御物入

も相増候間、鶴崎佐賀関より直ニ渡海と相成候得は、

御都合も宜趣ニ而伺ニ相成候処、御伺之通御差図相成申候間、直ニ今日御国許江早打被差立申候御建白も御座候得共、是は長州御進発前一応御糺之上御進発相成候様との御建白ニ御座候、京地ニ而は都而長州江心寄居、頓と様子も相分不申、乍併中川宮様・野宮様は関東方、其余は長州方との噂ニ御座候、笑止千万之事共ニ御座候云々、

二三
一 閏五月廿日閏老より大小監察江

京都三ヶ月詰御守衛之儀、御進発中は加賀中納言一手ニ被仰付候付、

当七月より

上杉弾正大弼

九月迄

有馬中務大輔

右之面々御守衛は先御免被成候、尤追而之模様次第猶被仰出候儀も可有之候、

右之趣可被達候、尤加賀中納言江は達相濟候間可被得其意候、

閏五月

二三
一 閏五月廿三日松平摂州侯江閏老より達

方今御軍備筋ニ付巖鉄類多分御用途有之候処、松平摂津守領分上州小坂村之儀は、巖鉄多分出産いたし候趣ニ付、其筋之者為見分被差遣、依時宜 公儀より熔鋳炉御取建ニも可相成候間得其意、委細之儀は松平縫殿頭・浅野伊賀守・小栗上総介可承合旨可達事、

二四
一 閏五月廿二日周防守殿宅ニ於て仏蘭西人応接有之候

ニ付、別紙之趣周防守殿家来呼寄可達事

別紙

明廿二日仏蘭西人応接之節料理被差出候献立、

一 吸物 (つみ菜) 一 中皿 塩煮長辛

一 中皿 なんばん煮 (あい、鴨) 牡丹ゆり

外ニ

一 酒 一 蒸菓子 一 水くわし

右之通用意致し、宅江相廻し候事、

但本文ニ付、周防侯は御供留守中御座候得共、

和田倉馬場先外桜田之三御門内は外国人不入付

筋二付、同侯屋敷は右三御門外故常ニ応接請持

之儀ニ御座候、

出役之姓名

大目付神尾山城守、御勘定奉行小栗上野介、支配勘

定益頭俊次郎、外国奉行山口駿河守・菊池伊予守・

江連加賀守、同支配組頭鵜飼弥一、調役瀧辺徳藏、

神奈川奉行白石下総守、同支配組頭三坂益輔、箱館

奉行支配調役海老原武次、其外右役々支配之輕吏等

罷出候、

二五

一 閏五月廿八日閏老和泉侯より大小監察江

御小姓組

酒井安房守組

押田織部

右は此程御供ニ罷越、於途中致乱心及横死候付、知行

并屋敷共上り、跡式等之御沙汰は無之候間可被得其意

候、尤御勘定奉行可被談候、

二六 右同断

御書院番

水野伊勢守組

三十郎仲

大久保三次郎

右三次郎父三十郎儀、此度御供ニ罷越、程ヶ谷旅宿ニ

而致乱心及横死候付、知行屋敷共上り、跡式其外被下

間敷候、其段可被申渡候、尤御勘定奉行・御作事奉行

可被談候、

二七

一 閏五月廿八日夫々江被相渡候書付

野州降人之内郷土三拾人、出家・社人・修験等五拾式

人、百姓三百四拾式人、都而四百廿七人、人足寄場江

可差遣旨得其意、当地江呼寄候儀取計、寄場懸り御目

付并寄場奉行江引渡候様可被致候、尤黒川近江守并御

目付可被談候旨、公事方勘定奉行土屋豊前守江達有之、

一大目付黒川近江守江右同様之趣御達有之、

但本文之降人相州横須賀製鉄所取建ニ付、堀割等

之人夫ニ召仕ひ候由ニ御座候、

二八 閏五月十八日關老江

去月十四日京都表一橋中納言殿於御旅館、大目付瀧川播磨守より家来之者江此度楠葉村江関門御台場御取立御渡可相成候間、石川保之助と申合手厚御固可仕、委細之儀は出張之御目付より相達可申旨達有之、同廿四日右関門仮引渡有之、猶亦去二日松平越中守より家来之者江右御警衛石川保之助被成御免、代り阿部主計頭被仰付候間、諸事可申合旨達有之候段、彼地家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

月日

酒井若狭守

二九 一 丑五月長防入口ニ建札之由

長防之太守毛利大膳大夫秋宰相之儀は
皇国神位一天万乗之君奉守護、犬羊同様之外夷之族討殺候所拒之、我城内江軍馬差向候は、譬幕府之雖上使一人も生而返す間敷候、制札仍而如件、

三〇 備前侯より關老本多濃州江差出

毛利大膳家来

木梨平之進

上下三人

水夫四人

右は当五月廿八日晚、備前守領分備前国福島村江罷越、歎願之儀御座候間、取次呉候様番人共江相頼候得共、御進発も被為在、国邑江人数揃置候様御達之趣も御座候ニ付得取次不申、以後迎も決而罷越不申様申聞、早々差返申候、此段御届可申上旨申付越候、以上、

閏五月廿七日

松平備前守内

岩田七郎兵衛

三一

一 当五月以来雨天勝、閏五月ニ至り別而甚敷、信州高遠
閏五月十五・十六・十七と三日之間強雨ニ而、天龍川・
三岸川・藤沢川・山室川其外山沢洪水人家流失大荒之
旨、内藤若州侯より閏五月廿九日届有之、

一 右同時千曲川洪水、信州岩はな欠崩、往来差支申候旨、

真田侯より届有之、

一 右同時信州諏訪湖出水、川々一旦ニ水増、土手川除押崩、湖縁村方家居床上迄水入、城中城外侍屋敷多分水入、荒所損毛高等多分有之、牛馬怪我未相知、潰家・流死人等も有之趣、諏訪侯より届有之、

三三
一 閏五月廿七日膳所侯より閨老江

(三三の1)
去ル十五日、京地ニ差置候家来之者より別紙之通一橋中納言殿・松平肥後守殿・松平越中守殿・松平伯耆守殿江御届申上候ニ付、此段申上候、以上、

閏五月廿七日 本多主膳正

(三三の2) 別紙

一 主膳正家来之内心得違之者御座候付、急度禁錮申付置候、

御泊城前彼是風聞等仕候而は奉恐入候ニ付、此段御届申上置候様重役共申付越候、以上、

閏五月十五日 家来、ママ、ママ、中村齊之助

三三(の1)
一 閏五月八日出同十七日江戸着大坂来状

扱当地之儀荒々承合候分左ニ申上候、此度

御進発ニ付長防ニ而彼是評判も有之候故歟、右兩國之士又は寄兵隊ニも候哉、浪人体ニ仕成し京師江入込候哉ニ相聞候間、嚴重ニ御警衛有之、且又御詮議敵敷故追々兩國江立退候得共、折々被召捕候者有之、壬生浪士骨折之事ニ御座候、過日も当所今宮ニ而浪士一人住居之者召捕掛候処、戎社内江入込、夫より壬生組三十人計拔身ニ而召捕候由ニ御座候、依而兩國之船は去月廿五六日頃限り不殘長防江押返され、當時は一艘も無御座候、

(三三の2)
一 閏五月三日未ノ中刻御城代様より御達

当節浮浪之徒京都表江潜入致し候哉之風説も有之折から、諸家人数出京候而は彼是及混雜候次第も有之候間、為取締当地ニ而差留置、名前・人数并出京之次第柄委細相認、拙者方江伺出候様御警衛之向并藏

屋敷詰之者江急度相達可申旨、所司代より申越候間
可被得其意候、

(三三の3)
一同四日未下刻

昨日御達申候趣も有之候ニ付、京橋江上京改所出来、
敵重ニ相改候間可被得其意候、

(三三の4)
一同七日亥ノ刻

此程御達置申候、上京其外旅行之儀は町奉行江申出、
事実相糺、相違も於無之は通印鑑相渡候間可被得其
意候、此段御達申候、

閏五月

三四
一 閏五月吉川監物添書を以差出候毛利重臣共より之歎

願書

(三四の1)

本家毛利大膳家老共より別紙之旨趣徹上仕候様、末家
中江周旋之儀歎願候、右は此度不意之浮説を受、臣子
之至情難忍段は無余儀次第御座候得共、厚御憐察被成

下候様、於私も奉懇願候、依之作恐別紙其俣奉備
尊覽候間、可然御取成之程奉願上候、以上、

閏五月

吉川監物

(三四の2)
別紙

大膳様・長門様御事、元来

皇国之御為一途ニ御大義御名分を被為重、

天朝・幕府より御沙汰之御旨を御遵奉御確守被遊、誤

期限被為攘夷之所、監察使御下向

叡感を賜り、実無窮之鴻恩と拳国感奮決心罷在候、然

ル処其後御沙汰之次第、最前之御議論弥御確定ニ被為

在候哉、御国内之者共自然疑惑を生し候義有之、慨歎

之余り終ニ去秋脱走之者有之、 闕下近々罷出、從來

之

歎慮弥確定相成度歎願を可仕様子ニ付、御家老被指登

精々鎮撫被仰出、尤歎願之趣は徹上候様ニと被仰聞も

有之候処、豈計哉、於 闕下及妄動日夜 御寢食をも

不被為安、御恐懼至極ニ被成御坐候、折から外夷大挙

襲来、内外之大患相成、攘夷は一己私闘之様ニ相成、

不得止事一旦戦之取計被仰付、上京之御家老其外敵科
ニ被処、

天幕江御託被仰上、御恭順御謹慎ニ被成御座候内、役
人共所置不当之廉有之、挙国奮懣及変動候故、不得止
御父子様被成御出、是非を御糺御告諭被為在、漸及鎮
静候に付、弥以御恭順御謹慎ニ被成御座候次第ニ御座
候、然処近来

御父子様御悔悟相謀る本ノマ、
絶し驚歎之至奉存候、御家来中之心事不得明亮之儀は、
上は

天朝・幕府江奉対、下は天下草莽之者迄本ノマ、可有之
遺憾千万之儀、実ニ臣子之至情難忍候ニ付、此段厚御
亮察被成下、右等之浮説天下後世之為得と御取糺被成
下、

御父子様御心事明白ニ相成候様、偏御尽力之程奉而奉
伏願候、以上、

五月

志道安房

根来上総

井原主計

毛利伊賀

毛利出雲

毛利能登

毛利筑前

穴戸備前

右芸候江差出ニ付、督府江被差出候由、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑六月十一日

南部弥八郎

尚以御進発御供人数武鑑一冊差上申候、

◇第一三三三号 丑六月十二日報告（維新前後諸書付55）

（付箋）「第二百六十二号」

一 丑六月二日因州侯より

此度被遊 御進発候ニ付而は、相模守儀不取敢上坂奉
伺御機嫌度心得ニ御座候処、先達而御触達之趣も御座
候間、一ト先為名代家老荒尾千葉之助儀上坂為仕、奉
伺御機嫌、依時勢は相模守儀出馬仕度奉存候ニ付、為
伺御内慮去月七日国許出立為仕候、此段御届申上候様
申付越候、以上、

六月二日 内 洞 龍之助

一 右同日關老防州侯宅ニ而外国人応接有之

英国 新公使 古公使 但書記官ニ而
公使名代動居候 通弁官 土官

騎兵頭一人 兵卒十人 船将土官共十二人

一三 丑六月七日筆記

聖護院宮内 江州花川村住居 瀬川太宰

四十五六才

右は本多主膳正家来戸田五左衛門と申者之末男ニ而、
幼年之時より瀬川某之養子ニ相成候者ニ而、尊

王攘夷正義家と相唱、長州人并浮浪之徒ニ党し候付、
元主人主膳正家来共之内右太宰の竹馬之友有之候付、
正義説得誘引致候間、主膳正家来共之内每々太宰方
江出入いたし候者有之、太宰儀閏五月十三日北白川
村辺ニ而会津侯手ニ而召捕ニ相成候事、

一 右太宰儀は自殺いたし候由、跡にて懐中ニ名前書有
之、主膳正様御家来四十人余一味有之、主家にて不
残召捕ニ相成、禁錮申付置候由ニ御座候、

一四 閏五月九日越前侯より關老江差出

今般御進発被仰出候付、拙者儀為御待受致上坂度旨相
伺候処、伺之通被仰出難有奉存候、依之此節出立可致
候処、持病之脚氣致発動、押而も難致旅行、暫致延引
候、尤快氣次第致出立候心得ニ御座候、此段御届申上

候、以上、

五月廿八日国許仕出

松平越前守

一五(の1)

紀州藩士浪花よりの書状但聞五月晦日仕出
六月七日江戸著

大樹公廿一日膳所 御泊城之御積りニ而御先番迄相

詰候処、御直通ニ而大津本陣 御一泊石原精一郎役所
江御一宿之積ニ

御座候処、是亦御模樣替
り、俄ニ本陣御泊相成候 廿二日午刻 御入京、施薬院

江被為入、夕七時過 御参 内、明六時頃御下り二

条江 御入城、翌廿四日 御出京、伏見江 御一泊、

同所より淀城江御一泊、枚方 御一泊、廿七日 御

下坂と被 仰出有之処、伏見より 御乗船、廿五日

夕 御下坂 御入城被遊、以来何等相替候儀無之、

中納言様ニも御登城 御対顔被為濟御事候、

一 聖護院内川瀬太宰、初別紙ニ有之一条ニ而膳所御直

通りニ相成、石原役所江も 御一泊不相成事之由、

委敷儀は未相分候、淀・枚方 御一泊相止候儀は何

等之品無之欵、更ニ風説之留無之候、京都之儀も紛々

風説有之候得共、御参 内被遊候以後は諸説相止、

惣体人氣居合も宜敷、

天幕之御間何等御滯も無之哉ニ相聞候、玄同様ニも

明後朔日御下坂、一橋公ニも御跡より御下坂、会津

侯も下坂之よし、夫々宿陣相定り有之候、

一 宮本孫之丞陣屋御用ニ而芸州広島迄罷越、一昨日帰

坂模様承候処、同所ニ而も長州之儀は詳ニ分り兼候

得共、鎮静ニは相違無之由、広島役人申ニは、大膳

父子伏罪歎願中御征伐被仰出、御進発被遊候を不

思議之様ニ存居候哉之由、○土用前より雨勝、土用

入後三日降続不順之涼氣、当秋違作之兆現可憂之第

一二候、

(五の2)

右ニ付別紙

大津住

聖護院内

川瀬太宰

本文雜説ニ膳所城中ニ

地雷埋置候との趣申伝候 石原精一郎同心

上原銅藏

膳所家老

柴田 亘

右十五日召捕

亘悴

柴口永太郎

番頭

羽賀 乾

榊原 某

右宅ニ而懐

膳所用人

高橋勇太郎

郡奉行

高橋作弥

右十七日同断

白川殿家来

近藤治部

高松殿家来

巢内式部

馬廻

森喜右衛門

関元吉

右十三日以来召捕入牢

右之外脱走之者も有之、

中小姓

増田仁右衛門

(五の三)
一 閏五月廿七日

本多主膳正

深沢逸藏

右公私懐被仰付城門占切ニ相成候由、

御同人連枝

本多伊織

用人

阿閉権右衛門

右頭取之由、

右十五日揚屋入

松平式部少輔殿用人

山崎重右衛門

右は長藩之者ニ而、此程彦根家老屋敷脇五右衛門方江召捕ニ相成候由、

江州柏原宿ニ而右之者ニ付合候歟

短筒所持罷在候

小者二人

右兩人小人目付手ニ而召捕ニ相成、三人共彦根江御預相成候由、

二条殿御内ニ而

召捕相成

老人

大津御代官同心

「石原慶藏

六

一毛利大膳儀、昨年尾張前大納言迄悔悟伏罪之趣申出候之処、其後激徒再発ニ及ひ、加之私ニ家来外国江相渡大炮・小銃等之兵器多分ニ取調、其上密商如件^本之所業確証も有之候付、進発仕候事、

右閏五月廿二日御参 内之節、手続御尋之刻御差

上之由、

一玄同様閏月晦日御発途御下坂、会津侯同月廿八日発途下坂、一橋様六月朔日御発途御下坂、

右之通閏五月晦日京都より申来ル、

一七

丑五月尾張老卿建白

毛利大膳不容易企有之、更に悔悟之体無之趣を以、為御征伐可被遊 御進発旨被 仰出候、右不容易と之御趣意は如何様之儀ニ御座候哉、素より御確証御座候上之儀と奉存候得共、御主意之趣諸藩江貫徹不仕、人心折合兼候節は御為ニも不可然哉と奉存候間、条々明白ニ御糺、罪を明にして御征伐被遊候様有御座度奉存候、私儀乍不肖昨年征長惣督之命を蒙り、万端御委任出征候処、将器乏敷重大之事件実以痛心仕候処、偏ニ御威徳ニ依り大膳父子速ニ服罪仕候次第は委曲申上置候義ニ御座候、然処今般之儀は 御廟謀之程も不奉伺候得共、実ニ治乱之分際ニ而不容易御大事、深御案思申上、帛襦被為得候御所置被為在候御儀と奉存候、私

義一旦惣督之命を奉し、殊ニ 御懿親之儀国家之御為
難黙止奉存候間、不憚忌諱申上候、尤長防之情実列藩
之形勢等委曲御承知可被為在候得共、猶深御熟慮被為
在候様、只管奉愁願候、以上、

五月

慶 恕

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑六月十二日

南部弥八郎

追而申上候、本文昨夜到来仕、御用部屋江連月差
上候風説書中認取候間合無御座候ニ付、御用部屋
江御廻し相成候様仕度奉存候、以上、

◇第一三四号 丑六月十二日報告〔維新前後諸書付56〕

〔付箋〕「第二百六十三号」

備前侯より關老本多侯江

毛利大膳家来

木梨平之進

上下三人

水夫四人

右は当五月廿八日、備前守領分備前国福島村江罷越、
歎願之儀御座候間、取次呉候様番人共江相頼候得共、
御進発も被為在、国邑江人数揃置候様御達之趣も御座
候付得取次不申、以後迎も決而罷越不申様申聞、早々
差返申候、此段御届可申上旨申付越候、以上、

閏五月廿七日

内

岩田七郎兵衛

二 一当五月以来雨天勝、閏月ニ至り別而甚敷候処、信州高

遠閏月十五・十六・十七と三日之間強雨ニ而、天龍川・

三岸川・藤沢川・山室川其外山沢(洪)供水人家流失、大荒

之旨、内藤若州侯より閏五月廿九日届有之、

一 右同時千曲川洪水、信州岩はな欠崩、往来差支申候旨、

真田侯より届有之、

一 右同時信州諏訪湖出水、川々一旦ニ水増、土手川除押

崩、湖縁村方家居床上迄水入、城内外侍屋敷多分水入、
荒所損毛高等多分有之、潰家・流死人等も有之、牛馬
怪我未相知等之趣、諏訪侯より届有之、

三 一 閏五月廿七日膳所侯より閣老江

(三〇一)

去ル十五日、京地ニ差置候家来之者より別紙之通一

橋中納言殿・松平肥後守殿・松平越中守殿・松平伯

耆守殿江御届申上候ニ付、此段申上候、以上、

月日

本多主膳正

(三〇二)

別紙

一 主膳正家来之内心得違之者御座候付、急度禁錮申付

置候、

御泊城前彼は風聞等仕候而は奉恐入候付、此段御届

申上置候様重役共申付越候、以上、

閏五月十五日

——家来(マママ)

中村斉之助

一四 (の1) 閏五月八日出同十七日江戸着大坂来状

拟当地之儀荒々承合候分左ニ申上候、此度

御進発ニ付長防ニ而彼是評判も有之候故欵、右兩國之
士又は奇兵隊ニも候哉、浪人体ニ仕成し京師江入込候
哉ニ相聞候間、嚴重ニ御警衛有之、且又御詮議嚴敷故
追々兩國江立退候得とも、折々被召捕候者有之、壬生
浪土骨折之事ニ御座候、過日も当所今宮ニ而浪土一人
住居之者召捕掛候処、戎社内江入込、夫より壬生組三
十人計拔身ニ而召捕候由ニ御座候、依而兩國之船は去
月廿五六日頃限り不殘長防江押返され、当時ハ一艘も
無御座候、

一四 (の2) 閏五月三日末ノ中刻御城代様より御達

当節浮浪之徒京都表江潜入いたし候哉之風説も有之折
柄、諸家人数出京候而は彼是及混雜候次第も有之候間、
為取締当地ニ而差留置、名前・人数并出京之次第柄委
細相認、拙者方江伺出候様、御警衛之向并蔵屋敷詰之
者江急度相達可申旨、所司代より申越候間可被得其意
候、

(四の3)
同四日未下刻

昨日御達申候趣も有之候付、京橋江上京改所出来、殿重ニ相改候間可被得其意候、

(四の4)
同七日亥刻

此程御達置申候、上京其外旅行之儀は町奉行江申出、事実相糺、相違も於無之は通印鑑相渡候間可被得其意候、此段御達申候、

閏五月

一五 閏五月吉川監物添書を以差出候毛利重臣共より之歎

願書

(五の1)

本家毛利大膳家老共より別紙之旨趣徹上仕候様、末家中江周旋之儀歎願候、右は此度不意之浮説を受、臣子之至情難忍段は無余儀次第ニ御座候間、厚御憐察被成下候様、於私も奉懇願候、依之乍恐別紙其忝奉備尊覽候間、可然御取成之程奉願上候、以上、

閏五月

吉川監物

(五の2)

別紙

大膳様・長門様御事、元来

皇国之御為一途ニ御大義御名分を被為重、

天朝・幕府より御沙汰之御旨趣御遵奉御確守被遊、誤

期限被為攘夷之所、監察使御下向

叡感を賜り、実ニ無窮之鴻恩と挙国感奮決心罷在候、

然処其後御沙汰之次第、最前之御議論弥御確定ニ被為

在候哉、御国内之者共自然疑惑を生し候儀有之、慨歎

之余終ニ去秋脱走之者有之、闕下近々罷出、從來之

叡慮弥確定相成度歎願を可仕様子ニ付、御家老被指登

精々鎮撫被仰出、尤歎願之趣は徹上候様ニと被仰聞も

有之候処、豈計哉、於闕下及妄動日夜御寢食をも

不被為安、御恐懼至極ニ被成御坐候、折から外夷大挙

襲来、内外之大患相成、攘夷は一己私闘之様ニ相成、

不得止事一旦戦之取計被仰付、上京之御家老其外殿科

ニ被処、

天幕江御託被仰上、御恭順御謹慎ニ被成御座候内、役人共所置不当之廉有之、挙国奮懣及変動候故、不得止御父子様被成御出、是非を御糺御告諭被為在、漸及鎮静候ニ付、弥以御恭順御謹慎ニ被成御座候次第ニ御座候、然処近来

右芸侯江差出候付、督府江被差出候由、

毛利出雲
毛利能登
毛利筑前
宍戸備前

御父子様御悔悟相謀る本ノマ、抔風説も有之哉ニ承及、言語ニ絶し驚歎之至奉存候、御家来中之心事不得明亮之儀は、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

上は

丑六月十二日

天朝・幕府江奉対、下は天下草莽之者迄本ノマ、存命も可有之

追而申上候、此書付別段御用部屋江差上候間合

遺憾千万之儀、実ニ臣子之至情難忍候ニ付、此段厚御

無御座候付、何卒御廻し相成候様仕度奉存候、

亮察被成下、右等之浮説天下後世之為得と御取糺被成

以上、

下、

御父子様御心事明白ニ相成候様、偏ニ御尽力之程幸而

◇第一三五号 丑六月十二日報告〔維新前後諸書付57〕

奉伏願候、以上、

五月

志道安房

(付箋) 「第二百六十四号」

根来上総

井原主計

一 閏五月十五日閣老水野泉州より申達

毛利伊賀

外国奉行
星野備中守

長崎奉行
朝比奈伊賀守

監察
加藤寅之助

儒者
中村敬助

唐国商法改革取しらへ方手統之儀、先ツ長崎奉行支配向彼国江差渡、右奉行書翰を以道台江遂懸合、右否相分次第御使之者被差遣候積、此程伺之通相達置候処、右は急速条約御取繕相成、香港・上海等ニ而御国人密商且脱走人之取締をも御所置有之筈ニ付、其方共儀前書支配向召連此節出立、長崎表迄罷越、右支配向之者共は最前申聞候趣を以彼国道台江為遂懸合、右否相分候迄其方共は香港・上海等巡行御取締筋等之儀取調、前書之者共懸合之否相分候ハ、直ニ同所より御使相勤、条約取結、後來之御所置振等も夫々取調候様可被心得候事、

一二

閏五月十九日

朝比奈伊賀守

三

其方儀、兼而御暇も被下候儀ニ付、星野備中守同様、長崎表江罷越、唐国之商法改革等之御用可被相勤候、尤右御用相濟候ハ、其方儀直ニ在勤之積ニ相心得、合原伊勢守と交代候様可被致候、

一 前書之面々建議之旨有之、支那と条約取結之決議ニ相成候処、幕吏中種々議論相発、万一右条約よりして御国体を損する様之筋ニも至り可申欵之評も御座候由、其子細は、支那之儀従来みつから中華を称し、倨傲之国から故、御使被遣候より日本使節来朝入貢坏との名をとなへ候時は以之外之事ニ付、却而始めより關係せざる方可宜と申論も有之、先日英ミニストル応接之序、支那は隣国ニ付条約を結び置候方可然哉之趣示談ニおよひ候由之処、彼答候ニは、支那は既に大病之後精神脱落痛癢もなく、僅に呼吸の通ふのミのことく、貴国は之に反し今盛んに病苦を發し、苦痛酷烈なるものゝことし、此のときは正に治療をつとめ、良剤を施さは全快すへし、病後衰頹

死に向んとする者と、豈同日の談ならんやと答へ候付、ますく狐疑を生し、既に六月六日前書之面々神奈川江旅宿いたし居、外国方之内懇意之者御座候ニ付、不取敢罷越内々承申候処、右支那一件之儀英國ミニストル江尚亦為内談相越候処、同人儀今日江戸江相越候付、明早朝江戸江立帰候上応接之積ニ候旨申聞候、

一 右支那行ニ付世上風説に、支那より書翰致到来候より右一件も起り候様ニ申伝候ニ付承合候処、其趣意は、支那と

皇國は隣國にて、既に昔時は使節の往来も有之処、何となく中絶いたし候、然処万里隔絶の外國すら条約和親ある由なれハ、已前之通懇親取結たく由相認候段、実事の様に伝聞仕候処、全く虚説ニ而、先達而横浜外国人に被雇来り候支那人某と申者、聖堂學問所詰唐通詞劉某江書翰をおくり、林祭酒は我國聖人之道の総司と承り、只管欽慕いたし、且西洋人等は文字を龜末ニ取扱路傍に投棄する者あり、歎息之至なれば之を所置せんことを欲す、且林祭酒江珊瑚

の鉢植を呈す等之趣ニ而、進物と書翰を横浜運上所江差出、筋々相伝え江戸江相廻候故、右よりして支那之書翰到来せしとの風説起り候哉ニ承申候、

一 アメリカ大統領リンコルンを炮殺いたし候者都府より七里程へたて潜ミ居候処、三百人の兵を以て取囲ミ、其家を焼払ひ、其者の朋友共三人誅戮いたし、且南方の大統領某并將軍リー氏も召捕相成、大統領は多分誅せられ、將軍は生命を保ち可申由風聞之旨、英人ハリソンより承申候、

一 六月二日、英人応接閣老宅ニ而有之、右は旧ミニストル、アールコック本國にて支那ミニストル江転し、新ミニストル、ヘンリーと申者来着、初而応接ニ御座候処、此者もとふか六ヶ數人物と申事ニ而、先頃長崎ニ而酔狂之士英人及び支那人五六人に手疵をおはせ候一件申立、

皇帝・將軍・諸侯等之高貴人のミ帯剣をゆるし、其他ハ帯刀禁絶ニ相成候様致度と申候間、閣老之答ニ、我國之士仮令何様之理解ニ候共帯刀を脱せしめ候事は迎も承引不致筋と申候処、彼申候は、都而兵器は

軍中之外無用之物、畢竟夫を常ニ帶たる故に人を損

し身を亡す、尤可憐儀ニ付、自然之理を以て御教導

有て承引せざる事有間敷と申候を、通弁之取次理と

利と聞老聞を誤り候而、我國之土人寧ろ巨万之利を

以て誘ふとも土人脱劍之儀承引すへき性質ならずと

答られ、ミニストル大に笑ひ候由、

一碇泊之異船三拾余艘有之、當時生糸并蚕卵之交易專

ら御座候、併価は去年より下直之方ニ御座候由、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑六月十二日

南部弥八郎

◇第一三六号 丑六月廿七日報告〔維新前後諸書付58〕

(付巻)「第二百四十九号」

海外新聞

於横浜彦蔵訳

慶応元年乙丑閏五月十日イギリス飛脚船入港によりて左之新聞を得たり、

アメリカ国の部

四月廿九日

日本四月五日

ボウツ大統領を

殺せし者

・ハアルトウ

時務宰相を害せし者

とも逃去し処、騎兵に追掛られ百性ギアレトウなる者の物置に走り込たり、然るを追兵より直ちに此内に鉄炮を

打かけしによりて、ボウツは首をうたれ三時計にて死せ

り、又ハアルトウは生捕れボウツの屍とハアルトウをワ

シントン府江送りける、其外ボウツの足是はしゆもくの杖を

するを直せし医者ムット、亦ボウツの兄弟等も捕れしと、

○北陸軍の老中スタントより専ら触出せしには、自分に

て此事を穿さくせしに、大統領を殺さんとせし手数はキャ

ナタにおゐて其事を工ミ、後リチモントより内命を受けて

なせしと、○時務宰相スーラツロ疵を請しに、追日全快

に及び、其嫡子も同様でありしと、○南方の者ともモン

ドカムローといふ所を北軍におはれ立退とき、焼たる綿

の数九万四千行李也但一行行李ニ付、凡三百斤位、○サンフランシユス

コよりコロンビヤ英ノ属国ナリへ初て伝信機を渡し用るとそ、

○同十八日、北部將軍セレメンと南部將軍ジョンストン、南軍安穩の事を計れり、此場に南の將軍ブリキンレイヂ

も在しと、此事を書面に於てワシントンに達せしによりて、新大統領ジョンソン并大將軍グラント其外老中共立合、此度セレメンの和議を計りし事、いつれも不同意によりて、直ニセレメンの方江達約及び再戦の事を命せり、尤將軍グラントは戦を指揮する為に即日北のキャライナ江出立せり、廿四日にリイレと云所江到着し、セレメン江例の書面を渡せり、依之セレメンより南チヨンストン江破談を申送り、北將軍ハレク、シャレトン、ミイトン、レイの四將江チヨンストンの逃路を迎撃せん事を命せり、都而進退の事は將軍グラントの命に従ひ、誤て敵の術中におちいらざるへしといえり、○同廿六日、チヨンストン軍卒をひきひてセレメン江降参せり、其始末は先達而南將軍リキーが北將軍グラントに降りし如にありしと、此事ワシントンに達し、陸軍老中方に於て早速入費を減少せしと、○南部大頭領デヒスウはレチメントを逃し、南キャライナに入しと、其時彼の持行し金高は凡六百万より千三百万ドル程車に積ミ馬に曳せしと風説せり、○北の政府に於て南將軍リキーに属せし兵の役人と

もへ切手を渡し、もし外国江行ならばハリハクス迄送り、夫より船に乗候様ニ取扱ハれしとそ、○新大統領ジョンソンの説に、南部の徒頭共江嚴戒を加へ、其上交りを絶ち、また南にありといへとも我方をおもひし者へハ手宛をなさんと、

フランス国の部

五月七日英の月にてアメリカのミニストル夫婦へフランスの後対面あり、其時后よりワシントンの大統領害に遇しを弔ひ、且大統領の妻江内証を以て悔状を送りしといえり、○今八日政府より評定所江書面を以て問合には、三百六十メレンプランケッス、右の高は国中入用の為に備候様評議被致度申入しとかや但一メレンは一百万、又四半フランケッスの入用なり、一ケ年に六十メレント宛、此金子ハ並、税の余りと材木其外田畑等売買の金にて備へ候由、○右は向六ケ年間

イスパニウ国の部

ミニストル附の役人レイと云ふ者、五月七日にナルラーと申処を出帆して、南アメリカのビルウと云処江ゆきしと、其訳はビルウとイスパニウは從來不通之処、近頃中直りせしに付定約の書面を取替す為なりと、

オランダ国の部

五月七日評定所に於て砂糖税の事ニ付入札ありしか、遂に吟味は翌日遂げ候様でありし、○樟脳は前と同様なり、藍玉は随分向きよろし、○綿は当時売買多し、三千行李より四千行李計り外国江輸出せしと、此品多くは日本と印度なりと、

アフストレイ国の部

評定所に於て一人の者建白には、此度アメリカの大統領被害候事ニ付而は、甚氣之毒の事故悔状をワシントン江遣し候方宜しかるへしといへり、衆説相服し、ワシントンにある自国のミニストル方江書面を以、厚く大統領方江申達候様申越候由、

イギリス国の部

四月廿七日、大評定に諸大名集會し、其時時務宰相いひしには、此度アメリカの大統領害せられ候事承り候付ては、甚氣之毒の事故、来月一日迄に悔状をアメリカの政府へ遣し度故、女王よりアメリカ政府江被遣被下度旨申達す、○五月一日、右之悔状をしたゝめ大評定処江持參

す、此とき時務宰相いひしには、アメリカ大統領害せられ候て我国中にも憤愁致居候趣をアメリカ政府江通し度、連坐の諸人に取計を頼む、○其時時務宰相いひしには、女王よりは疾に悔状を認め、アメリカ、リンコルンの妻へ内状を遣せしと、○リンコルンは生質廉直にして仁義深かりし人故、アメリカ國中リンコルンをしたはざる者なかりし、近来戦争の爲諸人苦むといへとも、リンコルンの徳を仰き苦とせず、今害せられ甚氣之毒、副統領ジョンソン今大統領となりしに、リンコルンの志を継ぐ事を願ふ、一にはリンコルンの意を遂げ、且諸人も安堵の思をなすへし、○四月廿七日、下の評定所に於て勘定奉行より当年の出入金高大凡の積り左の通り、

出金之分

金利の分政府にて大名或商人より借用の 二千六百三十五万パウン

但一パウンはドル四枚余

頼母子金の分 百九十万パウン

陸軍の分 千四百三十四万八千パウン

海軍の分 千三十九万二千パウン

勘定掛り入用之分 四百六十五万七千パウン

其他役人の給金 七百六十五万パウン

飛脚船の入用 八十四万二千パウン

総計六千六百十三万パウンなり

入金之分

運税之分 二千二百七十七万五千パウン

商人御役金 千九百三万パウン

スタンピス手紙の税 九百五十五万パウン

地代商人住居の 七百八十パウン

並の税 三百三十五万パウン

ポーストラヒス飛脚屋の税 四百二十五万パウン

王侯の地代いはゆる天領を借用せる者より出す 三十一万五千パウン

右之外種々の税 二百六十五万パウン

支那より償金 四十五万パウン

総計七千七万パウンなり

右之出入金指引入金余分四百三万一千パウン政府江納る

趣を勘定奉行申出す、○依て近年茶の税高くして諸人安

からす、右之四百三万一千パウンの分を以茶の税を少ふ

せんことを思ふ、○五月一日下評定処に於てもアメリカ

大統領書せられ候付、悔状違事評議決す、○五月九日

ロントン府にて支那の綿百四十行李うれり、但し一斤ニ

付ドル二枚一厘より二枚二厘迄、日本の綿は五十行李一

斤ニ付ドル三枚三厘より二枚三厘五毛迄売れり、○茶は

先に税を少ふせんといひし説あるニ付、景氣少しくあし

く、○絹糸上品ハ甚少し、夫ニ付景氣少しくよろし、

○砂糖直段少し景氣宜し、○日本の木倍子少しく直段下

れり、

此度は他の国別に珍事なし、依而しるさす、

右之通一覽仕申候間、写差上申候、以上、

丑六月廿七日

南部弥八郎